

統計資料シリーズ：No.36

明治期製造業における 工場生産の構造

松田芳郎
佐藤正広
木村健二

一橋大学経済研究所
日本経済統計情報センター

1990

明治期製造業における 工場生産の構造

松田芳郎
佐藤正広
木村健二

一橋大学経済研究所
日本経済統計情報センター

1990

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることを目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的に得られるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長*

石川 滋

*1988年4月8日付で「日本経済統計情報センター」と改組された。

はじめに

製造業のなかでの工場生産の役割と比重とは、時点によって大きく変わっている。日本の場合には、明治維新と共に本格的に導入されるようになったといってもよいであろう。ただ、この工場生産が、どの程度の比重であったのかを、量的に確定するには、統計調査を必要とする。しかし、この統計調査制度自体が、明治維新後の輸入された社会システムの一つであるために、工場生産制度の形成と同時に量的把握をすることは可能ではなかった。従って、工場生産制度の量的測定作業自体、統計調査制度の吟味と並行する必要がある。

本書は、これ迄の明治期を中心とした会社・工場に関するマイクロ・データのデータベース編成の基礎作業として、工場統計調査についての検討を行った結果を収録したものである。これ等一連のマイクロ・データのデータベースについては、この統計資料シリーズ、No.16と20でも、その内容について公表してきたけれども、ここでは、工場の概念とその産業分類に力点を置いて記しており、後続の No.37,38,39の三冊全体の解説の役を果たすことを意図している。合わせ参照されたい。

尚、本書第1章の前半は、松田が『一橋論叢』99巻1号(1988年)に、「日本の工場統計調査制度形成史序章」として発表したものに若干の加筆を施したものである。木村の第2章、佐藤の第3章と密接に関連しているので、あえて再録した。ここで記した事項が、日本の統計調査史の研究者だけでなく、広く日本経済史の研究者の間でも常識となることを願っている。ただ第3章は、佐藤がOxford UniversityのSt. Antony's Collegeに海外出張中であり、かなり早期に原稿が完成したもので、現在の時点ではさらに加筆の必要を感じられているかもしれないが、松田の責任で全体との釣り合上の若干の表現の補正を行うに留めてある。木村健二氏には、早稲田大学社会科学研究所の特別研究員である間に、文部省科学研究費による研究協力者として、分類表の再検討を分担して頂いた。本書が市井に流布する頃には、東京農工大学に助教授として勤務されているはずである。

1990年早春

松田芳郎

謝 辞

本研究の実施に当っては、日本経済統計情報センターの事業費の他に、文部省科学研究費など多くの研究費の補助を得た。例えば

昭和61-63年度 文部省科学研究費 課題番号：61830001

昭和51-52年度 文部省科学研究費 課題番号：140005

昭和50年度 青井奨学金

などである。

ここで使用した諸データ・ファイルのうち、明治42年ファイル作成の初期は、大井博美助手[当時]、その後は、明治35年のファイルを含めて、前経済研究所計算機室助手の有田富美子東洋英和女学院大学講師の協力を得た。また、明治35年ファイルの初期入力は、前センター助手の大久保恒治現福井工業大学講師の協力を得た。明治42年ファイルの入力・校正の第一次作業は、平原美智子氏の作業によるところが多い。計算機処理については、吉澤照子氏の協力を得ている。

第3章で言及の明治42年の愛知県個票データの吟味は、小牧恭子氏を中心として松原智美氏の協力を得た作業に負うものである。

この他、明治35年・明治42年データ・ファイルの校正を含め、第2章の産業分類のデータ処理の基礎作業は、山岸とも子・浅見田鶴子・細井早苗・神沢節子などの諸氏の綿密な仕事による所が多い。

目 次

統計資料シリーズの発刊に際して	石 川 滋
はじめに	松 田 芳 郎
1. 日本における工場統計調査制度の形成	松 田 芳 郎
1. 1. 工場統計制度検討の意義	1
1. 2. 工場統計調査の時期区分	2
1. 3. 表式調査による工場調査	2
1. 4. 表式調査から個票調査へ	4
1. 4. 1. 表式調査の問題点	4
1. 4. 2. 個票調査の導入 — 明治27年「製造所工場職工調査」 —	5
1. 4. 3. 調査票様式と集計可能性	7
1. 5. 独立報告書の刊行	8
1. 5. 1. 実査・集計・作業	8
1. 5. 2. 工場の種類区分と動力機	8
1. 6. 「工場通覧」データの位置	9
1. 7. 「工場通覧」再集計による復元工場統計	11
2. 明治中後期製造業における業種分類項目の再編成	木 村 健 二
2. 1. 明治中後期製造業の統計データ	13
2. 2. 分類体系の特徴	15
2. 2. 1. 明治後半期各学問分野における分類基準	15
2. 2. 2. 製造業の業種分類体系	19
2. 3. 分類項目の再編成と数値のくみ入れ	28
2. 3. 1. 年次別分類項目の再編成	28
2. 3. 2. 数値くみ入れの際の留意点	33
3. 工場生産の実態と明治42年工場統計個票の検討	佐 藤 正 広
3. 1. 工場生産の実態	40
3. 2. 明治42年工場統計調査愛知県個票の検討	44
3. 2. 1. 全国工場通覧の問題点	44
3. 2. 2. 明治30年代後半から40年代の愛知県の工業	45
3. 2. 3. 愛知県個票の検討	50

引用・参考文献	64
別表1：明治42年基準・製造業分類項目の再編成	67
別表2：工場通覧本表にみる同時生産物の事例表	79

1. 日本における工場統計調査制度の形成

1. 1. 工場統計制度検討の意義

日本における統計調査制度は、人口・生産高・物価・労賃については、江戸期にすでに為政者の関心の反映として、種々の調査がなされていただけに、試行錯誤を重ねたとはいえ、比較的順調に発展してきた。しかし工場・会社に関する統計は、異った側面を持っている。会社は、その萌芽的存在は別として、法制の確立をまたなければ、調査の対象としては明確化しない。他方工場というのは、会社と異って、法的な行動主体として存在するものではなく、作業場の機械装置等を伴って作業場内分業が発達すると共に、人々の集まって製造に従事する場所として、自然発生的に形成されるものである。従って、工場は何等かの定義を施して事後的に把握されるものであって、工場という明確な実体が存在していたわけではない。従って、工場統計は各種の非農作物が、どのような主体で、どのような場所で製造されているか、それが、江戸期以来の伝統的作業場の変容という自然発生的なものとのように関連してくるか、と密接な関係をもっている。しかも同時に明治政府の殖産興業のスローガンと共に欧米の工業生産技術の導入のソフトウェア的現われとして、工場の組織自体が導入されてきた¹⁾。その場合には、生産設備・技術と不可分のものとして入ってきたので、伝統的な作業場とは別種のものとして意識されていたと思われる。²⁾ 『第二統計年鑑』で、「工業統計ノ大成ニ至テハ数十年来統計ニ従事セル邦国ト雖頗フル困難ヲ訴フルモノナリ況ヤ本邦ノ統計タル事草創ニ係ルカ故ニ調査ノ科目等不足セルモノアリテ其完全ヲ期ス可ラス」と記している事からもその一斑が窺える。

このような状況は、統計調査制度発達のなかで、工場制度の発達と工場統計調査制度の確立過程は、独自の検討課題を形成する。ただ一般には、工場という概念が、現代では自明であるかのように思われているためか、工場統計自体が明治初期から確立されているかのようにみなされて、工場に関する統計が一人歩きする傾向がある。本章では、明治初期の統計調査制度のなかで工場統計がどのように出発し、今日の工場統計調査制度の出発点である「工場統計報告規則」(明治42年11月農商務省令59号)に至るかの過程を検討し、この間の統計調査の結果精度を吟味する。³⁾

1. 2. 工場統計調査の時期区分

明治期における工場統計は大きく分けて、表式調査の時期と、近代的個票調査の時期に区分される。この表式調査の時期の工場統計調査には、大蔵省統計寮の様式（明治9年10月23日附大蔵省乙87号達）を受けた内務省の「府県統計書様式統一ニ関スル件」（明治17年9月3日附内務省乙36号達）に至る統計系統と、「農業通信仮規則」から始まり農商務省の「農商務通信規則」（明治16年12月28日付農商務省21号達）に基く統計系統がある。後者から個票調査方式が生み出されて来る。ただこの個票調査自体、農商務省通信規則の枠内での調査様式の改定と、別個の統計調査を創設しようとする動きとの絡み合いのなかで変化し、最終的には前述の独立した統計調査となる。この過程は現在かならずしも十分に明らかにされていない点がある。基本的な資料としては、本来農商務省の活動の年次記録である「農商務卿（省）報告」に記されているはずであるが、この記述はかならずしも詳細でないばかりか、年次によっては記述が欠落している。従って、調査結果報告書か、実際の調査記録文書を見る他はない。ただ問題は、調査結果報告書が刊行されたか否かの記録自体が明確ではなく、前述の農商務省活動の年次報告書に附載されている当該年次の農商務省の刊行物名一覧に記載されていない文献の多数あった事が、後に農商務省の火事で消滅してしまった『農商務省図書類別目録』（明治34年刊）と照合することなどによって明らかになる。現在これ等の刊行物のすべてを通覧可能なわけではないので、以下の記述も将来新しい資料の発掘によって訂正の必要があるかもしれないが、一応の調査方式時期区分が可能である。

- (1)個票調査確立のための試行期。(明治27年から31年)
- (2)個票調査結果の独立報告書刊行期。(明治32年から36年)
- (3)日露戦争による財政逼迫により独立集計報告書の刊行中絶期。
- (4)独立した工場統計調査の確立期。(明治42年)

1. 3. 表式調査による工場調査

工場を調査対象とする表式調査は、明示的に示されたものとしては2つの系統がある。一つは、先に言及したように内務省が府県に照会したものであり、府県は、統一様式に従って独自に集計して報告書を刊行しており、一つは農商務省が府県に「農商務通信規則」で照会したものであり、府県から「府県勸業年報」として刊行される他に、農商務省から「農商務統計書」として刊行されている。この他に、統計院から「統計年鑑」に集約した統計がある。所管官庁が明瞭なものについてどの省の調べによるかを明記しないとあるので、工場調べは、農商務省と推定されるが、かならずしも分明ではない。『第二統計年鑑』には、明治14年12月

調べの「工部省所管作業工場」が一覧表で示されている他、「府県及開拓使工業場」として、官立・公立・私立・不詳の工場数と機械馬力・産出価額の合計が示されているが、どこの申達によるかは記されていない。『第四統計年鑑』には、再び明治16年12月調べの各省の直轄工場表が収録されており、これには、職工・役員の男・女別数の他に、機械台数、産出数量、役員給料・職工賃銭や原料・燃料費が記載されている。別表で府県の工業場の数と工人数、産出数量・産出額とさらに有動力工場の数と馬力数とが明治15年12月調べで収録されている。これ等の数値がどのような進達経路で集計されたのかは、かならずしも明らかではない。

先に⁴⁾ 山口和雄教授は『(第1回)農商務省統計表』に収録されている個別工場の一覧表形式の表式調査による個別工場列挙式の集計表の工場の捕捉率は低いとして、「府県統計書」の個別工場の記載に積みあげ再集計を行っている。また鮫島龍行⁵⁾氏は、類似の方式で精度の検討を行っている。

表1. 1 明治17年工場平均操業日数

	工場数	延職工人 数 千人	工場当り ¹⁾ 職工人数	平均操業 ²⁾ 日 数
蒸気原動力工場	23	654	2,814.7	232.5
水車使用工場	217	1,256	7,414.4	167.2
無動力工場	168	2,015	8,852.3	227.7
計	418	3,926	19,181.4	204.7

注) 1) 工場当り職工人数は、工場当り操業日数で正規化して平均値を求めた鮫島推計による。相原・鮫島 [1971]

2) 平均操業日数は、当時の公表には表示されていない。加重平均という統計概念が未発達のためである。ここでは、鮫島推計値で延職工人数を除することで求めた。

この時期の表式調査の最大の問題点は、捕捉率の他に工場の職工数の延人員方式がある。即ち、特定時点での雇用労働者数というストック概念による調査ではなく、年間延雇用労働者というフロー概念による調査である。通常は規模別指標として利用しうるストック概念による調査が適切な方式であると理解し、このフロー概念による調査は有効なものではないとされている。しかし、この時点では、このような調査概念を必要とする理由があったと想定される。それは、通年操業が平常であるという現代の工場とは異り、原材料が農作物など季節性をもったものである時には、農作物等の収穫の季節性に制約された季節操業が常態となっている工場が非常に多いからである⁶⁾。いま一日の就業時間の差を無視して、年間の就業日数にのみ注目すれば、表1. 1に示すように、平均の年間就業日数は全工場で204.7日にな

る。しかし、実際の就業日数の分布は、300日を越すものが、全体の24%で、100日未満のものが、全体の33%になっている。このことは、当時の工場の季節操業性の強さを何よりも雄弁に物語っている。同時に12月末現在調べでは季節性の工場について明文規定がない限り、捕捉率が低くなる事がありうる。現に『第四統計年鑑』では2,033工場が捕捉され、平均従業員規模は30.03人である。他方明治16年調べの『農商務統計表』数値は、418工場であり、20%しか捕捉していない。ただ動力機を保有する工場は「統計年鑑」の84に対して250であったから、逆に捕捉率は高いともいえる。(但し水車を水力と同義であると解釈してある。蒸気のみであれば、23工場となる。) この推定平均従業員は、45.88人であるから、「農商務統計表」の捕捉している工場は大規模に偏奇している可能性がある。

ただ調査技術の点からは、年間のフロー量よりはストック量の方が記帳が楽であり、調査精度が確かであると解釈されたとみえて、明治19年の「農商務通信規則」の改正では、ストック概念に移行する。より正確には、明治16年様式では、職工人数について無規定であったのが、明治19年には「毎月末ノ現数ヲ12ヶ月ヲ以テ平均シタルモノヲ掲クヘシ但シ季節其他ニ因リ営業月数一ヶ年ニ満タサルモノハ其ノ平均ヲ掲クヘシ」という明文規定に移行したのである。ただ、注目すべきことは、明治16・19両年の様式に、就業日数の記載は明示されていないのである。

1. 4. 表式調査から個票調査へ

1. 4. 1. 表式調査の問題点

表式調査の最大の難点は、調査表の記載者である調査者と調査対象との間が未規定な事である。調査者が調査対象者と直接面会して記載する(他計式)または、調査対象者に記載してもらう(自計式)のであれば、原理的には、明確な対応関係がつく。しかし、そのような実査を義務づけていないのが表式調査の特質である以上、調査者が前年度の記録等やおおよその記憶で記入するのを排除することは出来ない。又調査技術上も、個々の調査対象者に会うとなると、調査表自体を調査対象者毎の記載の個票方式(当時は小票調査とも呼んでいた)に切り換えざるをえない。

表式調査のいまひとつの問題点は、集計作表技術である。表式調査では、集計項目毎の転記作業による再集計でなければ、集計は難しい。従って、特定の分類標識による多重集計は、当時の基本報告単位である都道府県(当時の呼称では、道県)以外には難しい。

「小票調査」即ち個票調査を導入することによって、統計調査の手続きとしては、当時の調査設計者が自覚して区別していたか否かは別として、

(1)調査対象者の確定 — 調査対象者リストの作成

(2)調査実査

(3)調査票回収、個票審査

(4)集計・作表

(5)作表結果公表

の5つの段階が明確に区分されることになる。換言すれば、これ迄の表式調査は、(1)の調査対象者の確定の段階に近かったといえる。(2)実査が明文化されるならば、実査担当の調査員がどのように組織されるかが問題となる。(3)調査系統が明示されるならば、当然調査票の審査の手順が示される。当時の状況では、道府県が単位となって、市町村役場を通じる形になる。(4)集計技術としては算盤の使用を前提としたものであるが、当時の文献によると調査個票を分類標識に従って区分した桁目に区切った箱なり置き場なりに置くという事が説かれている。まさにコロブスの卵であるかもしれないが、やはりそれが当時としては新しい技術であった。(5)集計の手順が確定すると共に作表の方式も多重集計表の形へと進化すると同時に、列挙方式の一覧表と異なり、概念の統一等が重要な事項として意識されてくる。

1. 4. 2. 個票調査の導入 — 明治27年「製造所工場職工調査」 —

この個票調査が何時どのような形で導入されたのかについては、これ迄明治26年4月に呉文聡が農商務省に勤務するようになった直後に明治26年4月13日付の農商務省達甲31号による統計調査業務の拡大と、統計様式改定企画作業があるだけに、明治27年3月30日付農商務統計様式改正の際に呉によって、個票調査が導入されたとされている。ただ、この試みが呉1人によるものかどうかは定かではない。農商務省の商工局では、独立した「製造所工場職工調査」が進行していた。筆者は、別の機会にこれ迄その存在の知られていないこの調査のある事を徳島県板野郡藍園村文書から一工場分の調査票控えで発見して調査票の写しを公表した⁶⁾。その後、岩手県文書から調査票様式の他に農商務省商工局長名の調査依頼状と7工場の調査票、愛知県文書から109工場の調査票が発見され⁷⁾、調査の内容がほぼ明らかになった。この調査票は、農商務統計様式中の新工場票よりはるかに詳細なものであるが、これも呉の手によるという確証はない。むしろ何人かの人々が農商務省のなかで新しい調査方式の導入を検討したのではないかと想定される。

ただこの「製造所工場職工調査」の調査票は、次に詳述するように、集計をどこ迄意識して設計されたか明らかではなく、筆者の推定では、途中で集計を断念したと思われる。それでは、より簡単な調査票である通信規則の工場票がどこ迄集計されたかということになる。

『第十次農商務統計表』(明治28年3月刊)は、明治22年様式の明治26年データを収録しているのに対し、『第十一次農商務統計表』(明治29年3月刊)は、明治27年改正によるデータを収録しているとして、明治27年12月調べの工場表を収録している。規定によれば12月末で調

翌年3月迄に報告することになっているこの明治27年の様式は、明治26年末データには適用されなかったと推定される。しかし、この統計表では、まだ個票調査を生じた多重集計表は出現していない。

通信規則の簡素な調査票で、個票の特質を生じた集計の始まるのは、明治29年末データが、30年末データと一緒に、明治32年商工局工務課から『二九年三〇年全国工場統計』と題して刊行される時点からである。呉の第一次の農商務省在籍は、明治29年6月迄であり、明治31年から大正2年迄第2次在籍がみられる。多重集計表が本格化するのには、この第二次在籍の年からである。従って呉によって個票調査を生じた多重集計が、明治31年の復職を機会に実現したとも推定される。ただ、明治27-8年は、周知の様に日清戦争の戦時体制であり、この間そのような集計を試みる余裕がなかったという仮説も成り立ちうるかもしれない。

管見に入った限りでは、「製造所工場職工調査」の結果表は公表されていない。調査は3月某日付で各県に送付され「至急調製来ル五月末日ヲ期シ貴官ヲ経テ差出候様御取計相成度」としている事と記入例から、明治26年データを集積したものと思われる。岩手県の文書では、3月26日付で「至急調製来ル……」の部分で「来ル四月三十日現在ニ依テ調製」と修正されている。文書綴には、9月17日に再度督促したものを11月10日に若宮正音局長名で、再び督促し、11月29日に15工場分を知事が送付している。その間各郡長・市長等に電報や文書で督促し、さらに回収作業が続けられ、12月27日付の知事の追加4工場分の送付状の写しがある事から、回収自体が難行したものと推定される。明治26年12月末では「農商務統計表」には岩手県は11社しか集計されていないのに対し、明治27年12月末では、62社集計されている。

「製造所工場職工調査」は、何を根拠にしたかは示されていないが、表様式を30通送付している事は、この段階ではまだ調査対象を把握し切っていなかったことを物語る。調査依頼状の追伸として印刷されている文に「製造所又ハ工場ノ名称ニ就テハ到底定義ヲ下シ難ク又表中一二疑義ヲ生スル場合モ可有之候得共貴官ノ御見込ヲ以テ適宜御取捨相成候様致度要スルニ特ニ工場又ハ製造所ヲ構ヘ定時凡ソ十人以上ノ職工ヲ使役スル者ニ就キ職工ニ関スル一切ノ実況ヲ調査致度主意ニ外ナラス候」とある所から、この段階では「工場」の概念が操作概念として十分吟味されていなかったといえる。

翌明治28年の文書綴のなかには、明治27年改定通信規則様式で導入された工場票の写しとその送達に関連した文書がある。岩手県の場合、6月24日には農商務省大臣官房文書課へ送達の運びとなり、その間個票審査を県内務部で行い、問い合わせや、督促をした記録が残っている。明治16年の通信規則による調査様式の導入が19年には縮小改定を行わざるを得なかったのは、16-17年にかけて作成された様式が実査面での試験調査といった検討を経たものでなかったためであることは、17年10月25日に開かれた『第二次勸業会統計部日誌』（明治17年）を基礎に先に詳論した⁹⁾。この明治27年の「製造所工場職工調査」の調査票が、27年の工場

票の導入の以前の試験調査の調査票であったと解するには、この職工調査票の様式以前に工場票の様式が確定していたので、無理であるが、少くとも本格的な職工の状況調査が放棄されるきっかけにはなつたと推定される。

1. 4. 3. 調査票様式と集計可能性

明治16年様式では表式調査であるが、職工人員の他に1日1人当りの賃金が、15歳以下とそれ以外に分けて表章するように規定されていた。この規定は明治19年・22年改正で放棄されるが、明治29年工場票の導入でも復活はしない。想定される可能性としては、職工調査票の調査票が、「製造所又ハ工場ニ使役スル職工ノ實際ノ状態ヲ知悉スル」(刊記入上の注意の第一項)ための調査として調査対象リストの確定である工場票による調査(調査対象リスト作成は、実質的には表式調査で年前迄に実施されているので、実質上は問題ないという考えで施行されたともいえる)と並行して計画されたけれども、調査票様式が複雑すぎて集計が放棄され、調査そのものが再び実施されなかったと理解することも出来る。一方では、農商務省商工局長の調査依頼状冒頭に「近来本邦ニ於ケル各種工業ノ発達スルニ伴ヒ漸次該労働者ニ関スル問題発生可致ト存候間此際右ニ関スル各事項ニ付實際ノ調査ヲ遂ゲ其結果ニ依テ之ニ処スル将来ノ方鍼ヲモ一定可相成」しとする趣旨説明通り、完全に通信規則とは切離されて二重の調査として実施されたと理解する事も出来る。この間の経緯を明らかにする記録は当該年度の前後の「農商務省報告」にも残されていないので、現在の資料の検討からは、いずれであるかは判定出来ない。

職工調査表は、4表から構成されており¹⁰⁾、一表には、男女別に年齢・身分(生計を负担するものであるか否か)・土着出稼の別・居住区分・身の上(既婚未婚寡の別)・雇用形態・年齢別教育程度を、二表では、職種別に男女別に、最高・最低・実際平均別の賃銭、三表は労働時間(最長普通別)・食事時間・休息时间、現在の職工の勤続年数が、居住区分別(寄宿舎か通勤か)男女別に、四表では、工場内の職工以外の役員と雑員との職名・人員・給料が調査される様式になっている。この内職工1日当りの賃銭は、明治32年の通信規則の改正で導入され、37年改正で、さらに14歳以上と以下とに区分調査されるが、他の項目は、やっと明治42年工場統計報告規則で一部分が調査される事となり、全面的調査の完成は、明治33年の工場調査要項による調査を経て職工一人一人を調査する大正13年の労働統計実地調査をまたなければならない。

岩手県文書の職工調査表は、保存されている調査表の数が少なかったが、愛知県文書の職工調査表は、一応の再集計可能なだけの調査表があり、データの集計用の分析を行い、その結果に基づいて両県データの集計を試みた。その過程で明らかになった事は、個別調査票のデータ記述の方式が区々であり、当時のソロバンと区分析方式では、集計に先立っての記述

形式のパターン化という発想がなかっただけに集計不能になったものと推定される。

明治27年工場票様式による集計も、先に言及したように、明治29年・30年のデータの呉の農商務省復帰後の31年になってからの集計作業をまたなければならなかった事からも、当時の個票データの処理技術の段階を推定することが出来る。

1. 5. 独立報告書の刊行

1. 5. 1. 実査・集計・作表

集計作業とその結果の作表報告書の刊行は、かなりの期間を必要とするものである。独立した工場統計表の刊行された明治32年から、36年を見ると、29・30年データは、32年10月に刊行されたが、31年データは2年半強で34年3月刊で、32・33年データはほぼ2年で刊行に漕ぎつけたものと推定される。ここで注意すべきことは、近年復刻版刊行で利用される機会が増した故か、古島敏雄教授の先駆的再集計作業¹¹⁾以来、筆者等の再集計分析しか見られなかった¹²⁾「工場通覧」の分析が多く見られるようになった。ただ注意すべきことは、一部の人が書いているように「工場通覧」調査という独立の調査があるのではなく、「工場通覧」はあくまでも、工場票個票データの部分的再掲であるか、調査対象把握のための準備名簿の印刷公刊のいずれかである。当時の調査過程から見て独立の準備名簿作成調査を実査したとは残存府県の文書記録からして思われないので、独立した調査があるとはいわれない。仮りに準備調査があり、それを独立調査と呼んだとしても、その調査概念等は、工場票によって規定されているとみるべきである。

ここで注目すべきことは、独立した集計結果表の公表とは別に、「農商務統計表」にも集計結果表が公表され、さらに「工場通覧」の巻頭にも集計表が公表されていることである。明治42年調査を除いては、3種類の数値表が同一調査年について公刊されることはないが、明治29-33年は2種の数値が得られ両者が微妙に異っている。従って、結果表を利用するには、この両集計結果についての一定の解釈を施した上でなければ使用することは出来ない。

1. 5. 2. 工場の種類区分と動力機

工場概念の定義に当っては、職工従業員規模と並んで動力機の有無が重要になっている。伝統的な作業場と近代的工場との区分がこの動力機の有無に象徴されていたと考えられる。欧米におけるいわゆる「動力革命」という概念の導入に伴って、日本でも、工場票データの集計統計について、この観点から分析したものが多く見られる(南[1976]など)。農商務通信規則での動力機は、当初の表式調査では、蒸気機関と水車であり、明治27年の個票様式になって、初めて蒸気力・電気力・水力の3区分が導入される。電力利用についての統計が表章可能になるのは、従って明治27年末データからである。実際の集計は、「農商務統計表」に

「電気力瓦斯力等ヲ用ユルモノアルハ皆汽力水力共ニ用ヒザルモノノ中ニ算入セリ」とある。この規定は28年末データからは変更され動力を用いるもののなかに組み込れて、内数のみが府県毎に記載されている。

独立した「工場表」集計では、明治29・30年については、この点の明示がなく、31年データから内訳記載があり、電力は動力を用いるものに組み入れられている。

表 1. 2 工場数の推移の二系列数値

	「工場表」			「農商務統計表」		
	有動力 工場	無動力 工場	計	有動力 工場	無動力 工場	計
明治29年	2,967	3,403	7,370	3,037	4,603	7,640
30	2,961	4,346	7,317	2,910	4,377	7,287
31	3,003	4,067	7,070	2,964	4,121	7,085
32	2,763	3,788	6,551	2,305	4,394	6,699
33	3,381	3,971	7,352	2,388	4,896	7,284

この「工場表」データと「農商務統計表」データの対応関係を示すと表 1. 2 が得られる。両者の数値は合計で見ると限りではそれ程大きくはない。ただ注目すべき差は、有動力工場数が、明治32年で「農商務統計表」系列では断層があることである。同書では、「前半マデノ府県の報告ハ水車ヲ以テ原動力ト看做シタルモノ少ナカラザリシヲ以テ本年ハ之ヲ省除シタ」としている。従って、「農商務統計表」系列では、公式的には水車を除いた系列となっている。他方「工場表」系列には注記はなく、明治33年には、水力に2区分があって、「水力ヲ使用スレドモ機関数及馬力数不明ノ工場」という形で、ここでの水力には水力発電を含むか、あるいは、後の明治42年工場票のように、西洋式水車（タービン・ペルトン式）で馬力数の明示のあるものを想定していることを示している。水車を完全に動力から削除する集計量を使用するのが良いかどうかは、利用者の側に逆に明示的に動力に対する意味付を明らかにする必要が出て来ることを意味する。ただ「工場表」集計における動力の取り扱いに対する結論はこの「工場表」集計データの再集計から逆に論じられるべきものと思われる。¹³⁾

1. 6. 「工場通覧」データの位置¹⁴⁾

明治42年12月31日現在での調査である第一回の工場統計調査の集計結果表は、前述のように明治44年に『明治四十二年工場統計総表』と『明治四十二年工場統計府県別表』と題して刊行されており、その他の調査対象工場名簿が一覧リスト（業種別に、都道府県順に配列）である『明治四十二年工場通覧』とが公刊されている。前者と後者の関係については、これも色々と推定されている。特に後者が、調査のための準備調査名簿であるのか、調査結果

に基づいたものであるのか定かではなかった。先に、準備調査名簿である可能性について触れたのは、印刷に「？」記号や誤植と思われるものがあまりにも多かったから準備調査名簿でなかろうかという疑いを起させたのであろう。

表1. 3 「工場通覧」と公表集計表

	石川県	山口県	計
工場統計集計表	1,023	95	1,113
追加工場数	85	10	95
計	1,108	105	1,203
工場通覧 ファイル工場数	1,111	105	1,216

われわれが、この関係について一応の結論を出すことが出来たのは、前述のようにそのような調査があったという記録がなかっただけでなく、「工場通覧」データを計算機入力を行って、公表集計結果表と照合することが可能になったからである。公表集計結果表では、巻末に、石川・山口の両県の分について、各85、10工場のデータが集計に間に合わなかった旨の注記がなされている。従って集計に使用された工場は、32,228工場である。これに対して「工場通覧」で作成したファイルでは、総計32,288工場が収録されている。このファイルと、送付漏れのあった石川・山口の両県の工場数を対比すると、表1. 3が得られる。

このことから「工場通覧」のデータの方が、農商務省に最終的に集められた個票を利用していると推定される。ただ、全体で「工場通覧」の工場数が32,323工場とならずに35工場欠ける理由は多様であると推定される。

これ迄の計算機による「工場通覧」データを再集計しての復元工場統計表では、道府県別、職工規模別、産業業種格付の三種類の集計表で公表工場統計表との間にそれぞれかなりの差がある。しかも、一義的に、「工場通覧」が正確だとは断定出来ない理由として同書は、業種別府県別配列であるが異った業種にまったく同一工場の記載があるというケースがあったりするからである¹⁵⁾。また「工場通覧」のデータの誤植や単位の記入の誤りと思われるものも数多く存在している¹⁶⁾。最大の問題点は、個別工場の産業格付に関して、公表集計表と「工場通覧」と、いずれを採用するかである。われわれは、本統計資料シリーズNo.37～39で明治35年と明治42年について復元集計表と題して「工場通覧」の産業格付を吟味しながら、原則として、その格付に従った再集計表を作成してみた。これ以上の記述の点検は、個別の工場の研究という、地域史または産業史の研究にゆだねられなければならない。ただ、上記の記述から明らかなように、「工場通覧」の記述をそのまま信頼して単純に集計したデータを使用

するのは望しくない。

われわれの暫定的な結論は、データの発生時点としては「工場通覧」データの方が、公表集計表より後であると仮定して誤りがなかろうということに過ぎない。

1. 7. 「工場通覧」再集計による復元工場統計

「工場通覧」の再集計データの結果表は、別に公刊することとして、ここでは、明治33年の「全国工場統計表」と対比させた明治35年、明治42年の復元結果を示しておく。表1. 4は、明治33年と明治42年の産業大分類に合せて、明治35年を再集計したものである。即ち、明治35年の「工場通覧」では、特別工場は、他の大分類のなかに統合されており、それを分離している。また、明治42年は、調査対象を明治33-35年に合せ職工規模10人以上に限定し

表1. 4 「工場通覧」による復元集計表

年次	明治33年「全国工場統計表」						明治35年「工場通覧」					
	工場数		「会社所有」工場数		個人所有工場数		工場数		会社所有工場数		個人所有工場数	
	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無
繊維工場	2393	1763	572	184	1821	1579	2232	2279	855	329	1377	1950
機械工場	230	184	75	15	155	169	242	1841	71	34	171	150
化学工場	224	701	124	115	100	586	196	675	122	216	74	459
飲食物工場	250	585	102	66	148	519	252	723	108	150	144	573
雑工場	170	456	65	73	105	383	323	594	157	184	166	410
特別工場	114	103	36	8	78	95	53	44	25	4	28	40
小計	3381	3971	974	461	2407	3510	3298	4499	1338	917	1960	3582
計	7352		1435		5917		7797		2255		5542	

明治42年「工場通覧」 (職工規模10人以上 ²⁾)					
工場数		個人所有工場数		会社所有工場数	
原動機有	原動機無	原動機有	原動機無	原動機有	原動機無
4020	5077	2667	4714	1353	363
800	399	621	325	179	74
456	1325	213	1021	243	304
783	1882	504	1541	279	341
775	1312	393	938	382	374
98	18	16	12	82	6
6932	10013	4414	8551	2518	1462
16945		12665		3980	

注)

- 1) 会社所有には各種団体所有を含む。
- 2) 職工規模5～9人は除いて集計した数であり、もともとの「工場通覧」の所収の規模とは異なる。

ている。所有形態別の表は、われわれのデータベースで、特に属性を定義して作ったものである。この所有形態の区別は、それぞれの工場の定義に微妙に関係してくる。即ち、二棟の建物の事業所の工場とみなすか、二棟の建物が同一所有者のものであり、同一工場とみなすかは、現代の調査であっても申告者によって微妙に食い違っており、調査員用の説明書だけで簡単にすむものではない。さらに事態を複雑にするのは、職工員数による調査対象工場の限定である。明治35年調査であれば、9人の工場の作業場が2棟あったとき、それぞれ10人未満の工場であるとして、調査拒否するかである。

これ迄の明治35年と明治42年の工場の照合によるロンジチュージナル・データ・ファイルを編成した結果では、明治35年に存在していた明治42年の調査対象工場で小規模部分（職工規模10人近傍）での脱漏が極めて多いことが明らかになった。従って表1. 4の工場数には過少評価が多いものと推定される。

(松田芳郎)

注)

- 1) 松田・有田・佐藤 [1986] 参照。
- 2) 本書3. 2. (佐藤) 参照。
- 3) 本章においては、松田[1978]では十分明らかにしていなかった点を、その後の研究(松田[1980]・[1981])や、資料の発掘に伴って明らかになった事実に基づいて訂正することに努めた。
- 4) 山口 [1968]
- 5) 相原・鯨島 [1971]
- 6) 松田・有田・佐藤 [1985] に明治42年データを使用して詳述した。
- 7) 松田 [1978]
- 8) これ等の資料の発掘は、一橋大学経済研究所の本センターの前身である日本経済統計文献センターでの労働力関係文書資料の組織的蒐集のための資料調査作業中に、高橋益代事務官の努力により発見されたものである。
- 9) 松田 [1987]、および松田 [1989] 参照。
- 10) 松田 [1978] には調査表の写真を収録してある。
- 11) 古島 [1963]
- 12) 松田 [1981]、松田・有田・佐藤 [1985]・[1986]
- 13) 松田・有田・佐藤 [1987]
- 14) 本節以降は、新に改稿追加した部分である。
- 15) 詳細は有田 [1988] を参照。(松田 [1989] にも再録されている。)
- 16) これらの誤りの発見の手続きおよび訂正一覧については、松田・有田・木村 [1990] の第3章を参照。

2. 明治中後期製造業における業種分類項目の再編成

2. 1 明治中後期製造業の統計データ

わが国の明治中後期における製造業の統計データは、当時の公表データでは、その産業分類の分類基準が未確定で、従って長期にわたって数値を比較対照しようとしても直ちにはなし得ない。そのため多くの研究者はさまざまな仮定をおいて、分類対応表を作成している。本章では、明治29年から42年に至る当時の各種の工場統計資料に着目し、まずこれらの諸集計表の分類体系がいかなる特徴を有していたかを検討し、それをもとにしてこの間の各種統計資料で用いられた分類項目の相互対応表を編成し、分類表の統一化を図っていきたい。

明治29年以降とした理由は、明治27年3月に「農商務統計様式」が、5月には「農商務統計規定」が制定され、一工場ごとの単記票を採用した個票調査が導入され、それにもとづいた集計結果表が「全国工場統計表」として作成されたことに着目したからである¹⁾。また明治42年は「工場統計報告規則」が定められ、「近代的工業センサス」としての体裁をととのえた²⁾」という年次である。即ち日本の工業統計調査の揺籃期にあたる時期の産業業種分類の変遷を、当時の文献に即して追っていきこうというのである。

明治期の工業統計を業種分類毎に把握した研究としてまずあげ得るのは、山口 [1963] である。そこでは「府県統計書」に記載された個別工場データに依拠しつつ、明治14～20年の工業統計諸データを、7工業部門、39製造業種に分類して編成している。これに対し古島 [1963]では、「統計年鑑」に収録の個別工場の明治15年データを用いて新しい統計表を作り、6大分類、28中分類としている。さらに古島 [1966] の「工場通覧」にのる明治37年データでは、6大分類、24中分類としている。しかしいずれも分類所属基準の厳密な検討はなされていないし、明治29～33年の「工場統計表」は利用されていない。大井 [1976] は、明治40年代の会社統計分類との対照や、現行標準産業分類表への組みかえを念頭におき、明治40年代の産業業種（製造）を、8大分類、49中分類、73小分類に区分した³⁾。

他方、分類の基準に関して言及しているのは松田・佐藤 [1984] である。そこでは、窯業中の小項目である「煉瓦、瓦、土管、坩堝、レトルト等」が「土による」という原材料の同一性によってまとめられているということ为例としながら、「工場統計表の分類表式は主として原材料主義によっている⁴⁾」と規定される。全体の編成基準がこの一例で一般化できるかどうかを検証されなければならない。

このほか行沢・前田 [1978] は、1882年以降の貿易商品分類に関して、主として素材別の分類基準により、これに若干用途別分類が加わり、配列の順序は工程段階によって配当されているとする⁵⁾。これは貿易品目であって、工場の系種分類にはそのまま適用できないが、異時点間の品目の統合という面では参考とすべきところ大である。

表 2. 1 利用資料一覧

- [1] 農商務省商工局工務課〔編〕〔「[明治]二十九年全国工場統計」〕明治32年刊¹⁾。
- [2] — 〔「[明治]三十年全国工場統計」〕明治32年刊。
- [3] — 『[明治]三十一年全国工場統計表』明治34年刊。
- [4] — 『[明治]三十二年全国工場統計表』明治35年刊。
- [5] — 『[明治]三十三年全国工場統計表』明治36年刊。
- [6] — 〔編纂・発行〕『[明治三十五年]工場通覧』明治37年刊。
- [7] — 『[明治三十七年]工場通覧』明治39年刊。
- [8] 農商務大臣官房統計課〔編〕『第二十一次[明治三十七年]農商務統計表』明治39年刊。
- [9] 農商務省商工局工務課編纂・日本工業協会発行『[明治四十年]工場通覧』明治42年刊。
- [10] — ・ — 『[明治四十二年]工場通覧』明治44年刊。

注) 1) 明治29, 30年の「全国工場統計」は『[明治]二十九年三十年全国工場統計』となっており、両年分が一冊で刊行されたものであるが、年次区分の必要上、[1]と[2]に分離させた。

2) []内は筆者が補って加えたものである。

分類項目の変遷に関して利用した資料は表 2. 1 の10点である。各資料に記載された分類項目は、まず資料 [1], [2] では「製品別」として掲載された品目を使用し、[3] は「工場種類別」に掲げられた各種類を使用し、[4], [5], [8] は「工場種類別工場分類」に掲げられた表を使用した。[6], [7], [9], [10] の『工場通覧』については、巻頭に掲載された「工場分類」を使用した。[8] を検討対象としたのは、明治16年以降「農商務通信規則」にもとづき調査された「農商務統計表」中の「工場」分類と、「工場統計表」系統の分類の比較対照を行い、工場数等の数値の整合性を吟味する前提作業としたいためと、明治37年の業種別工場数や職工数のデータは「農商務統計表」でしか得られないからである。なお明治42年の数値に関しては、「府県別工場生産額及数量統計表」(『[明治四十二年]工場統計表』昭和37年復刻版所収)を利用した。

2. 2. 分類体系の特徴

2. 2. 1 明治後半期各学問分野における分類基準

明治中後期の各工業統計データにおける分類項目がいかなる基準で構成されているかを検討するに際して、まず当時の地理学、商品学、工業経済論の分類の仕方を検討し、分類に対する考え方の変遷をみていこう。

地理学

明治後半期に出版された地理学系統に属する物産辞典類としては、主に次の三点をあげることができる。

1. 恩田重信『日本物産要覧 全』東京、1901年4月、20、219p.
2. 高橋勝『地理叢書 物産小辞典』東京、東洋社、1901年12月、274、38p.
3. 佐々木清之丞・秋鹿見二『教授資料 大日本物産詳解』東京、敬文館書房、1912年、768p.

いずれも地理科の授業に際して、「国産」全体にわたる製造・由来・産額・効用・利益等に関する説明書がないという状況に鑑み、編纂されたものである。そこでの物産の構成は、農・林・水産・畜産・鉱産という、原材料の帰属による分類に、工産がつけ加えられるという形をとっている。工業生産物だけでなく、物産全体にわたる解説という目的で編まれたため、このような構成になったといえようが、工業に関する分類という面からみると、当時の工業生産の分化を充分には反映していないと言わざるを得ない。

表 2. 2 『日本物産要覧 全』における分類

編 成	分 類
第 一 編	(一)陶磁器類 (二)漆器類 (三)織物染物類 (四)細工小間物類 (五)紙畳表類
第 二 編	水産物類
第 三 編	鉱石類
第 四 編	(一)樹木類 (二)果実穀菜類 (三)農製産類
第 五 編	飲食品類
第 六 編	(一)燃料類 (二)薬品類 (三)雑類

もっとも、恩田 [1901] においては、表 2. 2 のように、第一、五、六編に工産品を分離させてあらわしており、とくに第五編は用途による分類がなされ、第六編(一)、(二)は化学工業に属するものがまとめられている等、のちにとりあげる文献に比して、一定の先駆性も認めることができる。

商品学

明治後半期に出版された商品学ないし商業教育上のテキストのうち、主なものは以下の5点であった。

1. 石川巖『重要商品誌』東京、同文館、1897年2月、148、20p.
2. 池本純吉『日本商品地理』東京、同文館、1905年10月、226p.
3. 瀬尾鍋吉『商品学』大阪、中井書店、1907年3月、336p.
4. 武田英一・森富治郎『商品誌』東京、同文館、1909年3月、272p.
5. 三段崎景之『重要商品学講義』東京、巖松堂書店、1911年5月、548p.

このうち武田・森 [1909] は「商品の分類」について言及しており、商品中の貨物は、「標

表2. 3 商品の分類基準（武田・森『商品誌』による）

- | |
|----------------------------------|
| 一 生産の精粗により、精製品、粗製品、半製品とし、 |
| 二 生活に対する必要の程度により、必需品と贅沢品又は奢侈品とし、 |
| 三 貨物の売買せらるゝ範囲により、内国商品と外国貿易品とし、 |
| 四 保存期間により、保存に堪ゆる商品と、保存に堪えざる商品とし、 |
| 五 生産者又は販売者の競争の有無により、競争品と独占品とし、 |
| 六 消費の状態により、原料品・即成品・製造品とし、 |
| 七 消費の目的により、消耗品と使用品とし、 |
| 八 生産の状態により、農産物・畜産物・水産物・鉱産物・製造品とす |

準の異なるによりて、種々に分類せらる」(p. 3)として、その標準を表2. 3のように8点あげ、「商品を論究する場合の如何」によって、どれを採用するかが決定されるという (pp. 3-4)。そして同書は、「生産の精粗」による分類を基準としつつ、「同種」ないし「類似」

表2. 4 商品分類の一例（武田・森『商品誌』による）

1米	2茶	3砂糖	4木蠟	5樟腦	6煙草	7藍	8綿花	9綿糸	10麻	11繭	12生糸
13羊毛	14織物	15錫	16乾鮑	17乾鰾	18海參	19鱧鱈	20魚油	21昆布	22寒天	23食塩	
24金	25銀	26銅	27鉄	28石炭	29石油	30硫黄	31錫	32鉛	33亜鉛	34アンチモニー	
35麦稈真田	36経木真田	37地蓆	38硝子	39陶磁器	40漆器	41燐寸	42紙	43清酒	44麦酒		

の商品を排列・連続させたという。具体的には、表2.4のような44の分類を行っており、これを系統的にまとめるならば、農産品(1~6)、染織品(7~14)、水産品(15~23)、鉱産品(24~34)、工産品(35~44)となって、染織品が存在する以外は、ほぼ表2.3の八の分類標準が採用されていることがわかる。「生産の状態」とは具体的に何を指すのか明瞭ではないが、のちに出版された坂口[1925]によれば、「成因(origin)」による分類(同書pp.1-2)ということになる。

石川[1897]、池本[1905]、瀬尾[1907]、三段崎[1911]もほぼ同様の分類であり、それぞれ産地及貿易、製法、用途、種類、品位、売買及荷造などに関する解説が付けられているのであるが、結局商品学の分類においても、工業製品の分類に関しては明瞭な基準は与えられなかったとすることができる。

工業経済論

工業経済論の分野では、桑田[1907]をあげることができる。桑田は工業経済論の方針が、「一国の工業をもって一の有機体と認めてこれが全体に就いて最少の生産費をもって最多の生産額を得せしむる」(p.1)とする国民経済の観点よりするものと、「一国の工業に関係せる各社会階級をして調和的に整正的に発達せしむるを以て目的」(p.2)とする社会問題の観点よりするものがあるとする。そして「工業」の本領を、接收した物品を加工して変形するか

表2.5 『工業経済論』による分類基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 工業の技術に基きて精巧工業(自家製造)と普通工業(工場製造)との区別をなすこと2) 製品の使用方法に基き消費品に関する工業と生産方法たる物品に関する工業との区別をなすこと3) 製造の順序に基き粗製品に関する工業と完成品に関する工業とを区別すること4) 工業の実質により其種類に応じ区別をなすこと |
|---|

混成する手続きを指す(p.17)としたうえで、その分類に関して、表2.5にみるような4点の方式があるとする。このうち1)は社会問題上からの要請よりする分類であり、2)、3)は国民経済を考えるうえで重要な分類であり、4)は事後的標準によった分類である(p.26)という。ただし桑田は具体的な工業分類を試みてはならず、当時の官庁統計で用いられていた6大分類、37中分類を提示するにとどまる。

表 2. 6 各国工場統計における工業分類

ド イ ツ	日 本	フ ラ ン ス
(1) 鉱山業, 製鉄業, 塩鉄業		(1) 飲食物業
(2) 土石業	(1) 繊維工業	(2) 木工業
(3) 金属業		(3) 鉄業ニ関スル材料製造及 組立業
(4) 器械器具業		(4) 化学工業
(5) 化学工業	(2) 機械工業	(5) 建築業
(6) 森林副産物, 燃料等ニ関 スル工業		(6) 皮革業
(7) 紡織業	(3) 化学工業	(7) 給水, 暖房, 点燈ニ関ス ル業
(8) 製紙業, 製革業		(8) 印刷業
(9) 木工業, 彫刻業		(9) 紡織業
(10) 飲食物業	(4) 飲食物工業	(10) 器械器具業
(11) 裁縫業, 洗濯業		(11) 製鉄業
(12) 印刷業	(5) 雑工業	(12) 金工業
(13) 雑業		(13) 製粉業
	(6) 特別工業	(14) 製紙業
		(15) 石工業
		(16) 裁縫業
		(17) 雑業

(資料) 桑田熊蔵 [1907], pp.26-32より作成。

なお桑田は、フランスおよびドイツの工場統計分類を紹介している。これを日本の工場大分類と比較したのが表 2. 6 である。機械、化学、雑工業部門において独・仏いずれも日本より細かな項目が独立して設定されていることをみることができる。桑田はこの点に関し、事實的標準に基づいた工業分類は、各国の国情の異なるに従って多岐にわたると評している。

工業経済論ではこのほか、のちの時期になるが、神田 [1930] が「本邦工場統計では、専ら製品の用途、主要生産材の本質若しくはその生産手段の相違等に基づき、工業を左の六大類別とする」と述べており、桑田の方式の 1), 2), 3) を採用しつつ、工場分類が用途、原材料(成因)、工程をミックスさせた基準で編成されたと規定している。

2. 2. 2. 製造業の業種分類体系

では、実際に明治中後期日本の製造業の業種分類体系はいかなるものであったのだろうか。以下それを、分類のタイプと基準、分類項目の変遷に関して検討しよう。

分類のタイプと基準

明治29年より42年に至る各工業統計データの分類表は二種類に分けられる。一つは、明治29～31年の「製品別分類」は list structure と呼ばれる、階層化されない一層の列挙式分類である。原材料や用途などで同一の系統に属する製品はほぼひとまとめに並べられ、明治32年以降の階層型への萌芽がみられるが、基本的には表2. 4の域を出るものではない。

いま一つは、三層の階層構造からなる「木状構造」(tree structure) をもった分類表である。即ち明治32年より「工場統計表」には、6大分類、37中分類、65小分類が設けられ、さらに業種によっては、品目に相当する細分類が存在する最大四階層の木構造分類表である。この転換は、先の桑田の言うように、国民経済的ないし社会政策的観点から一国の工業構成を把握しようとする試みが、ちょうどこの時期に開始されたことを表わしていよう⁶⁾。

その際分類基準を明治42年の『工場通覧』で採用された製造業の大分類と中分類に関してみるなら、表2. 7のようになる。このうち大分類については、第I部染織工場、第II部

表2. 7 『[明治四十二年]工場通覧』大・中分類の分類基準

大分類	分類基準	中分類	分類基準
I 染織工場	原材料	1 製糸業	原材料・工程
		2 紡績業	原材料・工程
		3 捻糸業	工程
		4 真綿製造業	原材料・工程
		5 製綿業	原材料
		6 織物業	工程
		7 染色整理其他ノ加工業	工程
		8 組物編物業	工程
		9 刺繍業	工程
		10 雑業	— (工程)
II 機械工場	原材料	11 機械製造業	用途
		12 船舶車両製造業	用途
		13 器具製造業	用途
		14 金属品製造業	用途
III 化学工場	工程	15 窯業	原材料・工程
		16 製紙業	原材料・工程
		17 漆器業	原材料・工程
		18 製革及毛皮精製業	原材料・工程
		19 発火物製造業	用途
		20 製油及製蠟業	形質
		21 製薬業	形質
		22 護謨製造業	原材料・工程
		23 化粧品品製造業	用途
		24 石鹼及蠟燭製造業	原材料
		25 染料、塗料、顔料、糊料類ノ製造	用途
		26 人造肥料製造業	用途
		27 雑業	—

IV 飲食物工場	用 途	28	醸造業	工程
		29	製糖業	工程
		30	煙草業	工程
		31	製茶業	工程
		32	精穀、製粉業	工程
		33	ラムネ、水、鉱泉業	用途
		34	菓子製造業	用途
		35	罐詰瓶詰業	工程
		36	畜産品製造業	原材料
		37	水産品製造業	原材料
		38	雑業	-
V 雑工場	-	39	印刷製本業	工程
		40	紙製品業	原材料
		41	木竹蔓茎製品業	原材料
		42	皮革製品業	原材料
		43	羽毛製品業	原材料
		44	蘭延、麦稈及経木真田業	原材料
		45	玉石牙骨、介甲及角製品業	工程
46	雑業	- (用途)		
VI 特別工場	-	47	電気業	用途
		48	瓦斯業	用途
		49	金属精煉業	用途

機械工場は、一見品目の用途によっているようであるが、その内容をみれば、すべて原材料を基準にまとめられている。第III部の化学工場は、基本的にはその製造工程が化学的であるか否かによっている。ただし化学的処理を経ないものであっても、同一用途ということから、化学的製品に準じて第III部に入っている場合もある。たとえば製紙業中の和紙のような場合である。第IV部飲食物工場は用途によって一括されている。第V部の雑工場は数値も多くなく、当時の政策当局によって重要視されていなかった生活用品が主であるが、それ以外のどこにも所属し難い品目も入っていて一貫した基準でくくれるというものではない。第VI部の特別工場も数値は多いものではないが、政策当局がとくに期待を寄せていた部門であり、従ってこれも一貫した基準は引き出せない。

次にやはり表2.7より、大分類内部の、即ち中分類レベルの分類基準をみるなら、「原材料」で分類されているもの9件、「工程」15件、「原材料ないし工程」8件、「用途」13件、「形質⁷⁾」2件、「明確な基準なし」2件ということになる。結局、各基準が錯綜して用いられ、折衷的な分類になっていたことが知られよう。

分類項目の新設

表2.8より、明治29年より42年に至る分類項目数の変遷をみると、29～31年については、I～V部のいずれの部門もその数を増加させている。32年より40年までは、第I部染織工場での細分数項目の若干の増加のほかは、ほとんど変化がない。42年にはI～VIのすべての部門において項目数を著しく増加させている。

このうち第I部染織工場における分類項目の新登場についてみると、まず29～31年におい

ては、31年に「紡績絹糸」「紡績綿糸」が新登場している。工場数や職工数から判断すると30年までは「絹綿糸」や「綿糸」として表わされていたとみられるが、この時点で「紡績」の名が冠されたのは、「綿糸」にあつては30年に輸出が輸入を凌駕したこと、「絹糸」にあつては製糸業の隆盛にともない、大量に産出された屑糸を材料とする機械制紡績糸の増産を反映していたといえよう⁸⁾。30年に新登場した「編物」、「弦」、「絹布手巾」および31年に新登場した「真綿」、「脱脂綿」はこの段階ではいずれも原動力を有さない工場が数戸あるのみであつて、その後は一括した扱いになるか、消失している。

32年以降はすでに述べたように木状構造の分類体系となり、大分類「— 工場」、中分類が「— 業」、小分類以下が「品目」に編成される。従つて「生糸」が「製糸業」となり、「糸組物」や「莫大小」が「組物業」として統轄される⁹⁾。この間の新登場は33年の「絹綿交織物」である。交織繻子、後染繻子、綿繻珍類、交織御召類を内容とする当該部門は¹⁰⁾、当初は原動力を有さない工場が大部分を占め、42年においても職工5～9人規模の工場数が10人以上規模の工場数を上回るといふ状況ではあつたが、41年の博覧会において「絹綿交織物ノ進歩発達ハ実ニ顕著ナルモノアリ¹¹⁾」と評価され、補助工程（糸繰、管巻、整経等）に洋式機械を用いた半機械的組織の製品が生産されるようになり、新登場したものとみられる¹²⁾。

表 2. 8 年次別業種・品目分類項目数

資料 番号	年次 (明治)	分類水準			大 分 類 別 細 分 類						
		大	中	小	I	II	III	IV	V	VI	計
[1]	29	—	—	—	22	12	27	18	49	3	131
[2]	30	—	—	—	24	15	28	23	59	3	152
[3]	31	—	—	—	27	21	35	24	62	3	172
[4]	32	6	37	65	19	50	54	31	87	2	243
[5]	33	6	37	70	21	53	56	32	92	2	256
[6]	35	5	40	70	27	54	48	32	92	—	253
[7]	37	5	40	70	27	54	48	32	92	—	253
[8]	37	6	38	70	21	43	52	28	61	3	208
[9]	40	5	39	72	27	53	46	32	89	—	247
[10]	42	6	49	114	45	95	88	58	126	3	415

- 注) 1) 資料番号は表 2. 1 による。
 2) 明治29～31年の細分類は明治42年の大分類の該当する箇所へふり分けた。
 3) 細分類は読点と「及」で区分されているものをすべて数えあげ、小・中分類までしかないものもそれに加えた。
 4) [6] の明治35年と [7] の明治37年の分類項目は全く同一である。
 5) 他大分類にまたがって所属する場合は、それぞれ分属させたため、細分類の総計は各年次の分類表の総計と異同がある。

明治42年の分類項目の増加でまず念頭におかなければならないのは、工場の調査対象範囲が、従来の職工10人以上から、5人以上に拡大されたということである。なぜなら5～9人規模の工場は在来手工業製品を生産する所が多く、それだけ新たな小分類・細分類を設定する必要が出てくるからである。そのことを確認するため、表2. 9に新設中分類における職工規模別工場数を掲げた。これによれば、職工10人以上の規模の工場数に比して、5～9

表2. 9 職工規模別・新設中分類項目別工場数（明治42年、単位：工場）

所属大分類	中分類項目	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
① I	撚糸業	258	88	5	11	7	3	0
② I	真綿製造業	8	3	1	0	0	0	0
③ I	製綿業	77	64	12	5	2	0	0
④ I	雑業	137	128	10	12	8	0	0
⑤ III	護謨製造業	6	7	2	2	2	0	0
⑥ III	化粧品	21	6	2	2	0	0	0
⑦ III	石鹼及蠟燭	33	22	9	2	1	0	0
⑧ III	染料塗料等	43	6	2	2	1	0	0
⑨ IV	畜産品製造	2	2	0	0	0	0	0
⑩ IV	水産品製造	129	151	7	0	1	1	0

（資料）「府県別工場生産額及数量統計」（前掲）pp.69-135より作成

人規模の工場数の方が上回る事例が①，②，⑥，⑧の4件を数えた。さらに③，④，⑦，⑨，⑩の各項目も30人未満に全体の8割以上が集中している。同様のことは新設小分類項目についてもみることができる。表2. 10によれば29新設項目中、20項目で5～9人規模の工場数が10人以上規模の工場数を上回っている。ところで第I部に関してみた場合、明治42年の中分類の新設は「撚糸業」，「真綿製造業」，「製綿業」，「雑業」であり、小分類の新設は「糸布の染色」と「糸布の漂白，精練，整理等」である。このうち「撚糸業」では、明治35年頃より欧米式器械制製品が登場し¹³⁾，42年には原動力を有する工場が「絹」，「綿」とともに100戸を超えるといった成長を示している。また「真綿製造業」も製糸業の隆盛にともなう原料屑繭の増産の結果、一定の展開を示す¹⁴⁾。製綿業も旧式の弦打製によるものから、木製・鉄製機械の導入の結果¹⁵⁾，33年頃より上向きの発展を見るに至る。新設や再登場の背後にはこうした点もあったことを留意しなければならない。

なお中分類の「畜産品製造業」（内容的にはバター，チーズ，ハム），小分類の「ポルプ其他製紙原料」のように、未だ工場数，職工数は多くはないが、今後の展開に政策当局が期待をこめて新設したケースも、一定程度認めることができる。

表 2. 10 職工規模別・新設小分類項目別工場数

(明治42年, 単位: 工場)

小 分 類 項 目		5～9人	10人以上
①	I 糸布ノ染色	501	271
②	糸布ノ漂白, 精練, 整理	244	150
③	II 原動機及其附属機械類	121	188
④	金属工用, 木工用, 染織工用其他	97	56
⑤	農業用, 採鉱用及精煉用其他	127	92
⑥	船舶	49	63
⑦	機関車, 電車等	2	14
⑧	其他ノ車両業	103	19
⑨	理化学器医療器, 測量器其他	45	38
⑩	楽器写真器類其他	7	11
⑪	電池, 電鈴, 洋燈, 電燈球其他	31	55
⑫	工匠具, 農具, 土木具, 刃物類	203	67
⑬	鉄鋼其他ノ金属材料	39	37
⑭	線索, 金網, ボルト, ナット, リベット	70	41
⑮	鑄鉄管, 機械用鑄鉄, 其他	50	39
⑯	洋傘骨, 缶類, バケツ, 金盥其他	78	49
⑰	真鍮製品, 鍍金製品其他	59	51
⑱	戸金具, 建築用又ハ家具用金物類	71	41
⑲	其他ノ金属製品	43	18
⑳	III ポルプ其他製紙原料	4	4
㉑	鉱物油	5	2
㉒	芳香油	7	12
㉓	脂肪油	63	36
㉔	V 壁紙, 織物紋紙, 形紙	136	64
㉕	屏風, 扇子, 団扇	89	24
㉖	畳表, 蓆, 花蓆	79	65
㉗	経木及麦稈真田	110	62
㉘	木管類, 綜紘, 箴, 杼, パッキング 其他	22	32
㉙	防水布, 油布, ゴム布, 擬革布等	5	11

注) 1) 表 2. 9 に同じ。

2) 製糸業の「玉糸」, 「天蚕糸」, 「柞蚕糸」, 「紬糸」は数値が不明であるので省略したが, その規模から推定して, 5～9人規模工場の比重が高かったものと思われる。

分類項目の年次間移動

明治32年の木状構造による階層型分類体系の導入以降, 所属分類の移動が問題となる。それは大分類をこえて移動したものと, 同一大分類内部における移動とに分けられる。

まずこの間に大分類を越えて移動したものは、表2. 11に示すように、明治33年と35年の間の4件、40年と42年の間の9件であった。このうち「刺繍業」は、35、6年を交に、西洋染料の輸入で配色上にも著しい変化がみられ、技術も精緻をきわめ、それにともない従来の屏風等美術的器具から衣服等繊維品への応用もみられるようになったという¹⁶⁾。ここに原料系と対象素材の両面から第I部へ移動することになったとすることができる。なお42年の工場数・職工数が飛躍的に増大しているのは、この間の趨勢を反映しているといえるが、5人以上に対象が引下げられたため、それまで調査漏れとなっていた、10人をやや上回る規模の工場がひろわれることになったという点も留意する必要がある¹⁷⁾。

明治32、33年においては、「織物整理」を除き、染色関係はすべて第III部化学工場第12類染色業に所属していた。35年以降は「染料」については化学的処理を施す工程という側面から、独立させて第III部に置き、「糸布の染色」関係は対象素材重視ということから第I部へ移している。その結果、第I部の表題も「繊維工場」から「染織工場」へと変更されるのである。

「漆器業」は29年より登場し、32年の階層型分類導入の際には、第V部雑工場中の第34類であった。35年以降第III部へ移動したのは、輸出の増大を契機として、化学応用による色漆の採用が広まったためとみることができる¹⁸⁾。

40～42年の移動のうち「生糸荷造」は31年に新登場し、32年以降は第V部第35類雑業の中の「荷造」として存在した。当初は数値的にはとるに足りないものであったが、42年には、

表2. 11 大分類をこえた移動

移動年次	業種・品目	旧	新	移動の際の基準
33～35年	刺繍業	V	I	原料, 対象素材
〃	染色業	III	I	対象素材
〃	漆器業	V	III	工程
〃	木管	V	II	用途
40～42年	生糸荷造	V	I	対象素材
〃	金網	V	II	原料
〃	鍍金製品	V	II	対象素材
〃	木管, 箆, 綜統	II	V	原料
〃	懐爐灰	III	V	工程
〃	墨	III	V	工程
〃	電気業	V	VI	}「特別の期待」
〃	瓦斯業	III	VI	
〃	金属精煉業	V	VI	

「繭乾燥」と合わせて295戸，5,145人を数えるに至っている。生糸輸出の著しい伸展にともない，分業化がすすみ，対象素材が繊維ということから，雑業中とはいえ，第Ⅰ部に移動し小分類を構成したとみることができる。

40年まで第Ⅴ部第37類雑業中に「製綱」，「製綱」とともに所属していた「金綱」は，小銃用スプリングの需要増にともない，家内工業ではまかない切れなくなり，明治晩年に品質の統一，技術の精巧，価格の低廉をめざした東京川崎鉄綱工場が，金綱織機械を発明し量産化に乗り出したとされている¹⁹⁾。この過程で素材が重視され，第Ⅱ部へ移動したのであろう。同じく「鍍金製品」も40年まで第Ⅴ部第37類雑業に所属していたが，明治末期に至り電気鍍金が緒につき，金属品製造の拡大にともなう需要増も相まって²⁰⁾，これもやはり素材重視から第Ⅱ部へ移動している。

「木管」，「箴」，「綜統」は機械という用途から第Ⅱ部に所属していたが，原材料が木竹を主としているところから第Ⅱ部を排除され，第Ⅴ部に移される²¹⁾。ただし第Ⅴ部第41類の「木竹蔓茎製品業」は，「削りとる」，「さしあわせる」，「編む」といった工程で編成されているため，そこにはそぐわず，結局第46類の「雑業」に所属することになったといえる。

「懐爐灰」と「墨」はいずれも第Ⅲ部化学工場に所属していたが，化学工程の高度化の過程で，硝石や炭素末に対して化学的処理を施しはするが，工程がきわめて単純であることから，第Ⅴ部へ移されたものである。

「電気業」，「瓦斯業」，「金属精錬業」は，発動機の燃料や機械製品の原料として，政策当局が大きな期待をよせていた部門であった。従って42年時点で5人以上の工場がそれぞれ95,9,44戸，職工数2,315,401,1,196人という規模にもかかわらず，特別工場中の中分類を構成することになったのである。

次に同一大分類内部の移動については，表2.12に示すように，32-33年には1件，33-35・37年に5件，35・37-40年に4件，40-42年に32件を数えることができた。

このうち32-33年に移動した第Ⅴ部内の「玉簾」は，従来は一般の簾と同様に，「編む」という工程を重視して「木竹製品業」の(丙)に所属していた。それが「雑業」へ移されたのは，玉の飾り部分の重視ということで，単なる「編む」という工程のみにとどまらなくなった結果といえよう。

33-35・37年の移動では，まず第Ⅱ部内の「軌道用車両」，「馬車」，「人力車」，「荷車」，「自転車」で構成された「車両業」が，器具製造業から分離し造船業と合流して新たに「船舶車両業」を形成する。運輸部門という用途を重視した結果とみることができる。

第Ⅲ部の「靴墨」，「顔料」，「ペンキ」，「鉛丹」は，従来は防腐剤という用途から薬品扱いされていたが，装飾面や工業原料としての用途の多様化にともない，医療薬や工業薬品と区別されることになる。とはいえ，その規模は未だ大きいものではなくて独立項目たりえず，

表 2. 12 同一大分類内部における移動

移動年次	移動項目名	旧 所 属	新 所 属	
32～33年	玉簾	V 29木竹製品業(丙)	V 35雑業(乙)	
33～35年	軌道用車両, 馬車, 人力車, 荷車, 自転車	II 7 器具製造業(戊)	II 8 船舶車両業	
	靴墨, 顔料, ベンキ, 鉛丹	III16製菓業(丁)	III20雑業	
	製本	V 35雑業(乙)	V 30印刷製本業	
	下駄表	V 32蘭及麦稈業	V 32木竹製品業(丙)	
	象牙細工, 鼈甲	V 35雑業(乙)	V 36石工骨角製品業	
37～40年	珫瑯	III11窯業(乙)硝子, 珫瑯	III11窯業(丙)珫瑯, セメント, 石灰, 燄炭, 坩堝	
	煉瓦, 瓦, 土管	III11窯業(丙)セメント類	III11窯業(丁)煉瓦, 瓦, 土管	
	裁縫 帽子	V 37雑業(乙)27品目 V 37雑業(乙)27品目	V 37雑業(乙)裁縫業 V 37雑業(丙)帽子業	
40～42年	擦糸	I 2 紡績業(甲)絹紡及絹擦糸 (乙)綿紡及綿擦糸	I 3 擦糸業(1)絹擦糸 (2)綿擦糸	
	製綿	I 2 紡績業(戊)製綿	I 5 製綿業	
	織物整理	I 3 織物業(辛)織物整理	I 7 染色整理其他ノ加工業	
	糸布ノ漂白, 張	I 5 染色業	I 7 染色整理其他ノ加工業 (2)糸布ノ漂白等	
	原動機類	II 7 機械製造業	II 11機械製造業(1)原動機類	
	其他諸機械	II 7 機械製造業	II 11機械製造業(2)金属工用, (3)木工用, (4)農業用	
	貨車, 客車, 馬車, 人力車, 自転車, 荷車	II 8 船舶車両業	II 12船舶車両製造業(2)機関車, 電車, 客車, 貨車, (3)其他ノ車両類	
	機関車	II 7 機械製造業	II 12船舶車両製造業(2)機関車, 電車, 客車, 貨車	
	楽器, 眼鏡, 鏡	II 9 器具製造業(丁)理化学医療機械等	II 13器具製造業(3)楽器, 眼鏡, 鏡類	
	洋燈, 電燈球	II 9 器具製造業(丁)	II 13器具製造業(4)電池等	
	洋燈口金	II 9 器具製造業(丁)	II 14金属品製造業(5)	
	洋傘骨, 鉄葉罐, 螺旋, 鋸, 釘, 針, 金属線, 板	II 9 器具製造業(乙)	II 14金属品製造業(1), (2), (5)	
	珫瑯	III11窯業(丙)セメント類	III15窯業(2)硝子製品, 珫瑯	
	坩堝	III11窯業(丙)セメント類	III15窯業(4)煉瓦類	
	ポルプ	III13製紙業(甲)洋紙類	III16製紙業(3)ポルプ等	
	毛皮	III15製革業(毛皮ヲ含ム)	III18製革及毛皮精製業(2)	
	導火線	III16発火物製造業(丙)煙火等	III19発火物製造業(2)火薬等	
	油類	III16(乙)石油等, III18製油業	III20製油及製蠟業(1)(2)(3)	
	木蠟	III20雑業	III20製油及製蠟業(3)	
	化粧品	III19製菓業(丙)化粧用品	III23化粧品製造業	
	護膜	III20雑業	III22護膜製造業	
	蠟燭	III20雑業	III24石鹼及蠟燭製造業	
	膠, ワニス, ベンキ, 樹脂, 漆汁, 鉛丹, 顔料	III20雑業	III25染料, 塗料, 顔料, 糊料類の製造	
	40～42年	酢	IV21醸造業(甲)酒類	IV28醸造業(4)醬油, 味噌, 酢
		昆布, 寒天, 食塩, 干鰯, 干烏賊	IV29雑業	IV37水産品製造業
		紙製品類	V 31紙製品業	V 40紙製品業(1)壁紙等, (2)屏風等
		蘭及麦稈類	V 35蘭及麦稈業	V 44蘭莖麦稈及経木真田業 (1)畳, 莖類(2), 経木, 麦稈類
		防水布	V 37雑業(丁)	V 46雑業(5)防水布等
		石粉, 石筆, 墨筆	V 36石工骨角製品業	V 46雑業(6)鼻緒等

「雑業」へ回されたものである。

第Ⅴ部中の雑業に所属していた「製本」が「印刷」と合同して「印刷整本業」になったのは、一方における印刷と出版業務の分離の動きと、他方における簿記帳の需要増にともなう、印刷と製本の結合に起因していたとみられる²²⁾。

「下駄表」は「藺及麦稈業」に所属していたが、「木竹製品業」中の「竹籐細工類」に含められることになった。これは「下駄表」の素材が従来の藺からシラ竹・籐に移っていった結果と考えられる²³⁾。

「象牙細工」,「鼈甲」の「雑業」から「石工骨角製品業」への移動は、33年時点では土石類という原材料で一括されていたものが、35年時点には、細工物という工程で一括されるようになった反映であるとみることができる。

35・37-40年における第Ⅲ部化学工場第11類窯業中の「瑠璃」は、従来は「硝子, 瑠璃」というように、「硝子」と合流していたのが、セメント類と一括されることになった。これは、用途の同一性から硝子と結合していたが、当時の瑠璃には衛生上有害品が多く、飲食物容器取締法の対象になるといった水準であったため²⁴⁾, 原材料の類似性が強調され、セメント類に含められたとみられる。また「煉瓦」,「瓦」,「土管」は40年に至って独立している。これはとくに建築・製鉄における需要増を背景とした生産の増大により²⁵⁾, 粘土を原材料とするこれら三者が、石灰, 石炭を原材料とするグループから分離, 独立したものとすべし。

「裁縫」,「帽子」はともに第Ⅴ部第37類「雑業」の(乙)に28品目の一つとして所属していたが、40年にそれぞれ独立の小分類となっている。「裁縫」は、男女子用袴に改良が加えられ、タオル地による寝衣, 浴衣などもみられるようになり、背広も佳良なものが出まわるようになったことの反映とみられる²⁶⁾。「帽子」も、国民生活の進むに従い需要を増し、輸入も凌駕するようになったとされており²⁷⁾, そうした動向の反映として独立したものと考えられる。

40-42年について概括するなら、従来ひとまとめにされていたものが分離し、別々の中分類ないし小分類を構成するようになったケースが大部分である。たとえば第Ⅰ部では「撚糸業」,「製綿業」,「糸布ノ染色・漂白等」であり、第Ⅱ部では、「洋燈及洋燈口金」が「洋燈」(器具製造業),「洋燈口金」(金属品製造業)に、「船舶車両業」が「船舶」,「機関車, 電車, 客車, 貨車」,「其他ノ車両類」に、第Ⅲ部では「製油業」が「鉱物油」,「芳香油」,「脂肪油」に分けられた等である。これらは生産工程における分業の進展の結果, 原材料や工程を本来異にする業種が分離・独立したものとみられる。なお第Ⅱ部において、従来「器具製造業」に属していた「金属線, 板, 螺旋, 鋸, 釘, 針」が「金属品製造業」へ移動している。これは「器具」部門の工程の精緻化のもとで、もはや「器具」とは見なし難い品目と判断された結果といえよう。

結局、明治中後期の工場統計資料の分類項目は、5人以上規模への調査対象の拡大や政策当局の期待などによって新設され、また所属分類の移動も原材料→用途・工程という動きが若干認められるものの、系統的な分類基準に規定された結果というわけではなく、きわめて現実対応的な特徴を有するものだったのである。

2. 3. 分類項目の再編成と数値のくみ入れ

2. 3. 1. 年次別分類項目の再編成

以下では、明治42年の分類項目を基準として、ほぼ4年間隔となる明治29、33年の『工場統計表』および明治37年の『農商務統計表』の分類項目を再編成する作業を行う。それに際しては、前節でみた移動や新設の背景、即ち当時の各業種、品目における生産や消費の態様が前提となる。

明治29年分類項目の再編成

明治29年の分類に関しては、既述のように、一層の「列挙式分類」となっており、130品目を書き並べられている。従って各品目を42年の大・中・小分類の該当箇所へわりふらなければならぬ。それらを大分類別に検討すると以下の通りである。

[第I部 染織工場]

第I部に所属する明治29年の品目は、別表1の「[1]明治29年」の欄に示す22品目である。これらは、その名称の同一性あるいは類似性、および原料や工程に大きな変化がないといったことから判断して、それぞれ該当すると思われる箇所へ配属した。

「生糸」以外の「玉糸」から「紬糸」まで、「真綿」、および「雑業」に相当する項目は設定されていない。2. 2. 2. でみたように調査対象の職工5人以上規模への拡大の結果、明治42年に新設されたものとみられる。3 撚糸、18綿、23染色、漂白は42年に比して未分化である。それぞれ工場数、職工数ともに一定の展開を示してはいたが、さらに細かな分類を要するほどの水準には達していなかったためである。8羽二重、12綿子ルはそれぞれ工場数132、職工数3,122、工場数88、職工数2,932人を擁していることから、絹織物や綿織物から独立して項目が設定されていたといえる。

[第II部 機械工場]

ここでは「船舶機械器具」の処理が問題となる。29年段階では、機械・器具工業と造船業が未分化で、前二者は主として後者の内部で発達していったため、三者を一括した分類になったとみられる²⁸⁾。従って42年に対応させるためには、「機械製造業」、「船舶車両製造業」、「器具製造業」の三者に分離させなければならない。また「車」については、鉄道用の客車・貨車を指すのか、馬車等の運搬車を指すのか明瞭ではない。両者に分属させるほかはなかる

う。

なおこのほか、器具製造業部門には「時計」以下4品目が、金属品製造業部門には「針金」以下6品目が該当する。

[第Ⅲ部 化学工場]

ここでは「革及其製品」が問題となる。革をつくる工程は化学的処理によってなされ、革製品は手工的作業によってなされるという工程の相異は、29年段階では認識されていない。32年に至り、階層型の分類方式が採用されてはじめて、製革業は第Ⅲ部へ、皮革製品業は第Ⅴ部に所属する。従って「革及其製品」も、第Ⅲ部第18類製革及毛皮精製業と第Ⅴ部第42類皮革製品業に分属させなければならない。また「油」も内容が不明であり、従って製油業関係の「鉱物油」、「芳香油」、「脂肪油」に分属させなければならない。

全体としては27品目が第Ⅲ部に該当している。

[第Ⅳ部 飲食物工場]

第Ⅳ部に該当する品目は18でいずれも問題はない。

[第Ⅴ部 雑工場]

ここでは先の「革及其製品」を第42類皮革製品業に分属させればよい。全体では49品目と、もっとも多く該当するものがあつた。

[第Ⅵ部 特別工場]

ここでは「採鉱、精煉」の処理が問題となる。つまり「採鉱」は42年には「工業」範疇から脱落する。とりあえず第49類金属精煉業に所属させるほかはないが、「採鉱」部分のウェイトが高いため、数値くみ入れの際に留意しなければならない²⁹⁾。第Ⅵ部にはこのほか「瓦斯」と「電燈」が該当している³⁰⁾。

明治33年分類項目の再編成

いずれも階層型の分類方式をとる、明治33年と42年の対応関係でもっとも問題となるのは、所属分類の移動である。各業種、品目自体の技術水準や生産規模の変遷にともない、分類基準も変遷をみ、多くの組み替えを行わなければならなくなった。その結果表が別表1の「[[5] 明治33年」の欄である。以下では、やはり大分類別に組み替えを要する項目につき、解説を加えよう。

[第Ⅰ部 染織工場]

まず、明治33年に第2類紡績業中に所属していた、(甲)紡績絹糸及絹撚糸、(乙)紡績綿糸及綿撚糸を、第2類紡績業と第3類撚糸業に分属させる。同じく第2類所属の「製綿」も第5類製綿業中の「繰綿」と「打綿」に分属させる。いずれも新項目が分離・独立して設定されたものである。

染色関係は明治33年には「織物整理」を除き第Ⅲ部化学工場に所属していた。従って第Ⅲ

部第12類染色業中の(甲)染色,漂白,張物,脱脂綿,(乙)洗濯を第I部へ移動させ,あわせて分業化がすすんだ「染色」と「漂白類」を分離する。なお「織物整理」は33年には第3類織物業に所属していたが,42年に工程面でもっとも近い染色部門に含められることになったので,これも第7類へ移動させる。

第V部第35類雑業中の「刺繍」および「荷造」を第I部の第9類と第10類へ移動させる。「真綿」および「繭乾燥」は,明治33年には項目として設定されていない。

[第II部 機械工場]

ここではまず,第5類機械製造業に所属する「汽機,瓦斯発動機,石油発動機,電気発動機,汽罐,機関車,製造用具其他諸機械」を第11類の4小分類および第12類船舶車両製造業へ分属させる。それぞれ分業の進展の結果といえるが,とくに「機関車」は明治39年の鉄道国有化以降,国産機関車を本旨とするに至り,徐々に製作台数を増加させた結果³¹⁾,一般の機械製造業から分離し,「運送」という用途で統一した船舶車両製造業に所属することになったものである。

第7類器具製造業中の(戊)軌道車両,馬車,人力車,荷車,自転車,第12類の2機関車,電車,其他鉄道用客車貨車類と3其他ノ車両類(馬車,人力車,自転車,荷車,其他)に分離しなければならない。鉄道関係車両とそれ以外のものとに明確に区別されるようになった結果といえる。また器具製造業内部で,(丁)の理化学医療器械,鏡,眼鏡,時計,楽器,洋燈及洋燈口金,瓦斯器具,電燈球,呼鈴を理化学器・計量器関係,楽器・レンズ関係,電気・ガス器具関係および第14類金属品製造業中の金属部品関係へ分離させなければならない。さらに(乙)の刀剣,洋傘骨鉄葉罐,螺旋,鋸,釘,針,金属線板,鑄,鉄,庖丁,鋸,鑿,斧,鉋,手斧,鋏,鋤其他鍛冶製品,土工用具を器具製造業中の「工匠具・土工具・刃物類」と,金属品製造業中の「金属材料類,ネジ・釘類および洋傘骨類」に分離させる。この大幅な移動は明治40年以降のことであって,主に「器具」部門の精緻化にともない,それにすぐわなくなった部分が金属品へ押し出されたものとみることができる。

第8類鑄金業中の(甲)鍋,釜,鉄瓶類,鑄鉄管,鉛管,鉄鋼は鑄物製品である前三者と鑄鋼製品である鑄鉄管,および素材部門である後二者に分離させる。「鉄網」,「鍍金」は素材重視により第V部から第II部の金属品製造業中に移動させる。

[第III部 化学工場]

まず第V部に所属している「漆器業」を第III部へ移動させる。

第III部中の発火物製造業に所属していた「揮発油,石油,テレピン油」と雑業に所属していた「機械油,樟腦,植物油,木蠟,魚油」を第20類製油及製蠟業に所属させる。前者は揮発性で引火点が低いという形質上の同一性から火薬,燐寸等とともに発火物製造業に所属し,後者は規模も小さかったので雑業に一括されていた。それが42年に至り,「油状のもの」,「蠟

状のもの」という形質でまとめられることになったのである。

「ゴム」は第Ⅲ部第17類雑業中の一品目から、中分類護謨製造業に対応させる。42年に至り、原動力使用工場の大きな伸びを反映して独立中分類が設置されたからである³²⁾。

「化粧品」も製薬業中の一小分類から、中分類化粧品製造業に対応させなければならぬ。33年段階では、石鹼等とともに油性物質や蠟を原料とするものとして一括されていたが、工場数は未だ少ないものの、香水、香油、鬢付といった品目が明治40年の東京勸業博覧会に出品されるに至り、それまでの原料主義を脱し、「化粧」という用途でまとめられることになったからである³³⁾。

製薬業に所属していた「石鹼」と雑業に含められていた「蠟燭」を、ともに「石鹼及蠟燭」という中分類に対応させる。42年の独立中分類の設定は、西洋蠟燭が登場し、「油脂」という同一の原料を使用することになったためである³⁴⁾。

製薬業中の（丙）に属していた「染料」と、同じく（丁）に属していた「顔料、ペンキ、鉛丹、靴墨」、雑業中に属していた「漆汁、樹旨、フルニス、膠」を第25類染料、塗料、顔料、糊料類製造に所属させる。33年時点では原料の同一性によりまとめられていたが、42年に至り、対象素材を「染め」、あるいは「塗りこむ」ことで外観をよくし、また保護するという用途によって分類がなされるようになったためである。これらの品質の水準は、36年の内国勸業博覧会の段階では、いずれも出品数は少なく見るべきものはなかったというが³⁵⁾、徐々に国産化が進み、新分類の設定となったのである。

[第Ⅳ部 飲食物工場]

33年の第18類から25類までに関しては、42年に至るまで、若干の細分類における新登場のほかは、ほとんど変化がなくそのまま対応させればよい。対応を考慮しなければならないのは第26類の雑業である。そのなかみは「刻昆布、寒天、食塩、干鰯、干烏賊、川茸、湯葉、凍豆腐、素麺」であり、42年に新たに水産品製造業が設定されるため、「刻昆布」から「川茸」まで6品目をそこに分属させなければならないのである。水産品製造業新設の背景には、40年の東京勸業博覧会においては出品数も少なく品質も佳良とは言い難い状況であったが、その一方で、米国式開鱈や乾鯉などに貯蔵に耐えるものが出現したこと³⁶⁾、畜産物を原料とする中分類も新設され、それとのバランスを保つ必要があったためとみられる。

[第Ⅴ部 雑工場]

まず第35類雑業の（乙）に所属する「製本」を「印刷出版業」と合流させ、「印刷製本業」に所属させる。つぎに「藺及麦稈業」に所属する「下駄表」を「竹籐類」に移す。「石工業」に所属するもののうち、「石細工、宝石細工、石材、クレー」と「雑業」に所属する「象牙細工、鼈甲」を「細工物」で統一された第45類玉石、牙骨、介甲及角製品業へ所属させる。木竹製品業中の「木管」、「箴」を雑業へ移動させる。「石工業」に所属する残りの「石粉、石筆、

聖筆」を「雑業」へ移す。上記の新設された「細工物」にこの三者は該当せず、他方で「石類」は消失したため、35年以降雑業に回されたのである。第III部化学工場中の「懐爐灰」と「墨」を第V部の雑業へ移す。

[第VI部 特別工場]

第III部化学工場中の「瓦斯業」を移動させる。第VI部特別工場は明治32と33年に「電気業」と「金属精煉業」を擁して設定された。しかし35～40年までは大分類自体が消失し、この両者は第V部雑工場中の中分類を構成するにとどまる。結局、特別工場として大分類を設定するほどには展開していなかったという判断であろう。それが42年に、それまで第III部に属していた「瓦斯業」を合わせて3中分類からなる大分類・特別工場が復活する。「金属精煉業」は機械器具の素材提供部門として基幹的位置を与えられ、「電気」、「瓦斯」は原動機の燃料供給部門として、33年段階を上回る位置が与えられるようになった結果とみることができる。

明治37年分類項目の再編成

明治37年の『第二十一次農商務統計表』の分類構成は、『[明治三十三年]全国工場統計表』とほとんど変わるところがない。前者にあって後者にはない項目が4件、後者にあって前者にはない項目が5件で(表2. 13参照)、それ以外に所属の移動を要する項目はない。従って以下ではこの9項目に関する解説のみを付すことにする。

まず33年にあって37年にない項目は「毛糸」、「火薬」、「靴墨」、「渋木」、「燐寸道具箱」である。これらはいずれも項目は設定されていても、実際の数値がないもの(「火薬」、「渋木³⁷⁾」、「燐寸道具箱」)や、あってもきわめて寡少なものの(「毛糸」、「靴墨³⁸⁾」)であった。従ってそうした生産規模の寡少性から、37年には項目として設定されなかったとみられる。

次に33年には見られないが37年に見られる項目は、「真綿」、「食用品乾燥」、「燐寸小函」、

表2. 13 明治37年農商務統計表と明治33年工場統計表の項目比較

大分類	33年にあって37年にないもの	37年にあって33年にないもの
I	毛糸	真綿
II		
III	火薬, 靴墨	
IV		食用品乾燥
V	燐寸道具箱, 渋木	燐寸小函, 建築

「建築」である。「真綿」は31年の工場統計表に工場数1戸、職工数20人という数値をみることができ、その他の年次には出てこない。製糸業の隆盛にともなう屑繭増産の結果、夜具及衣服の中入れや紬原料に用いられ³⁹⁾、42年に4戸、65人に達するのであり、37年はその先駆的設定とみることができ。「食用品乾燥」は乾燥野菜や肉類、魚貝類の乾製品であり、42年にはそれぞれ雑業、畜産品、水産品に分属するが、37年はやはりその先駆的設定とみられる。「建築」は、「工場統計表」では30年、31年にそれぞれ1戸、15人、1戸、20人という規模で存在していた。その後消失し37年と42年に登場している。これは主に建築図案の作成であって、工場建設の隆盛にともない、設計の重要性が認識されるようになった結果とみることができ⁴⁰⁾。「燐寸小函」は言うまでもなく、マッチの海外輸出をテコとした生産の飛躍的拡大にともなう需要増を反映するもので、軸木とは原材料・製造法がほぼ同一であったため、33年には「燐寸軸木及小函木地」となっていたものが、量的拡大にともない分業化が進み⁴¹⁾、37年以降の新設定となったものである。

2. 3. 2. 数値くみ入れの際の留意点

以上、2. 3. 1. で検討した業種、品目の再編成をもとにして、実際に数値をくみ入れる際、留意すべき点を以下検討していく。

数値くみ入れの際の対応パターン

明治29、33、37年の各分類項目別の数値を明治42年の数値と対応させようとする際、どのような対応パターンがあるかをみてみよう。

まず大分類については、明治33、37年が対象となる。第I部の繊維工場の名称が42年に染織工場に変わる以外は、すべて1対1の対応となる。

中分類レベルの対応については、表2. 14の各パターンをあげることができる。まず分類項目相互に1対1の対応関係となるものは明治29、33、37年と経るにつれ、徐々にその数を増し、37年には約半数となる。大分類別内訳ではとくに第III部、第IV部に多い。1対同一中分類内の多小分類の対応は、明治29年には22にのぼり、さきの1対1対応とあわせて38で全体の8割に近い。明治42年の中分類項目の相手が同一大分類中の多中分類に分散している項目は、明治33年には11、37年には12ある。相手が多大分類に分散している項目は、明治33年には12、37年には10でかなり多い。とくに第III部に多く認められる。対応分類項目不明は5→2→1と徐々に減少している。総じて中分類レベルでの相互対応は、半数以上が可能であり、かつ同一大分類内の多中分類に分散する場合も、中分類の統合によって対応づけることができる。ただし第II部は中分類が4項目で、そのうち3項目が相互に交錯しているため、中分類レベルの対応はむずかしい。

次に小分類レベルの対応については、やはり表2. 14に示すパターンがある。まず1対1

表 2. 14 明治42年中・小分類基準対応パターン

年次		明治 29 年							明治 33 年							明治 37 年						
		I	II	III	IV	V	VI	計	I	II	III	IV	V	VI	計	I	II	III	IV	V	VI	計
大分類		明治42年との対応関係																				
中分類	分類項目相互に1対1対応	4	0	5	4	1	2	16	3	0	5	8	3	3	22	4	0	5	8	4	3	24
	1対多小分類項目の対応	4	1	6	5	6	0	22	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2
	同一大分類中の相手分類項目が多中分類に分散	0	3	0	0	0	0	3	2	3	2	2	2	0	11	2	3	2	3	2	0	12
	相手分類項目が多大大分類に分散	0	0	1	0	1	1	3	2	1	6	0	3	0	12	1	1	6	0	2	0	10
	対応分類項目不明	2	0	1	2	0	0	5	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1
	計	10	4	13	11	8	3	49	10	4	13	11	8	3	49	10	4	13	11	8	3	49
小分類	分類項目相互に1対1対応	10	3	11	6	4	2	36	11	5	7	7	3	3	36	12	5	8	7	4	3	39
	1対多小分類項目の対応	3	3	5	5	11	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相手分類項目が同一中分類中の多小分類に分散	12	2	3	0	0	0	17	9	3	6	4	2	0	24	9	3	5	4	4	0	25
	相手分類項目が同一大分類中の多中分類に分散	0	9	0	0	0	0	9	4	11	2	2	4	0	23	4	11	2	3	2	0	22
	相手分類項目が多大大分類に分散	0	0	1	0	1	1	3	2	2	8	0	7	0	19	1	2	7	0	5	0	15
	対応分類項目不明	4	6	8	3	1	0	22	3	2	5	1	1	0	12	3	2	6	0	2	0	13
計	29	23	28	14	17	3	114	29	23	28	14	17	3	114	29	23	28	14	17	3	114	

対応は各年次ともほぼ3割前後にすぎず、中分類レベルより対応率が悪い。1対多小分類の対応は明治29年のみ27におよぶ。1対1対応とあわせて、明治29年は63で半数をやや上回る。相手分類項目が同一中分類中の多小分類に分散する項目は各々17, 24, 25となり、以上3パターンを合してようやく半数をこえる。相手が同一大分類中の多中分類に分散する項目は各々9, 23, 22で、とくに第II部に多い。相手が多大大分類に分散する項目は各々3, 19, 15で第III部, 第V部に多い。対応分類項目不明も、22, 12, 13と、第III部を中心に少なくない。結局、あくまでも小分類レベルで対応させようとしても、明治29年を除いて3割程度しか可能ではなく、せいぜい中分類レベルでの対応ができる程度である。

数値のくみ入れ

[明治29年]

第I部染織工場に関しては、29年の22品目の数値をそれぞれ該当する中分類へ入れればよ

い。

第II部機械工場では、きわめて大きな比重を占める。「船舶機械器具」の数値を機械、船舶車両、器具の三中分類に分割しなければならない。しかしそれぞれの比率が異なるものであるかの材料を得ることはできない。従ってここでは、その他の機械、船舶車両、器具に該当する5品目を合わせて、第11, 12, 13の三中分類を一括して表わすしかない。第14類金属品製造業には6品目の数値を入れればよい。

第III部化学工場においては「革及其製品」の数値を、第18類製革及毛皮精製業と第V部雑工場第42類皮革製品業に分割させなければならない。ここでは明治33年における第III部第13類製革業（毛皮ヲ含ム）と第V部第30類革皮製品業（靴、背囊、馬具、帯革、靴類）の両者の数値比率を代入して求める方法が考えられる。その根拠は、1）29年と33年両年の製革と皮革製品業とを合わせた工場数がそれぞれ30と28でほぼ等しいこと、2）生産技術の進歩は第5回内国勧業博覧会の資料でみる限り、ともに著しく⁴²⁾、また原料皮革の輸入が停滞している一方で⁴³⁾、輸出が皮革及び靴類ともに6倍近い伸びを示していることに依っている⁴⁴⁾。つまり皮革製品業および製革業ともに同じような伸びを示しており、従って33年の比率を29年にさかのぼって代入しても大過ないと判断できるからである。

化学工場の残りの部分に関しては、26品目がそれぞれ該当部門に、第IV部飲食物工場も18品目が該当部門に、第V部雑工場ではさきの皮革製品のほかに48品目がそれぞれ該当する部門に入った。

最後に第VI部特別工場に関しては若干の操作を要する。つまり29年は「採礦、精煉」となっているが、42年における第49類金属精煉業には、明らかにその数値から判断して「採鋳」部分は存在していない。従って両年を比較対照するためには29年の数値から「採鋳」部分を差し引く必要がある。ところで「採鋳」中の「石炭」部分については同年の『農商務統計表』に数値を求めることができる。しかし「採鋳」中には金、銀、鉄、銅も含まれるのであって、とくに産銅部門は重要な輸出産業で、職工数も41年時点の上記4種・26鋳山の採鋳部・選鋳部労働者数は3万人を超える規模であった。他方、42年の「金属精煉業」の職工数1,196名（職工5人以上工場）は、41年の上記4種26鋳業所の製煉部労働者数6,943名に比すれば、あまりにも寡少である。要するに第49類の数値はほとんど「金属精煉業」の実態を反映していないと言わざるを得ないのである。従って33, 37年分の数値を含めて第49類のデータはここでははずして考察するほかない。

なお第47類電気業は「電燈」の数値を第48類瓦斯業は「瓦斯」の数値をそれぞれ代入すればよい。

[明治33年]

第I部染織工場に関しては、まず「絹紡及絹撚糸」と「綿紡及綿撚糸」の処理が問題とな

る。しかし両者をいかなる比率で分離させるかの根拠となるデータをもち合わせていない。従ってここでは第2類と第3類を合わせた数値とするほかはない。

第9類刺繍業，第10類雑業中の「荷造」に関しては，いずれも第V部雑工場中にその項目を見い出すことができる。しかし実際の数値は雑業（乙）の30品目が一括して計上されているため分離不可能である。従ってここでは31年の『工場統計表』の数値を採用する。「刺繍」に関しては，明治36年の内国勸業博覧会の評価をみても，京都において若干の進歩がみられるものの，全体として著しい進歩は認められないとあることから⁴⁵⁾，2年前の数値を借用し得ると考えたのである。

第7類染色整理其他ノ加工業に関しては，第I部の「織物整理」と第III部の染色業の数値を合算・代入すればよい。

第II部機械工場では，まず「機関車」は33年時点で機械製造業に入っており，分離不可能である。従って第11類機械製造業と第12類船舶車両製造業を一括して表わすほかはない。また金属品製造業に入るべき「金属線，板，洋燈口金等」も器具製造業に所属していたため，分離不可能である。従って第13類器具製造業，第14類金属品製造業も一括して表わすほかはない。

なお第14類に入るべき「鉄網」および「鍍金」は，33年には第V部雑工場の雑業に所属しており，やはり分離不能である。これら両品目は40年以前には著しい生産の隆盛をみていないので，31年の数値を借用してもよからう。

第III部化学工場では，まず第19類発火物製造業には，33年時点で「石油，揮発油，テレピン油」と「懐爐灰」が混入している。前者3品目の数値は直ちに得ることができるが，後者は「煙火」と「導火線」とで一括されていて，分離不能である。「懐爐灰」生産の退嬰的傾向から判断して，これ以前と大きな差異はないということから，31年の数値を借用して差し引く方法が考えられる。

第20類製油及製蠟業より，第21類製菓業，第22類護膜製造業，第23類化粧品製造業，第24類石鹼及蠟燭製造業，第25類染料，塗料，顔料，糊料類ノ製造業および第27類雑業までについては，構成品目の移動・再編が激しく，数値をそれぞれ該当箇所へわりふることは不可能である。従って20～25，27類については一括して表わすほかはない。また雑業部門に所属していた「墨」は第V部へ回さなければならないが，数値が得られないため，放置した。

第IV部では，第28～35類はそのままあてはめることができる。第36類畜産品製造業は33年には該当するものはない。第37類水産品製造業の多くは33年時点には第26類雑業に包含されており，「湯葉，凍豆腐，素麺」など他の雑業と分離することができない。従って第37，38類は一括して表わすほかはない。

第V部では，まず第39類印刷製本業中，「製本」は33年時点には第V部雑工場中の雑業に所

属しており、単独の数値を得ることはできない。また他の資料でもその数値を求めることはできていない。従ってここでは印刷業のみの数値を掲げるしかない。

第41類木竹蔓茎製品業では、33年には「下駄表」が「藺及麦稈業」に所属しており、これを移動させなければならない。しかし単独の数値が得られないので、31年の数値を借用して加えることが考えられる。他方、「木管」、「箴」が入っているので、やはり31年の数値を借用して差し引かなければならない。

第44数藺、蕈、麦稈及経木真田業は逆に「下駄表」の31年分の数値を差し引かなければならない。

第45類玉石、牙、骨、介甲及角製品業は、33年時点には「石工業」が独立した項目として存在する一方、「象牙細工」や「鼈甲」は雑業に含まれて分割不能である。従って第45類と第46類の雑業を一括して表わしている。もっとも、すでにみてきたように、他の分類へ移動した「刺繍」、「鍍金」、「荷造」、「鉄網」については、31年の数値を差し引き、逆に「懷爐灰」の数値を加算しなければならない。

第VI部の「電気業」はそのままの数値を、「瓦斯業」は第III部第10類の数値を代入すればよい。第49類金属精煉業については、明治29年の際に記したとおりである。

[明治37年]

明治37年の『農商務統計表』は、工場数に関しては原動力の有無によってその数値を求めることができるが、職工数は未分化の数値しか得られない。この年の分類項目は明治33年とほぼ同様であるので、31年の数値をくみ入れる場合、やや問題はあがあるが、33年のくみかえに準じて数値をくみ入れればよい。両年次の相異点では「食用品乾燥」が問題となるが、42年の「畜産物製造業」の数値から判断して、ここに含まれる部分はほとんどとるに足りないもので、37年の同項目は第37類水産品製造業と第38類雑業の項目に該当するものとして処理できる。

以上、明治中後期の製造業の分類体系を検討し、実際に項目の再編成を行い、数値くみ入れの技法を提示した。そこで明確になったことは、当時の分類基準がきわめて一貫性なく、しかも項目の変遷も激しいため、簡単には異年次間の分類項目を対応させることはできないということである。ただし品目によっては、前後の年次の数値を借用したり、厳密なくみかえを施すことによって、梅村ほか [1988] で提示された「中分類」⁴⁶⁾よりは詳しいものを提示することができると思う。

(木村健二)

注)

1) 個票調査導入の経緯については、松田 [1988] を参照のこと。

2) 相原・鮫島 [1971] p.57-59。

- 3) このほかこの時期の『農商務統計表』に関する分析や資料批判には、安場 [1967]、神立 [1978] があるが、「工場統計表」への言及はない。
- 4) 松田・佐藤 [1984] p.84。
- 5) 行沢・前田 [1978] p.233。
- 6) 「農商務統計表」では明治35年より階層型分類が導入されている。
- 7) 「形質」とはここでは「油状のもの」とか、「薬品類」といった外見状の特色により分類されたものに対して使用している。
- 8) 「勸業博覧会資料」『明治前期産業発達史資料』（以下『MZS-K』と略記する）(85), p.36。
- 9) なおその際、絹織物、綿織物の一部であったが、独立した項目を形成していた「羽二重」および「綿子ル」が消失している。いかにそのウエイトが高かったとはいえ、「絹織物」、「綿織物」を設定している以上、そこに含ませざるを得なかったのである。
- 10) 『MZS-K』(218), pp.188-194。
- 11) 『MZS-K』(217), p.141。
- 12) 『MZS-K』(218), p. 189。
- 13) 『MZS-K』(51), p.68。
- 14) 『MZS-K』(218), p.253。
- 15) 『MZS-K』(51), p. *137(*は同一冊子中の2番目の頁数表記を示す)。
- 16) 『MZS-K』(53), p.358。
- 17) 有田 [1989], p.75。
- 18) 『MZS-K』(50), p * 6。
- 19) 小西 [1934], pp.209-211。
- 20) 『MZS-K』(217), p.24。
- 21) もっともこのうち「木管」は明治32, 33年には第V部第29類木竹製品業に所属しており、この時点では原材料が重視されたものとみられる。
- 22) 『MZS-K』(57), p.315。
- 23) 『MZS-K』(217), p.97および佐々木・秋鹿 [1912] pp.762。
- 24) 『MZS-K』(50), p.69。
- 25) 『MZS-K』(50), pp.41-63。
- 26) 『MZS-K』(217), pp.83-84。
- 27) 『MZS-K』(217), p.95。
- 28) もっとも明治30年には、「機械器具工場」は229工場、職工12,913人で、「造船」の40工場、4,289人を大きく上回っていた（豊崎 [1939] p.38）。ただしその規模は電気機械工場を除き、小規模なものにとどまっていた。
- 29) 鋳山業の処理については梅村ほか [1988]「鋳業」pp.114-118を参照のこと。
- 30) 「電燈」の内容が「電気供給業」を指すかどうか疑問なしとしないが、明治20年代にすでに電気供給会社が大都市において設立をみていること（工学会・啓明会編刊『明治工業史 電気篇』1928年, pp.322-334）、明治31年に「電燈球」が「電燈」とは別に登場していることから、電気業と判断した。
- 31) 社団法人日本機械学会『日本機械工業五十年』1949年, p.313。なお同書によれば、明治末年の蒸気機関車の国産比率は7%であったという。

- 32) 『MZS-K』(216), p.258。
- 33) 『MZS-K』(216), p.273。
- 34) 『MZS-K』(84), p.164, (216), p.277。
- 35) 『MZS-K』(49), pp.184-186。
- 36) 『MZS-K』(216), pp.184-186。
- 37) 明治31年の『工場統計表』では、工場数1, 職工数20人という数値があった。
- 38) 「毛糸」は33年1工場, 272人であり, 「靴墨」は化粧品等5品目とあわせて8工場, 205人という規模であった。
- 39) 『MZS-K』(51), pp.*135-136。
- 40) 『MZS-K』(91), pp.*49-51, (214), p.199。
- 41) 『MZS-K』(216), pp.142-151。
- 42) 『MZS-K』(54), p.101, (50), p.*56。
- 43) 『MZS-K』(50), p.*61。
- 44) 『MZS-K』(54), p.102, (50), p.*60。
- 45) 『MZS-K』(53), pp.356-365。
- 46) 梅村ほか [1988], p.242, 243。そこでは製造業10項目が提示されているが, さらに詳細な組替分類による業種分割が可能である。

3 工場生産の実態と明治42年工場統計個票の検討

3. 1 工場生産の実態

前章では、明治29～42年までの10種類の分類表の検討を通じて、次のようなことを明らかにした。それは、①明治期の工業分類表には工程、原料、用途をはじめとする数種類の分類上の基準が混在しており、②ある品目が他の品目と共にひとつの分類項目として括られる際にこれらのうちのどの基準によるかは、分類表が改訂されるに従い変化したこと、③従って明治20年代から42年にいたる間に編成されたいくつかの分類表の間では、項目に異同があること、④このような分類基準の変化は、たとえば工場間分業の進展、新しい品目の生産開始など、工業生産上の条件の変化を概ね反映しているというものであった。

分類表の変化の要因をこのように考えることは、少なくとも分類表を編成した当事者の意図に即してみようとする限り、有効であろう。しかし、この点と、編成された分類表を調査結果に適用したばあいに、当時の工業生産の実態と分類表との間にどの程度の整合性があつたかという点とは別な問題である。そこで、本章では最後に、これまでとは視点を変え、明治42年を例にとり、この後者の問題について考えておきたい。

松田・佐藤 [1984] において筆者は、『明治四十二年 全国工場通覧』に記載された各工場の「製品種類」欄に列挙された品目と、その工場の格付けられた分類項目との関係に着目した。つまり、「製品種類」欄に列挙された品目は、工場表裏面の「製造高」欄に記入された品目（複数記入）を、その生産価額の多い順に並べたものと推定され、従ってある工場で複数の品目が生産されていればこの欄にも複数品目が記載されるのに対し、『全国工場通覧』中の各工場の配列は、同じく「製造高」欄によりながら、その工場で生産価額が最も多い品目により一義的に格付ける方法で行われていると推定されるのである。つまり、ある工場で複数品目の生産を行っているばあいに、「製品種類」欄で第2番目以下に列挙されている品目が格付けられるべき分類項目と、その工場が格付けられている分類項目とが常に一致するという保証はない。いまこのように食い違いが生じている例を「工場通覧」から拾い上げていったとき、特定の項目(A)に格付けられた工場で、他の特定の項目(B)に属すべき品目を同時に生産している例が多くみられたとするなら、これらの項目(A)と(B)とは、分類表上は別項目とされているけれども、生産の実態としては密接なつながりを持っていたと判断できよう。

このような観点から、『明治四十二年 全国工場通覧』で特定の項目に格付けられた工場の

「製品種類」欄に、その工場が格付けられた以外の項目に属すべき品目が列挙されている(このような品目を、以下「同時生産物」と呼ぶ)事例数(工場数およびその工場に所属する職工数)を計上したのが別表2である。本節ではまず、この表から特徴的な点を摘記しておく。

ここで、生産工程を異にする複数生産物を「兼業」と呼んで、同一生産工程から複数の生産物が生産されるばあい(by-products)と区別するなら、兼業の中には、①綿糸紡績と綿織物のように、一方が他方を生産する過程での中間生産物であるばあい、②印刷製本と活字製造のように、原材料以外でしかも生産工程に不可欠な生産物を別個の生産工程で生産するもの、③船舶と機械製造のように、①②いずれでもないが技術上あるいは他の何らかの条件によって生産可能な生産物を生産するものという3種が含まれている。

以上の点を念頭において、別表2の中でも特定項目間に同時生産物の生産が集中してみられる事例について、注釈を加えておこう。

第1に「綿織物」と「綿糸紡績」がある。綿糸紡績に格付けられた工場(以下単純に「綿糸紡績工場」とする。他の業種についても同様)の9.9%で綿織物が生産され、ここに働く職工数は綿糸紡績工場の全職工数の18.9%に当たる。逆に、綿織物工場の0.2%、職工数の2.5%にあたる工場で、綿糸が生産されている。これは従来もしばしば指摘されてきたように、大規模綿糸紡績工場による織布兼業がかなり広範に行われていたことの反映であると思われる。

第2に、「麻糸紡績」と「麻織物」である。麻糸紡績工場の10.5%(職工数では44.5%)に当たる工場で麻織物が生産され、逆に、麻織物工場の13.0%(職工数は109.2%と異常値を示す)で麻糸が生産されている。これは、帝国製麻に属する大規模工場による兼業と共に、群小工場でも兼業が行われていたためである。

第3に、「船舶」「機関車・電車等」「機械製造業」がある。当時「船舶」に格付けられた工場は汽罐等を製造していたし、「機関車・電車等」に格付けられた工場では鉄道用機械と共に一般機械も製造していた。これは、明治になってから日本に導入された品目を生産するばあい、初期の段階においてはひとつの工場で一貫してあらゆる部分をつくらなければならなかったことの反映であると理解できる。なお「機械製造業」は分類表上は3種類の小項目に分かれているが、実際には小項目間の兼業がはなはだ多く、たがいを分離してとらえるのが困難である。

また、事例数はやや少なくなるが、「鋳物」「工匠具・農具・土工具・刃物類」に格付けられた工場で、「機械製造業」に分類されるべき品目を生産する例がおおかった。これは、当時の機械製造が、船舶や鉄道関係の大工場ばかりによってではなく、各地に散在する零細工場(農鍛冶、車鍛冶等を含むと考えられる)によってもかなりの部分担われていたことを暗示

しており、注目に値する。

第4に、「活字鑄造」と「印刷製本」がある。活字鑄造工場の22.2%（職工数では84.6%）にあたる工場では印刷業を兼ねており、逆に印刷・製本工場の0.7%（職工数では5.4%）の工場で活字鑄造を「製品種類」欄に掲げている。当時活字鑄造は專業化できず、印刷工場で自家鑄造している例が多いのである。

第5に、以上はいずれも兼業の例であるが、最後に同一生産工程から生産される複数生産物の例もあげておこう。それは、「脂肪油」と「人造肥料製造」である。脂肪油工場の43.6%（職工数では28.3%）にあたる工場で肥料が生産されており、逆に人造肥料製造工場の25.3%（職工数で17.1%）にあたる工場で脂肪油の副産物があったようである。化学肥料は、過燐酸石灰などあるにはあるが、まだ大きな比重を占めるには至っていないと考えられる。

生産工程を異にする項目間での兼業については、別の角度からも検討することが可能である。別表2が小項目毎に、そこに格付けられた工場による同時生産物生産の事例をまとめたものであったのに対し、表3.1は逆に、各項目中に現れた同時生産物のうち、精穀製粉業

表3.1

精穀製粉業を「同時生産物」とする事例

産業中分類	工場数	職工数
1-2	1	29人
1-3	2	15
1-5	2	19
1-6	3	52
1-7	1	6
3-15	3	204
3-16	2	35
3-20	2	11
3-26	1	90
4-28	8	132
4-34	3	24
4-37	1	8
4-38	4	52
5-21	6	43
計	39	720

の事例のみを抜き書いたものである。これをみると、精穀製粉業は、機械器具製造業をのぞくすべての大項目に格付けられた工場で同時生産物生産として営まれており、全体を通じての合計は工場数39、職工数720人になる。これらは精穀製粉業に格付けられた工場数、職工数のそれぞれ8.6%及び11.7%にのぼる。

このことは精穀製粉業だけにみられる現象ではない。参考のため、分類表の大項目にまたがる複数生産物生産の事例数（工場数および職工数）を示す表3.2を作成した。本表は、縦にみていくと同一大項目に格付けられた工場が他の大項目に属する同時生産物を生産する事例を示し、横にみていくと他の大項目に格付けられた工場が当該大項目の品目を同時生産物として生産する事例を示す。本表からも、当時大項目にわたる複数生産物の生産が相当広範に行われていたらしいことが理解されよう。特に第2部（機械及び器具工場）、第3部（化学工場）および第5部（雑工場）で、この例が多くみられる。

以上のように、明治42年の時点でも、分類表と工業生産の実態との間には若干の乖離があったとみられるのであり、統計表を利用する際にもこの点には十分な注意が必要とされる。なぜなら、以上のような検討結果は、工場統計表に「工場」としてリストアップされた工場で

表3.2

産業大項目にわたる複数生産物生産の事例

大項目	1	2	3	4	5	6	計
1		4 150	5 110	2 22	33 602	1 27	45 911
2	3 77		18 567		11 2447		32 3091
3	3 144	4 106		31 410	7 100		45 760
4	10 188	2 35	8 340		8 163		28 726
5	8 216	39 1714	15 408	2 25			64 2363
6		3 137	2 250				5 387
計	24 625	52 2142	48 1675	35 457	59 3312	1 27	219 8238

注) 上段：工場数，下段：職工数。

は、われわれが「工場」という語を用いたときに想起する「場内分業」という暗黙裡の定義とはうらはらに、むしろ各々の熟練した職工が、需要に応じて複数の品目を原材料から完成品の段階に至るまで一貫して生産している実態のあることを示唆しているからである。

3. 2. 明治42年工場統計調査愛知県個票の検討

3. 2. 1. 全国工場通覧の問題点

われわれは個票データに準じるものを使用して工場統計の長期時系列データベース編成の一貫として、明治35年、明治42年の「工場統計」を復元集計したが、その作業を行うにあたって用いた主要な資料のひとつに、明治35年および42年の「全国工場通覧」がある。この資料は、農商務省による工場調査の対象となった「工場」（明治35年は農商務通信規則により職工数10人以上の作業場、42年は工場統計報告規則により職工数5人以上の作業場と、それぞれ定義されている）の一覧リストであり、各工場について、工場所在府県、工場名称、製品種類、所在地、工場主名、創業年月、職工数（男女別）、原動機（種類、台数、馬力数）に関する簡単なデータが記載されている。この資料は、かつて古島敏雄教授（古島 [1966]）が明治37年版を利用して以来、その情報量と多様な加工の可能性に注目されるようになった。近年復刻版が出版されたこともあり、これを利用した研究も増えつつある。

しかし、この資料には統計資料として利用するばあいいくつかの問題点があり、それらは今日まで未解決のまま残されてきた。その問題点は以下の3点にまとめられる。

- ①「工場通覧」と題されたこの資料は、農務省による工場の調査、集計、公表にいたる過程のどの段階で編成されたものか不明である。たとえば、これは個々の工場に個票を配って調査をするための前提になる母集団リストなのか、それとも個票調査が一応終了した時点で作成された調査対象の一覧表なのか、あるいはなんらかの結果報告の一環とみるべきなのかといった点が不明である。
- ②いずれの年次をとってみても、調査は個票（工場票）を用いて行われているが、農商務省ないし府県で集計に先立っての個票審査がどのように行われていたか不明である。
- ③また、②に関連して、個票の段階から「工場通覧」「工場統計表」の段階にデータが加工された際に、結果的にどのような概念が採用されることになったか不明である。具体的には、「工場」「職工」などといったときに、その指示している対象は、今日の「工場」「職工」等の概念と一致するのか。またしないとすれば、両者の間にはいったいどのような意味上のずれが認められるのか。

このうち①は「工場通覧」に固有の問題であり、前節で取り上げられた調査結果表に基づいて事後的に編成されたものであるという結論を、第1章でわれわれは出した。②と③は「工

場通覧」だけでなく、公表された集計表にも関係する問題である。

上述の問題については、これまで資料上の制約から検討を加えることが困難であった。①の結論は、コンピュータ処理によるデータ解析の結果である。ここでは②③についてみると、これまでは集計結果表ならびに「工場通覧」の利用者は、記載された用語ないし数値の意味するところを、いわば常識で判断するしかなかったのである。たとえばこれらの公表資料の中で「工場」（この語は農商務通信規則でも工場統計報告規則でも、きわめて単純に、職工の人数によってのみ定義されている）として捉えられているものの実態がどのようであったかは不明であり、現実にはそれぞれの研究者が、工場に関する自分の定義を当てはめて解釈している例が多い。

以下では、愛知県1県に限られてはいるが、工場統計報告規則に基づく第1回目の工場調査（明治42年）の個票を用いることにより、これらの点の解明を試みたいとおもう。但し、資料の制約から、検討の中心は③にあり、①②の問題については行論の関係上可能な限りで触れるにとどめたい。

3. 2. 2 明治30年代後半から40年代の愛知県の工場

本章では検討の素材として、明治42年に行われた工場統計調査の個票のうち愛知県の分を取り扱うことになるのであるが、それに先立ち、この資料はいったい全国を視野に入れてみたときにどのような意味を持ち得るのだろうかの見通しをつけるため、本節では

①明治後期の工業生産の中に占める愛知県の工業生産の位置

②明治後期の工業を、いくつかの業種に分割したばあいの、各業種の特性について、大まかな特徴点を調べておくことにしたい。

古島 [1966] は、上述のように、本節で対象とする年次より5年前の、明治37年の「工場通覧」を用いたものとして先駆的な作業であるが、それによれば、明治30年代末の日本の工業生産のあり方は次のようなものであった。つまり西欧移植型の機械制大工場による生産の中心は、軍工廠、製鉄所等の官営工場にあった。民営工場としては、機械器具工場や綿紡、綿織等の一部にみられ、発展をとげつつあったが、これらは全体からみればごく一部の、他に隔絶した技術ならびに資本金を有する経営体に限られた現象であり、当時の工業生産の多くの部分は、江戸期以来の手工業生産か、さもなければこうした手工業生産が自立的発展の結果、上記の機械制大工場で採用している機械類をみようみまねで模造し、あるいは自分たちの技術水準や資金調達力的水準に見あうように改変（簡素化、小型化）した機械（「器械」と書かれることが多い）を用いるようになった工場で行われているという段階であった。

同書では明治37年当時の工場数および労働者数を府県別に、かつ5種類の産業大分類毎に求め、労働者数の多い順に上位20府県を、5府県づつに区切って示している（古島 [1966]

第48表, 368頁)。ここで、労働者数の総計値（産業大分類に分割しない値）をみると、次のようなことがわかる。上位5府県は、大阪、東京、兵庫、長野、愛知であり、これらの府県で当時の日本全国の労働者総数の約46%を占める。特に大阪は約13%（実数は約7万1千人）と多く、以下の4府県はいずれも7%から10%程度である。これにつづくのが三重、栃木、福岡、岡山、石川の5県で、さらにこれに静岡、岐阜、福井、秋田、新潟の5県がつづく。これら10県はいずれも2.0%から2.6%と、最上位の5府県にくらべて遥かに低水準である。この下に山梨、京都、山形、神奈川、長崎の5府県がくる。これらはいずれも1%台である。

次に古島教授の作成した同じ表から、労働者数総計を5つの産業大分類（染織工場、機械工場、化学工場、飲食物工場、雑工場）に分割し、大分類毎の労働者数が総数に占める割合を府県別に求めたのが表3. 3である。染織工場の労働者数が第1位の府県が多いが、少し細かくみていくと、いくつかの特徴が見出せる。

行論の関係上、上位の5府県を中心に触れることにしたい。まず大阪、東京が比較的似通った分布をみせるが、機械工場と化学工場とでやや違いがみられ、東京で前者が、大阪で後者がそれぞれ高くなっている。兵庫では染織工場が低位で、化学および飲食物工場が高い。マッチや酒造業のあるためであろう。長野と愛知では染織工場の値が極めて高い。前者は生糸生産、後者は綿糸綿布を中心とするものと思われる。第6位以下の府県については絹綿いずれかの染織工業の発展がみられた例として三重、石川、静岡、岐阜、福井、山梨、京都、山形、造船業を中心とした機械工業の発展をみた神奈川、長崎、本表では雑工場に含められてしまっているが鉱業に伴う精錬業、製油業等の発展をみた栃木、福岡、岡山、秋田、新潟等がある。

このような数値の検討結果から、古島教授は明治37年における愛知県工業につき、次のようにまとめている。第1は、いうまでもなく同県は当時の日本でもトップクラスの工業県であったこと。第2に、この工業県としての地位を支えていたのは染織産業、特に綿業であったこと。第3に、同じく綿業の発展がみられた大阪と比較したとき愛知県の特徴は、染織工業の発展が大阪のように機械制大工場による生産の発展によってではなく、伝統的な手工業的生産が自生的に発展をし、その中で最大規模のものが小規模な機械を導入するに至るといふ、いわば「伝統的産業の自生的発展」の結果としてもたらされていることである。われわれが検討の対象とする時期の同県の工業生産は、機械制工場が移植されつつあった大阪、東京、兵庫とは違い、むしろ製糸業の自生的展開をみた長野に近い性格をもっており、綿業を中心として伝統的な工業生産の自生的発展の最高水準を代表するものと見てよさそうである。

同様のことは明治42年についても観察されうる。松田・有田・佐藤[1987]で、われわれは工場の動力化率と所有形態とに着目し、当時の工業を伝統的、近代のおよび両者の中間型に分

表3. 3 府県別・産業別労働者数分布

府 県	労働者総数	総 数 内 訳 (%)				
		染 織	機 械	化 学	飲食物	雑
大 阪	70,833	42.0	14.0	19.7	6.9	17.3
東 京	50,311	42.1	18.2	11.5	7.6	
兵 庫	42,827	27.3	18.2	24.9	18.9	10.7
長 野	41,883	99.0	—	0.1	—	0.7
愛 知	34,707	75.7	3.5	9.2	8.9	2.7
三 重	13,785	76.3	6.8	2.9	5.6	8.4
栃 木	13,705	20.9	0.5	1.1	14.0	63.5
福 岡	13,699	28.2	17.7	7.4	6.4	40.3
岡 山	13,413	54.5	0.3	3.3	7.1	34.9
石 川	13,326	86.0	0.2	3.7	1.4	8.7
静 岡	12,501	71.2	1.0	14.5	10.1	3.2
岐 阜	12,493	72.5	0.0	1.3	0.8	25.3
福 井	11,884	91.1	0.1	3.5	0.4	4.9
秋 田	11,431	5.0	0.2	0.0	0.9	93.9
新 潟	10,800	44.1	5.6	18.4	3.2	28.6
山 梨	9,448	91.8	0.0	0.3	6.3	1.7
京 都	8,650	73.5	4.6	4.8	12.4	4.7
山 形	7,843	80.2	0.7	0.6	7.3	11.3
神 奈 川	7,314	39.6	32.0	5.1	11.1	12.1
長 崎	7,182	2.0	75.8	2.2	15.2	4.8

(資料)：古島 [1966] 第48表より計算。

類し、この区分に基づいて工場生産の地域的分布についても調べた。その結果を摘記すると(詳細は表3. 4および図3. 1) ほぼ次のようになる。

第1に、近代産業として特徴づけ得るのは護謨製造、畜産品製造など、あきらかに明治以降に欧米から移植された業種を中心とした9業種であり、生産価額の面で重要な製糸業や、一見近代産業風の名称をもつ船舶車両、機械製造などは中間型の工業に分類されている。ただし、この表で絹織物を除く織物業(綿織物業を中心とする)と紡績業が暫定的に近代産業に位置づけられているが、これは、上述のように例外的な大工場をのぞいては伝統的産業の

表3. 4 各業種の性格

区分	群	専門的職工による業種	兼業的職工による業種	生産価額データと工場属性データの対応の付られない業種（群分類なし）
伝統工業	T ₃	〔1 専門的伝統型〕 17漆器業*40紙製品業*42皮革製品業 43羽毛製品業*45玉石牙骨介甲及角製品業*	〔4 兼業的伝統型〕 4 真綿製造業* 7 染色整理其他加工業* 9 刺繍業*15 窯業*16製紙業*23化粧品製造業 31製茶業*37水産品製造業*44藺苳麦稈及経木真田業*46雑業*	〔7 不対応伝統型〕 6 絹織物業*32精穀・製粉業*34菓子製造業*38食品雑業*
中間型工業	T ₁ T ₂ P ₂ P' ₂	〔2 専門的中間型〕 11, 12船舶車両, 機械製造業* 13器具製造業*14金属品製造業 18製革及毛皮精製業	〔5 兼業的中間型〕 19発火物製造業 28醸造業* 1 製糸業* 3 撚糸業 5 製綿業 24石鹼及蠟燭製造業 25染料塗料顔料糊料等ノ製造業	〔8 不対応中間型〕 8 組物編物業 10染織雑業 20製油及製蠟業*26人造肥料製造業*39印刷製本業*
近代産業	P ₁ M P' ₁ X C'	〔3 専門的近代型〕 22護謨製造業 36畜産品製造業 29製糖業 21製薬業 27化学雑業	〔6 兼業的近代型〕 49金属製煉業 33ラムネ氷鉱泉業 35缶詰瓶詰業 41木竹蔓茎製品業*	〔9 不対応近代型〕 6 織物業(絹織物業を除く) 2 紡績業 30煙草業* 47電気業 48瓦斯業

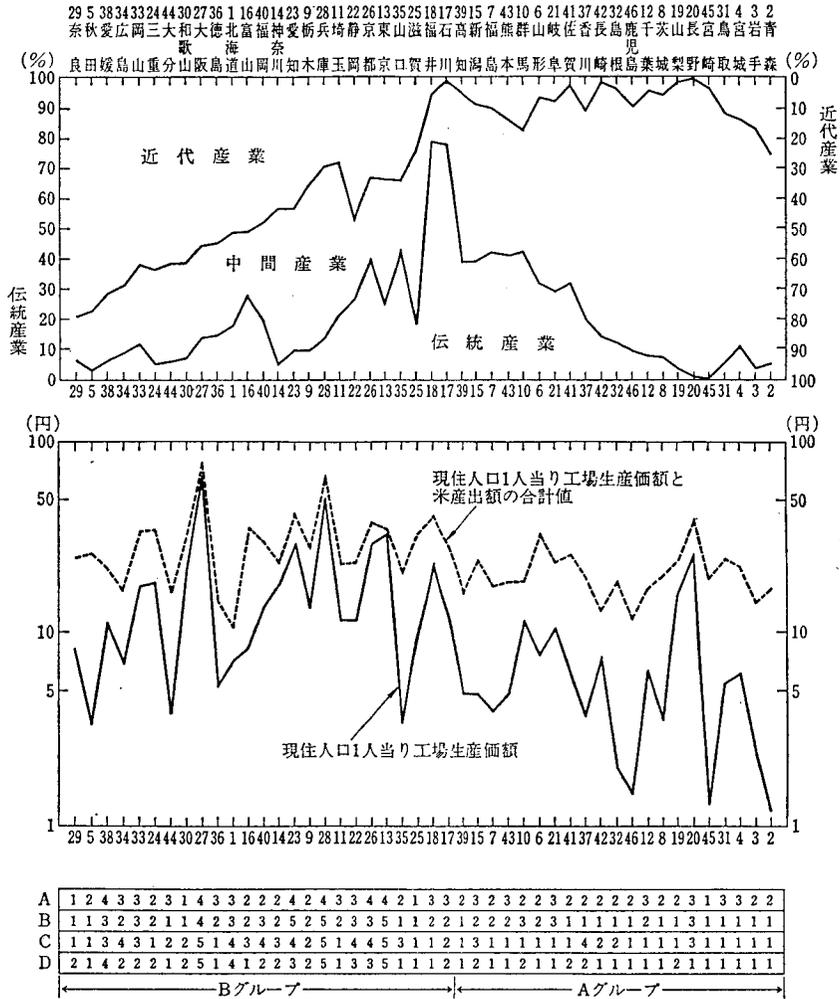
注) 対応の付られない業種が残る理由については、松田・佐藤 [1984] (9 ページ) 参照。

*印を付したものは在来の業種とみなした。

自生的展開をみた業種であったと考えられることから、中間型産業に訂正されるべきである。この点については、本章でも工場の経営形態との関係で触れることになる。

第2にこのように再分類を行った結果を用いて、近代、中間、伝統それぞれが、工場生産価額全体の中でどのような割合を占めていたかを、府県別に見たのが図3. 1である(松田・有田・佐藤 [1987] から再録)。本図には同時に、工業生産および農業生産の水準のひとつの指標として、現在1人当り工場生産価額と現住1人当り米生産価額とを示してある。本図をみると、当時の府県は農業生産の意義が比較的大きいAグループと、工業生産が生産水準全体に及ぼす影響の大きいBグループとに大別されることがわかる。Aグループには東北および中国の日本海側、九州など、国内での商取引の中心地域でない府県が多く含まれ、Bグループには東京・大阪やその周辺を中心とする地域の府県が多い。愛知県ではいうまでもなくBグループに属し、全国でも工場生産の水準が最高レベルであると共に、産業の三分区からみたときは中間産業が大きな割合を占めていることがわかる(この割合は、絹以外の織物業

図3. 1 生産水準と工場生産の地域性



注) 1) 本図では、A・B両グループ内で、工場生産価額の構成比ができる限り連続的に変化するように府県を配列し、その下に、工場生産価額(実線)およびこれと米生産価額との合計値(点線)を対応させた。いずれも現住人口1人当りの値であり、実線と点線の間がはなれているほどその府県生産水準に及ぼす米生産価額の効果が大きいことを示している。
 2) 「個人複数所有工場数」「会社及会社類似組織所有工場数」「株式会社数」「複数工場所有株式会社数」は次のように府県ごとにコード化した。

(A)個人複数所有工場数		(B)会社及会社類似組織所有工場数		(C)株式会社数		(D)複数工場所有株式会社数	
コード	工場数	コード	工場数	コード	工場数	コード	会社数
1	0	1	50以下	1	50以下	1	2以下
2	2~7	2	51~100	2	51~75	2	3~10
3	8~63	3	101~200	3	76~100	3	11~20
4	64以上	4	201~400	4	101~200	4	21~40
		5	401以上	5	201以上	5	41以上

(出所) 松田・有田・佐藤 [1987] 再録

および紡績業を中間産業に格付けしなおすと、さらに大きくなると考えられる)。

3. 2. 3. 愛知県個票の検討

明治40年前後の愛知県工業の、全国の中に占める位置について見てきたわけであるが、次に、明治42年に「工場統計報告規則」に従って作成記入された個票(工場票)のうち、愛知県下の分2,657枚について見ていくことにしたい。この個票はもと愛知県庁の行政文書として作成されたもので、今日では国文学研究資料館史料館に保管されている(同館の許可を得て、マイクロ・フィルム化して分析を行った)¹⁾。「全国工場通覧」の愛知県内の工場数と対比してみると「通覧」に記載されながら個票の現存しないものが77件ある(総て名古屋市内の工場で、各業種にわたっているものと推定される)。しかし、愛知県全体としてみるなら残存率は97%以上と高く、愛知県工業の実態を充分示すものと言いうる。この個票からは当然のことながら、集計表および工場通覧では失われてしまっている多くの情報を得ることができる。たとえば個表裏面の「備考」欄には、工場の実態を示す様々な記載がなされている。そこで次にこれらの個票から判明することのうち、特に注目すべきだと思われるいくつかの点について例示してみることにしよう²⁾。その際問題を、①工場の経営形態の問題、特に「問屋制」の関係と推定されるものについて、②工場内部での労働組織の問題、③個々の職員の労働条件(賃銀、時間)の問題に大別してみていくことにしたい。

「工場」の経営形態について

かつて古島敏雄教授は、特に明治前期までの工場統計について、調査が結社単位でなされている例のあること(その代表は製糸業における座繰結社である)を述べ、統計表上にあらわれる「工場」をもって今日の工場と同義だと速断することの危険性を指摘した。実はこれと同質の問題は明治末期にも存在しつづけているようである。個票を調べた結果、次のようないくつかのケースの存在することが判明したからである。

第1は、いわゆる「問屋製家内工業(putting-out system)」の「問屋(putter-out)」に当る人々が、自分の支配下にある生産者を一括して、自らを工場主とする一工場という形で個票記入しているケースである。これは綿織物業でみられる。たとえば幡豆郡平坂村の綿織物工場の個票では、「備考」欄に次のような注記がみられる。

「一定ノ工場トテハ無之綿糸ハ水車船ニテ一艘ツツ各所に散在シ居ルモノヲ一纏ニシタルモノ又木綿ハ各自家ニテ賃織セシメ居ルモノヲ合記セリ(個票番号1891)」

愛知県で繫留した川船に日本型水車を架け、それを動力とした綿紡績が行われていたことは知られているが、ここにあげた事例は、そうした水車船を複数経営(ないし「問屋制的」支配、実態は不明)してそこで生産した糸を賃機に回して綿布生産している者があり、その経

営者がそうした経営全体を一「工場」として個票に記入したケースの存在することを示している。この「工場」は、工場票をみる限り職工数が男15人、女85人で合計100人、生産価額が三河木綿7,200円、足袋底18,000円、綿糸撚糸36,000円で合計61,200円を示す。これは当時としては大工場に属するのであるが、実態はこうした数値から予想される姿とは大きく異なっているわけである。

また、綿織物業には備考欄に自ら工場形態をとらぬことを明記し、職工数、労働時間、原動機等の欄が完全に空白なためか工場通覧には採用されなかった個票もある。そこに記されているのも上の例と同様の実態である。

「拙者方ハ税法ニ所謂原料ヲ供給シ工銭ヲ仕払ヒ物品ヲ製造セシメ販売スルモノナレバ工場トシテ特ニ記スベキ設備ナキニ付記載スベキ事項少シ（個票番号1881）」

この「工場」の製品は白木綿で年生産価額5,274円である。

上記2例は共に幡豆郡（三河国）の白木綿工場であるが、他の地域でも同様の例は見出せる。海東郡（尾張国）では、佐織縞を主要製品とする「工場」で、備考欄に「織元ニシテ賃織ニテ製造スルモノナリ（個票番号2056～2059）」と記入のある個票が4例あり、これらはやはり職工数、勤務時間、原動機などの記載がなく、工場通覧には採用されていない。

はじめにあげた個票番号1891の例と、工場通覧に採用されなかった5例とで生産の実態にさしたる違いがあったとは考えにくい。そうであるならば、これらの6例のように自ら「問屋制」的な経営であることを明記せず、かつ職工数や器械の台数等を個票に記入したためそのまま工場として集計されてしまったものがかなり存在するとしても不思議はない。この部分については同業者名簿等、他の系列の情報を利用して、改めて個票の吟味をしてみなければ正確な実態は把握できない。ちなみに、綿織物業の個票数は約600枚であるから（集計表に採用されたものは593工場。表3、5参照）、ここにあげた事例は全体の約1%に相当する。当然個票に明記されたものだけであるから、それ以外に存在すると予想される分も含めれば、この値はさらに大きくなる。いずれにしても調査の時点では、綿織物業については、ひとつの建物としての「工場」を構えていようといまいと、当時地域の人々によって綿織物業者と見なされていた人々全部を対象に個票を配布して記入させたものと推測される。

第2に、これまで述べてきたケースとほうらはらに、他から「問屋制」的な支配をうけており、自律した経営体でないかと推定されるものも含まれている（だからといって、これらの例が今日の「事業所」の定義域に含まれるか否かは一概には言えない）。少なくとも第1の問題として指摘した「工場」とは対照的な特性をもつ「工場」が、工場統計報告規則による「工場」の定義によって同時にとらえられてしまうことは明かである。その例をあげるなら、まず綿織物業で次のような記載がみられる。

「当工場ニテハ原料ヲ木綿屋ヨリ無利子ニテ借り工賃受負ニテ製織ス（個票番号160）」

表 3. 5

種 類 別	工場数	職工一人一日ノ賃錢				労働人 夫 数	一箇年 間就業 日 数	平均一 箇月間 休 日 数	一 日 就 業 時 間		一 日 休 息 時 間	
		十四歲以上		十四歲未滿					普通ノ 場 合	徹夜ノ 場 合	普通ノ 場 合	徹夜ノ 場 合
		男	女	男	女							
製 絲 業	403	31	27	16	14	436	3	13.5	—	1.5	—	
紡 績 業 (綿絲紡績 (ラミ一, 黃麻等))	34	10,402	33	23	16	15	3	18.5	12.0	2.0	2.0	
	3	17	22	—	11	—	5	12.0	—	3.0	—	
燃 絲 業 (絹燃絲 絹燃絲)	37	10,419	—	—	—	269	—	—	—	—	—	
	3	668	42	29	—	16	3	11.5	—	1.0	—	
眞綿製造業	68	606	27	21	20	19	4	15.0	—	1.5	—	
	71	1,274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
染 織 工 場	1	7	19	—	—	—	3	12.0	—	3.0	—	
	21	246	42	24	12	20	4	11.0	—	1.5	—	
綿織物 (絹織物 綿織物 絹織交織物 麻織物 毛織物 織物雜類)	63	834	36	21	11	12	3	14.0	—	2.5	—	
	593	11,359	37	26	14	13	4	13.5	—	2.0	—	
織 物 業 (莫大小 絲組物, 紐, 洋燈心)	128	2,688	29	23	14	12	3	14.5	—	2.5	—	
	1	6	—	20	—	—	—	14.0	—	3.0	—	
染色整理其 他ノ加工業 (絲布ノ染色 絲布ノ漂白, 精練, 整理)	8	734	37	28	19	16	3	12.0	—	1.5	—	
	1	7	40	25	—	—	5	8.0	—	1.5	—	
組物編物業 (莫大小 絲組物, 紐, 洋燈心)	794	15,628	40	25	—	—	—	—	—	—	—	
	42	344	37	23	—	19	3	11.5	—	2.0	—	
刺 繡 業	40	467	49	28	14	—	4	11.0	—	1.5	—	
	82	811	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雜 業	10	85	45	33	—	15	3	13.0	—	2.0	—	
	8	280	53	32	—	12	4	11.5	—	1.5	—	
合 計	18	365	20	16	5	9	—	—	—	—	—	
	24	169	36	20	5	5	1	14.0	—	2.5	—	
機械製造業 (原動機及其附屬機械類 金屬工用, 木工用, 染織工用, 其他 農業用, 採礦用及精煉用, 其他)	10	169	36	20	5	5	2	13.0	—	1.5	—	
	1,461	49,766	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	25	435	60	—	25	—	3	11.0	11.0	1.0	1.5	
	13	386	59	37	20	—	3	10.5	—	1.0	—	
計	11	159	55	—	15	—	3	11.0	—	1.0	—	
	49	980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

飲食工場	釀造業	清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、銘酒	117	1,577	40	19	20	—	107	136	—	12.5	—	2.5	—		
		{ 麥酒	1	110	53	19	—	—	—	—	329	—	10.0	—	0.5	—	
	煙草業	酎、醬油、味噌	74	1,227	43	22	10	—	—	104	294	—	10.0	12.0	2.5	1.0	
		{ 計	192	2,914	—	—	—	—	—	211	—	—	—	—	—	—	
	食物工場	業	煙草業	5	530	55	24	14	12	17	311	—	10.0	—	1.5	—	
			精穀、製粉業	28	311	37	24	—	—	—	7	195	3	11.0	12.0	2.0	2.0
			ラムネ、水、礦泉業(果實水其他酒類以外ノ飲料)	10	79	47	23	—	—	—	19	234	2	11.5	12.5	2.0	2.0
			菓子製造業(パン、飴、餡、其他)	49	316	34	20	20	10	7	7	303	4	12.0	—	1.5	—
			罐詰、瓶詰業	2	88	60	25	12	9	—	—	230	1	11.0	8.0	1.0	2.0
			水産品生造業(魚介類ノ鹽藏、乾製、其他)	7	77	33	23	15	—	—	4	294	4	10.0	—	2.0	—
			雜業	7	117	39	22	15	13	—	—	280	4	10.5	—	2.0	—
			{ 計	300	4,432	—	—	—	—	—	—	265	—	—	—	—	—
			印刷製本業	44	679	48	19	16	10	10	7	329	2	10.0	—	1.0	—
			紙製品業	{ 壁紙、織物紋紙、形紙	14	205	43	17	11	8	8	32	331	2	12.0	—	1.5
	{ 屏風、扇子、團扇	5		56	33	23	15	10	1	1	290	4	12.0	—	1.5	—	
木竹蔓莖製品業	{ 製材、枕物、樽、桶、下駄、其他	91	979	55	19	16	—	—	158	309	3	11.0	12.0	1.5	1.5		
	{ 箆笥、長持、椅子、卓子、其他	45	286	48	30	15	—	—	2	300	4	11.0	—	1.0	—		
皮革製品業	{ 籠、簾、蓆、傘骨、柳行李、其他	2	24	47	21	—	—	—	—	336	2	10.5	—	1.5	—		
	{ 計	138	1,291	—	—	—	—	—	160	—	—	—	—	—	—		
羽毛製品業	{ 靴、背囊、馬具、其他)	3	21	50	20	—	—	—	—	327	2	11.5	—	1.5	—		
	{ 筆、刷毛、刷子、楊枝、其他)	2	18	25	17	8	—	—	—	314	4	12.5	—	1.0	—		
蘭蓆蔎料及經木眞田業	{ 蓆、蓆、蓆、花蓆	1	8	35	25	—	—	—	—	305	5	10.0	—	2.0	—		
	{ 經木及麥稈眞田	2	15	37	20	15	—	—	—	303	4	10.0	—	1.5	—		
玉石骨介甲及角製品業(石材、石細工、其他)	{ 計	3	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	{ 計	18	135	52	—	15	—	—	1	310	4	10.0	—	1.5	—		
雜業	{ 製網、製網	14	302	41	22	22	11	15	15	304	4	12.0	—	2.0	—		
	{ 被服、其他裁縫品	21	224	35	18	14	6	3	3	317	3	13.5	—	1.5	—		
雜業	{ 帽子	1	12	35	15	10	7	1	1	120	—	14.0	—	2.0	—		
	{ 木管類、綜紙、笈杆、パッキング、其他	6	63	35	35	13	—	5	5	312	4	12.0	—	2.0	—		
合計	{ 鼻緒、雪駄、笠、爪革、小間物、其他	28	310	51	21	16	13	7	7	311	3	10.5	—	1.0	—		
	{ 計	70	911	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—	—		
特別工場	{ 計	297	3,339	—	—	—	—	—	232	—	—	—	—	—	—		
	{ 計	2	126	48	—	—	—	—	60	365	—	9.0	14.0	1.0	2.5		
總計	{ 計	1	55	52	23	16	—	—	12	335	2	12.0	12.0	1.0	1.0		
	{ 計	3	181	—	—	—	—	—	72	—	—	—	—	—	—		
總計	{ 計	2,658	68,085	—	—	—	—	—	2,827	—	—	—	—	—	—		
	{ 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

綿織物業でこのような記載のみられるか、もしくは同様な経営形態をとると推定されるのは33例（この中で職工数の記載のあるものについてその合計値を求めれば390人）で、品目別にみると次のようになる。（以下本節で個票数および職工数を列挙するばあい、特に断わらない限り「通覧」に採用されなかった個票も含まれる。また、本節で「工場数」としているのは、表現上の煩雑さを避けるための便宜的なものであり、正しくは個票数である。ただし両者はほとんど一致しているので、どちらを用いたとしても実際上の問題はない）：

生白木綿（14工場、個票記載の職工数213人）、木綿・木綿織・綿織物（6工場、うち4工場は職工数の記載なし。2工場で34人）、白木綿（9工場、うち8工場で112人）、岡木綿（2工場、20人）佐々緋（1工場、6人）、ハンカチーフ（1工場、5人）

また、これらの事例の郡市別の分布をみると、以下の通りである：

知多郡（21工場）、海東郡（5工場）、名古屋市（3工場）、額田郡（2工場）、播豆郡（1工場）、丹羽郡（1工場）

これらの工場には職工規模10人前後のものから30人前後のものまで含まれている。

また、綿織物業と密接な関係にある紡績業および撚糸業（綱糸含む11工場98人）では、次のような記述がみられる。碧海郡の撚糸工場の例である：

「原料ハ他ヨリ供給セラレ製品販売業者ニ非ス只石油消費高及水車ノ修繕料其ノ他一切消費ニ係スル分共恤糸壹貫目ニ付金二十銭ノ割合ヲ以テ契約事業ヲ為シ工業料ヲ受ク（個票番号1071）」

矢作川の支流に沿った額田郡常盤村では、この11工場のうち紡績業8工場について「水カヲ以テ運転シ綿糸ノ工賃ヲ以テ営業スル者ナリ（個票番号1739）」等の記載がみられる。これらは郡を異にするものの、さきに第1のケースとして揚げたうち個票番号1891のような「工場」が支配下においていた作業場と類似の業態をとったものと推測される。表3. 5によれば綿糸麻糸合わせて当時の愛知県下には37の紡績工場があったから、ここにあげた11の事例は工場数で約30%に当る。これを職工数でみると約1%である。

同様の経営形態をとるとみられるものは、綿織物や綿糸の他にも、次のような業種にわたってみられる：

生糸（1工場、職工数53人）、木綿晒・染（12工場、117人）、弾綿（1工場、6人）、綿毛布起毛（1工場、19人）、生糸揚返（1工場、7人）、ハンカチ刺繍（2工場、12人）、荷積車（1工場、7人）、電気鍍金（1工場、6人）、陶磁器絵付（1工場、6人）、刻煙草（5工場、262人）、精穀（2工場、15人）、扇骨（1工場、10人）、製版・製材・木挽（5工場、62人）

これらを合計すると、34工場、582人になる。これらの工場の中から一例として西春日井郡の精穀工場をあげれば、以下のような記載がみられる：

「精米精麦ハ他店ノ賃揚キニ付キ取上タル賃金ヲ記ス（個票番号2455）」

伝統的ないし製糸業のような中間型工業に比較的こうしたケースを見出すことができるように思われる。ただし、これらの業種においては、仮に「工賃ヲ以テ営業」と述べられていたとしても、その「工場」が綿業で推定されたように特定の商人等から全面的に資金の前貸しや原料の供給を受けていたとは限らない。

以上のように「工場通覧」および「工場統計表」で「工場」として扱われているものの中には、かなり異質な集団が混在しているとみるべきであり、それは愛知県のみならず、ことに綿業で明らかにみとめられるのである。

「工場」の内部組織

前項では「工場票」による調査対象となった「工場」が、他の作業場ないし経営体とどのような関係にあったかという点に着目した。本項では、そうした「工場」の内部組織ないし労働の編成の特徴と考えられる点についても若干触れてみることにしたい。ここでは2点の問題を取り上げる。

第1は、「工場主」と「工場監督者」との区別があいまいな例がみられることである。この区別については、工場票記入に際しての注意の中に「技師、技手、其ノ他監督者及直接作業ニ従事スル者ニハ工場主ヲ包含セス」と、明確に両者が異なるものとして定義されているが、実際には「技師、技手、其ノ他工場監督者ノ数」欄に「工場主一人」等と記入されているものが13例ある。いまこれを業種別にみると、以下ようになる：

玉糸（3工場、職工数157人）、蒲団綿（1工場、18人）、白木綿（1工場、11人）、絹綿交織（1工場、21人）、漁網（1工場、15人）、織機金物（1工場、13人）、麦粉・麩（1工場、23人）、瓦（1工場、6人）、製材（1工場、9人）、木工（1工場、6人）、団扇・玩弄品（1工場、17人）

伝統的業種を中心に多業種にわたっていることがわかる。また職工規模からみると、概して小規模な「工場」が多い。このような業種の小規模な作業場では、生産技術の高度化とそれに伴う労働組織の複雑化から生ずる工程管理の専門家としての「監督者」は、まだ独立の存在になっておらず、その機能は「工場」所有者が（旧来の徒弟制的な秩序あるいは家族的秩序によりながら）果たしていたとみるほうが自然であろう。もっとも同じく伝統的といっても、酒造業のように複雑な工程および労働組織を持った業種では、監督者としては「杜氏」等があげられ、これは工場主とは区別されている。

問題の第2は、「職工」と「労働人夫」の区別があいまいな例が存在することである。さきに引用した工場票記入上の注意の中で、「職工」を指すと思われるのは「直接作業ニ従事スル者」という定義であり、「労働人夫」については「労働人夫トハ直接作業ニ従事スル者以外ノ

労働者ヲ謂ヒ」と定義されている。両者は異なる定義を与えられており、集計結果表でも、「職工数」と「労働人夫数」とは区別して表章されている（その一例としては、表3.5を参照）。

調査対象となった当時の工場主たちの中にも「労働人夫」を「職工」と区別して捉えているものもあった。それは次の一文からも窺うことができる：

「労働人夫女一人ハ主トシテ飯食ノ事ニ従ヒ醤油醸造ニハ直接関係無之候（個票番号1259）」

これは醤油醸造業の例であるが、「労働人夫」とはここではたとえば賄い婦、荷担ぎ、雑役夫のように、工場の生産工程には直接関わらず、その周辺の雑務に携わる人々のことと考えられているようである。

ところが「工場通覧」記載の「職工数」と個票の数値とを対照した結果、①個票上の「職工数」に「労働人夫数」の少なくとも一部を加算した値が「工場通覧」に記載されたと推定されるもの、②個票上の「労働人夫数」がそのまま「工場通覧」の「職工数」として採用されたらしいものなどが発見された。

このうち①は21例である。業種別にみると、以下の通りであった：

生白木綿（2工場、「通覧」上の職工数43人、個票上の職工数20人、個票上の労働人夫数35人）、精米・製粉（3工場、同じく通23人、個7人、労16人）、風呂唧筒（1工場、通5人、個3人、労2人）、ラムネ・サイダー（1工場、通9人、個2人、労7人）、酒・味噌・醤油等の醸造（9工場、通96人、個27人、労65人）、製材・製版（5工場、通30人、個20人、労10人）

また②の例は140件強にのぼり、各業種にわたっている。②の例では工場票の「職工」数と「労働人夫」数とにまったく同じ値が記入されている。

こうしたことから考えると、当時の工場主たちには「職工」と「労働人夫」とを明確に区別するという発想は希薄だったと考えるほうがよさそうである。その理由として、当時実際上も、職工の一部が「労働人夫」を兼ねる例が多かったと考えられることがある。一例をあげれば、知多郡の製材工場では、工場票に次のように記入している：

「労働人夫ハ作業ニ従事スルモノ兼務セリ（個票番号1420）」

ここからも窺われるように、「職工」と「労働人夫」とは、少なくとも伝統的な一部の業種では未分化であつたらしい。その結果として、いきおい両者は混同されたまま個票に記入され、その一部は個票審査の段階でチェックを受けることになったが（上述の①の21工場はその例であろう）、このチェックをすり抜けてしまうものがあったことは十分に予想される。

賃銀データと「無給」の者の存在

次に、こうした「工場」で働く労働者のおかれていた諸条件を示すデータの吟味にうつろう。まずはじめに賃銀データの記入状況についてみることにしよう。工場票記入の注意をみると、賃銀については「職工ノ賃銀ハ一人一日ノ平均額ヲ記入スヘシ………賄被服等又ハ其ノ代価ヲ給与スルモノニ在リテハ之ヲ賃銀ニ合算スヘシ」とある。ここで問題となるのは、徒弟制的な関係のもとで「徒弟」等の処理と、家族労働の処理がどのように行われているかということである。

第1の徒弟制的な関係の存在について、明示的に記入している例は比較的少ない。その例をあげれば、次のようなものがある：

「女工ノ内十六才ノ以下ノモノハ見習中ニ属スルヲ以テ賃金ヲ支給セス工場主ニ於テ凡テ食料ヲ給与シテ其外ニ賃金ヲ給セス（個票番号388，豊橋市，玉糸）」

「職工ハ雇人トシテ給料ヲ支給フモノニ非ズ一定ノ年限ノ下ニ新業ヲ修業スルモノノミナルヲ以テ賃金ナシ（個票番号1926，豊橋市，菓子）」

「弟子ノミニ付賃金ナシ（個票番号1958，豊橋市，簞笥金具）」

「見習生ニ付賃金不明（個票番号947，名古屋市，和服裁縫）」

このような記述のみられる例を業種別に列挙すると、以下のようになる：

玉糸（1工場），菓子（3工場），建具・簞笥（6工場），和裁（1工場）

明らかに伝統的な職人的工業に偏っている。

「弟子」あるいは「見習生」ということばを用いていなくても、実質的には同じことを意味するばあいが多いのではないかと推定されるのは、「年期」「年期雇入」等の語である。一般に、年季奉公というばあい、まったくの無給ではなくて、奉公人の家人に対して前渡し金などの形で賃銀の支払われていることが多いが、たとえば次にあげる菓子製造業等のばあい、上述の徒弟のケースと実態としてどれほど異なっていたかは疑問である：

「年期封ノ奉公人ナレバ職工ニハ賃金ヲ支給セス（個票番号1927，豊橋市，菓子）」

この例は上述の個票番号1926の例と地域も業種も同じで、生産の実態がそれほど異なっていたとは考え難い。

「年期」のため無給である旨の注記があるものに「年期」である旨の注記だけあるもの4例を加えると全部で33例になる。これを業種別にみると以下の通りである：

菓子（11工場），建具（5工場），石燈籠（4工場），染物・洗張（2工場），生糸，足袋，綿打器械，石工道具，錠，硝子壘，豆腐，仏具彫刻，桶，毛筆，ボール箱（以上各1工場）

生糸，硝子壘，綿打器械，ボール箱をのぞいては、いずれも伝統的であると同時に副業としては営まれにくい業種であるといえよう。また、これらの工場の所在地は豊橋市および額田郡岡崎町に集中しており、これらが都市の職人的な作業場であったことを物語っている。こ

こにいう「年期」のうち、どの程度が給金前渡しを伴う雇人で、どの程度が徒弟と同義であるかは、別の史料によらなければ判断できないが、ここにあがった業種名をみるかぎり、生糸とボール箱以外ではかなりの部分徒弟が含まれていたことが予想される。問題は、そのばあいにはこれらの業種について公表された賃銀データが、集計に際していかなる処理を経たものであるかを再吟味しなければならない点にある。この点は今後に残された課題である。

第2に、これとならんで家族労働についても無給である旨の注記がみられる。これに該当するものは全部で14例ある。業種別にみるなら以下のようになる：

菓子（4工場）、白木綿（2工場）、染物、青銅器、綿打器械、豆腐、仏具彫刻、簞笥、洋服、石燈籠（以上各1工場）

この業種分布は「年期」の記述がある例の分布に似通っているといえよう。この中には、「直接作業ニ従事スル者ノ数」欄に男7人を計上しながら、「家人ノミニ付無給（個票番号1777、岡崎町、青銅器）」と記入されている例もある。

このような無給者がかなり存在したらしいことは、別の面からも推測される。「工場票」には「職工一人一日ノ賃銭」と「直接作業ニ従事スル者ノ数」の両方が記入されているので、この両者を乗じてみた（「賃銭」には最高、最低の二つの欄があるが、多くのばあい一種類の値しか記入されていないので、これをそのまま用いた。また二つの値が記入されているばあい、単純平均値を採用した）。すると、「製造高」欄に記入された生産価額の合計を大幅に上回ってしまう例がみられるのである。このようなケースは33例あり、業種別にみると次のようになる：

生糸（5工場）、ハンカチーフ（5工場）、鋳物・青銅器・金網（3工場）、陶磁器・煉瓦（9工場）、石材・石塔・石燈籠（4工場）、木綿織、綿打器械、座繰器械、建具、指物、花筵、筆（以上各1工場）

これらの例は、「工場票」に計上された職工の中に無給あるいはごく低賃銀の者が含まれており、その分まで含めた人数に一人当たり賃銭を乗じてしまったことから生じたと考えれば理解できる。梅村他 [1988] の中で、農商務統計様式の改訂内容について検討いただきたい、梅村又次教授は徒弟の取扱について以下のように言及した：

「農商務省は徒弟は当然職工に含まれるものと考えていたのであろうから、32年の工場票様式の改定（「職工人員」から「職工及徒弟人員」へ：引用者）があっても調査結果の系列はその前後において依然として連続しているとするのがここでの公式的な建前論であろう。しかし、調査の建前はそうであっても、実際問題として実地調査の場では工場票への記入が工場票様式の改定によって影響されることもまた大いにありうる場所である。（122ページ）」

これは農商務統計様式について述べられているのだが、同じ問題は当時の工場調査のいわば

大調査年の調査様式である工場統計報告規則による調査についても存在し、職工人員や賃銀の集計に際してどのような処理がほどこされたか不明であるという問題を残すことになったのである。

就業時間および休憩時間

就業時間および休憩時間については多くの個票で注記がみられる。まず就業時間についてみていくことにしよう。

第1に、就業時間について比較的多くみられるのは、季節により就業時間が変化することへの注記である：

「一日就業時間中夏ハ午前五時ヨリ午後七時ニ至ル冬ハ午前六時半ヨリ八時半ニ至一日休憩時間一時間ナリ（個票番号540，南設楽郡，製糸）」

「自五月至九月迄ハ午後七時乃至拾貳時迄夜業ヲナス（個票番号1314，知多郡，小麦粉・麵類，「徹夜」の欄）」

個票番号540の例では個票の「就業時間」の欄には記入がなく、「備考」欄にこの記載がみられるのみである。こうした事例は他にも多くみられる。これは工場票記入の注意の中に「一日就業時間ハ………季節ニ依リ著シキ長短アルモノハ各其ノ季節及其ノ時間ヲ記入スヘシ」とある規定にしたがったものといえる。しかし、これが集計過程でどのように処理されたかは不明である。

第2に、工場によっては江戸期以来の不定時制にしたがって就業していたものとみられるものもある。それは次のような注記がなされていることから知ることができる：

「日出ヨリ日没迄（個票番号138，知多郡，味噌醬油）」

「凡日没日出間ヨリ一時間ヲ扣除スル時間（個票番号52，名古屋市，車両，「徹夜」に関する注）」

また、次のような例もある：

「時季ニ依テ夜業二時間位ヒ為ス時モ有之候也（個票番号2475，西春日井郡，時計器械）」
時計器械業は、製糸業や醸造業などと違い、仕事量の季節変動が比較的小さく、また高度の熟練を要するため専門的な職工を用いた業種であると思われる。この工場の個票をみると、就業時間帯にしたがって就業していると、日の短い季節には終業前の2時間弱が日没後になってしまうということを注記したのかもしれない。この推定が当たっているとすれば、この例では、就業時間自体は西欧的な時間にしたがって決められているものの、工場主の意識の上ではそれを「日の出から日の入りまで」を尺度にして計っていたことになる。

このように、明治42年の段階でも一部の工場主たちのあいだには江戸期以来の時間感覚が残存しており、工場票への記入もそれにしたがって行われていたとみられる。これを西欧近

代的な時間概念にしたがって集計するにあたってどのような処理がなされたかは、今のところ不明である。たとえば、工場票の中には、就業時間帯を「午前七時ヨリ午後七時迄」としながら、同時に就業時間数を「十三時間」とするような例も多く存在するが、これを集計する際には「午前7時から午後7時台の終わりまで」と解して13時間就業するものとしたのか、それとも今日このような表現をしたときに通常意味するように12時間就業したものと解釈して個票の記入事項を訂正したのか。このいずれであるかによって集計結果表の解釈は変わらざるを得ないだろう。

第3に、休憩時間についても個票に記入された内容は概念的に統一されているとはいえない。工場票記入の注意の中には、休憩時間について「休憩時間ニハ食事時間ヲ包含ス」ときわめて簡略な定義があるのみで、あとは工場票記入者の常識的理解にまかせた形になっている。「一日休息时间」の欄（「普通」と「徹夜」に細分されている）への記入内容を見ると、今日の通念と同様、拘束時間中の休憩時間を指すと推定されるものが多いのはある意味で当然であるが、これとならんで一日のうちの非就業時間あるいは非拘束時間を記入したと推定される個票が数十例あることには注意すべきであろう。その中には、たとえば次のような注記がみられるのである：

「拾式時ヨリ拾二時間（個票番号255，名古屋市，綿織物）」

「期節中ハ夜業ニ服シ休憩時間ハ明ラカナラズ約九時間位（個票番号1051，渥美郡，酒・味醂）」

このような事例は、生糸，綿糸，綿布，製綿，醸造，精穀その他の業種にわたってみられる。梅村教授は、最近の著書（梅村他 [1988]）の中で「なんば」の例をひき、明治期に日本人の日常生活における基本的な所作が、近代的な軍事および産業活動に適合するように矯正されていったことを指摘しているが、これと類似の問題は、われわれもその一端をかいまみたように、日常生活における時間認識や言語活動など、多方面にわたって存在したものと考えられる。

これまで検討の対象としてきた個票の数を、事例の内容別・業種別に示したのが表3.6である。この表では同時に、公刊された集計結果表（「府県別表」のうち愛知県の方）に示された工場数と、そこに占める各事例数の比率（%）も表示してある。

これまでの検討の中で上がった業種名と対照してみよう。表3.4にはリストアップされていない業種もある（たとえば煙草業）が、全体としてみるなら明らかに伝統的産業ならびに中間型産業に偏っている。表3-4では木竹蔓莖製品業が近代産業とされているが、これは神戸と大阪を中心としてマッチ軸木製造が行われているためで、愛知県の例ではほとんどが製材・挽物・樽・桶などや、箆箭などの指物であるから、純然たる伝統的産業と考えるべ

表3.6 総括表

		各業種の工場総数 (「府県別表」による)	本章で取上げた個票の数								
			工賃請負によるもの	工場主と監督者を混同	職工数に労働人夫を加算	徒弟であることを明示	年間に付無給	家族に付無給	賃銀が生産金額を上まわる		
総		数	2,658	78(2.9)	13(0.5)	21(0.8)	11(0.4)	33(1.2)	14(0.5)	33(1.2)	
内	染織	製糸	403	1(0.2)	3(0.7)		1(0.2)	1(0.2)		5(1.2)	
		紡績	37	11(29.7)							
		製綿	21	1(4.8)	1(4.8)						
		織物	綿織物 絹綿交織物	593 128	33(5.6)	1(0.2) (10.8)	2(0.3)			2(0.3)	6(1.0)
		染色整理其他,加工業	82	14(17.1)				2(2.4)	1(1.2)		
		刺繍	24	2(8.3)							
	機械及器具	機械製造	原動機及其附属機械類 金属工用,木工用, 染織工用其他	25 13			1(4.0)				1(25.4)
		器具製造	電池,電鈴,洋燈, 電灯球其他 工匠具,農具,土工具, 刃物類	4 8	1(25.0)				1(12.5)		
		金属品製造	鍋釜,鉄瓶,焔炉, 其他鑄物類	9 4						1(25.0)	1(11.1) 1(25.0)
			金銀器,銅器,青銅器 其他ノ金属製品	10					1(10.0)		1(10.0)
化学	窯業	陶磁器及七宝硝子製品,磁瑯煉瓦,瓦,土管,坩堝,レトルト等	226 19 104	1(0.4)				1(5.3)		3(3.5) 1(1.0)	
		醸造	192			9(4.7)					
		煙草	5	5(100.0)							
食物	精穀・製粉	28	2(7.1)	1(3.6)	3(10.7)						
	ラムネ・水・鉱泉	10			1(10.0)						
	菓子製造	49				3(6.1)	11(22.4)	4(8.2)			
	雑	7					1(14.3)	1(14.3)			
雑	紙製品	紙製品	19					1(5.3)			
		木竹,蘆葦製品	製材,挽物,樽,桶其他 籠,簾,長持,椅子,卓子其他	91 45	5(5.5)	1(1.1) 1(2.2)	5(5.5)	6(13.3)	1(1.1) 5(11.1)	1(2.2)	1(1.1) 1(2.2)
			籠,簾,絵織,傘骨,柳行李其他	2	1(50.0)						
	羽毛製品	2					1(50.0)		1(50.0)		
	蘭蓆麦稈及経木真田	1							1(100.0)		
	玉石牙骨介甲及角製品	18					4(22.2)	1(5.6)	4(22.2)		
	雑	製網,製網被服,其他裁縫品	14 21		1(7.1)		1(4.8)	1(4.8)			
		鼻緒,雪駄,笠,爪革,小間物其他	28		1(3.6)		1(3.6)	1(3.6)			

きである。

事例の内容別に業種間の分布をみると、工賃請負による生産を行っている事例は、紡績、綿織物、染色整理其他ノ加工、刺繡、製材・挽物・樽・桶其ノ他（愛知県では製材挽物が主）などで目だち、どちらかといえば純然たる伝統産業というより中間型産業に偏っている。次に、工場の内部組織にかかる問題で、工場主と監督者、職工と労働人夫の区分があいまいな事例は比較的多くの業種に分散している。また、徒弟や「無給」者の存在がみられるケースは、製糸と綿織物をのぞけば、陶磁器及び七宝、菓子製造、箆笥・長持・椅子・卓子其他、玉石牙骨介甲及角製品（実際はほとんどが石燈籠）のように、ほぼ伝統的な職人仕事に限られている。愛知県は当時の日本の工業生産の中では最高の生産水準を示し、かつその生産水準は西欧からの移植技術によるものよりも、むしろ在来的産業の自生的展開の結果として実現されていたとみられることは上述の通りである（この現象は特に綿業関係で明瞭に認められた）。すなわち同県にあっては伝統工業がそのままの形で営まれるというよりも、中間型工業へと展開している度合いが大きいとみられるのであり、この度合いが低い他県について同様の検討が可能になったとするなら、いままで見てきたような事例の出現頻度はいっそう高まるかもしれない。

ただし、本節で取り上げた事例は、あくまでも個票に明記されているか、そうでなくとも足し算程度のきわめて簡単な計算によって推定されうるものに限られている。この他にも、「工場」の実態としては同様であっても、このように明瞭な形をとらないがために、それに判断できない事例は多かったと思われる。また、本節では愛知県の全体についての考察を行い、地域（郡・市など）的分布については考慮にいれなかったが、実際にはこれはかなりの偏りをみせるようである。また、本節では職工規模別にみた事例の分布についても検討していない。これらいくつかの点を考慮にいれて、明治末期の工場生産のより具体的な姿を描き出すことは、今後に残された課題である。

（佐藤正広）

注)

- 1) このマイクロ・フィルムは、本センターの前身の日本経済統計文献センターの労働資料収集事業の一貫としてなされたものである。当センター所蔵のフィルムからの再複製は史料館の許可を得て可能である。
- 2) この個票記述の整理作業は、小牧恭子氏を中心として松原智美氏の協力を得て行った作業であり、本稿での記述は、この整理作業の結果メモに依拠するものである。

引用・参考文献（著者名アルファベット順，刊年順）

- 相原茂・鮫島龍行 [1971]，『統計日本経済——経済発展を通して見た日本統計史——』筑摩書房。
- 有田富美子・松田芳郎 [1987]，「歴史統計の多重集計表から個票データの復元の技法——明治42年工場統計表の場合——」『第55回 日本統計学会講演報告集』pp.157-158
- ・——— [1987 a]，「残存名簿資料による復元調査資料の諸問題——明治期工場通覧データ」『シンポジウム「不完全情報にもとづく推測理論と応用」講演予稿集』pp.33-38
- ・——— [1988]，「歴史分析のための longitudinal data file の編成」『第56回 日本統計学会講演報告集』pp.106-108。
- [1988]，「調査対象リストと集計表間の不整合——明治42年の工場統計表と工場通覧について——」『経済統計研究』15(4)。
- ・松田芳郎 [1989]，「明治中後期工場の規模別分布形態」『第57回 日本統計学会講演報告集』
- 古島敏雄 [1963]，『資本制生産の展開と地主制』御茶の水書房。
- [1966]，『産業史III』山川出版社。
- 神田孝一 [1930]，『実践工業経済学講 全』大日本図書株式会社。
- 神立春樹 [1978]，「農商務統計における工業生産の把握」『岡山大学経済学会雑誌』10(3)。
- 小西勝次郎 [1934]，『国産金物発達誌』文書堂。
- 桑田熊蔵 [1907]，『工業経済論 全』有斐閣。
- 松田芳郎 [1978]，『データの理論——統計調査のデータ構造の歴史的展開——』岩波書店。
- [1980]，『明治期府県の総括統計書解題』。
- （編）[1981]，『明治中後期企業・工場統合データベース編成技法——「勤業年報」によるデータベース編成事業報告書(3)——』一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター。
- ・佐藤正広 [1984]，『明治末期の工場生産による生産物の特徴と経営主体——「工場通覧」個別工場データの再集計と「工場統計表」との結合方法の吟味——』一橋大学経済研究所，Discussion Paper Series, No.103。
- ・———・有田富美子 [1985]，「明治後期の工場生産——動力機と経営形態の分析」『一橋論叢』93(3)。
- ・有田富美子・佐藤正広 [1987]，「工場制度の定着と発展：明治末期の「工場」生産の実態」南・清川（編）『日本の工業化と技術発展』1987，東洋経済新報社所収。
- [1988]，「日本の工場統計調査制度形成史序章」『一橋論叢』99(1)。
- [1989]，「明治中後期会社形態と工場生産」『経済研究』40(4)。
- 南亮進 [1976]，『動力革命と技術進歩——戦前期製造業の分析——』東洋経済新報社。
- 三淵信邦 [1983]，『経済統計分類論——職業・産業分類の形成——』有斐閣。

- 尾高煌之助 [1984], 『労働市場分析』岩波書店。
- 大井博美 [1976], 「産業分類の問題点」松田芳郎(編)『企業統計データ・ファイル作成の試み』データ・ベース研究会, p.26, および pp.40-41収録の大井作成産業分類表。
- 坂口武之助 [1925], 『高等商品学』三省堂。
- 佐々木清之丞・秋鹿見二 [1912], 『教授資料 大日本物産詳解』敬文館書房。
- 豊崎稔 [1939], 『日本機械工業の基礎構造』日本評論社。
- 梅村又次ほか [1988], 『長期経済統計2 労働力』東洋経済新報社。
- 山口和雄 [1963], 『増補 明治前期経済の分析』東京大学出版会。
- 安場保吉 [1967], 「戦前の日本における工業統計の信憑性について」『大阪大学経済学』17(2/3)。
- 行沢健三・前田昇三 [1978], 『日本貿易の長期統計 — 貿易構造史研究の基礎作業 —』同朋舎。

別表1 明治42年基準・製造業分類項目の再編成

凡例

- 1 [1] から [10] の資料は表2. 1の資料と同一である。
- 2 旧漢字はすべて新漢字に変更した。
- 3 第一部は第I部に，第一類は第1類に，[一] は1に変更した。
- 4 明治29～31年は番号は付されていないが，記載順に番号を付した。
- 5 — は対応項目が不明ないし分割不能なものを表わす。

[10] 明治42年	[9] 明治40年	[8] 明治37年	[7] 明治35年	[5] 明治33年	[4] 明治32年	[3] 明治31年	[2] 明治30年	[1] 明治29年
第1部染織工場	I 染織工場	I 織維工場	I 染織工場	I 織維工場	I 織維工場	-	-	-
第1類製糸業	I 1 製糸業	1 生糸	1 生糸	1 生糸				
1 生糸	-	-	-	-	-	-	-	-
2 玉糸	-	-	-	-	-	-	-	-
3 天蚕糸	-	-	-	-	-	-	-	-
4 柞蚕糸	-	-	-	-	-	-	-	-
第2類紡績業	I 2 紡績業	-	-	-				
1 絹糸紡績	I 2 甲絹紡及絹燃糸	2 紡績絹糸	4 絹絹糸	6 絹絹糸				
2 綿糸紡績	I 2 乙綿紡及綿燃糸	3 紡績綿糸	2 綿糸	2 綿糸				
3 麻糸紡績(ラミー、黄麻等ヲ含ム)	I 2 丙麻糸(ラミー、黄麻等ヲ含ム)	5 綿糸	5 麻糸	4 麻糸				
4 毛糸紡績	I 2 丁毛糸	-	I 2 丁毛糸	I 2 丁毛糸	I 2 丁毛糸	6 毛糸	6 毛糸	5 毛糸
第3類燃糸業	I 2 紡績業	4 燃糸	3 燃糸	3 燃糸				
1 絹燃糸	I 2 甲絹紡及絹燃糸	-	-	-				
2 綿燃糸	I 2 乙綿紡及綿燃糸	-	-	-				
3 麻燃糸	-	-	-	-	-	-	-	-
第4類真綿製造業	-	I 2 戊真綿	-	-	-	24 真綿	-	-
第5類製絹業	I 2 紡績業	23 製綿	18 綿	18 綿				
1 線綿	I 2 戊製綿	-	-	-				
2 打綿	I 2 戊製綿	-	-	-				
第6類織物業	I 3 織物業	-	-	-				
1 絹織物	I 3 甲絹織物	8 羽二重	7 羽二重	7 絹織物				
2 綿織物	I 3 乙綿織物	9 絹織物	8 羽二重	8 羽二重				
3 絹綿交織物	I 3 丙絹綿交織物	10 絹織物	9 絹織物	9 絹織物				
4 麻織物	I 3 丁麻織物	11 綿糸	12 綿糸	12 綿糸				
5 毛織物	I 3 戊毛織物	-	-	-				
						13 麻織物	11 麻織物	11 麻織物
						12 毛織物	10 毛織物	10 毛織物

6 絞通及地氈類	I 3 己絞通 (大和織物, エタカ織其他敷物用織物ヲ含ム)	I 3 己絞通	I 3 己絞通 (大和織物, エタカ織其他敷物用織物ヲ含ム)	I 3 己絞通	I 3 己絞通	I 3 己絞通	14 絞通	13 絞通	13 絞通
7 織物雜類	I 3 庚織物雜類	16 織物雜類	14 織物雜類	14 織物雜類					
第7類染色整理其他ノ加工業	I 5 染色業	I 5 染色業	I 5 染色業 (糸布ノ染色, 漂白, 張ヲ含ム)	I 3 戊織物	-	-			
1 糸布ノ染色	I 5 染色業 (糸布ノ染色, 漂白, 張ヲ含ム)	III 2 甲染色ほか3品目	I 5 染色業 (糸布ノ染色, 漂白, 張ヲ含ム)	III 12 甲漂白, 張物, 脱脂綿ほか1品目	III 12 甲染色ほか3品目	22 染色, 漂白			
2 糸布ノ漂白, 精練, 整理, 起毛, 洗濯, 下絵彩色, 紋上絵, 糊置, 浸抜	I 5 染色業 (糸布ノ染色, 漂白, 張ヲ含ム)	III 12 甲漂白, 張物, 脱脂綿ほか1品目	I 5 染色業 (糸布ノ染色, 漂白, 張ヲ含ム)	III 12 乙洗濯 I 3 辛織物整理	III 12 甲漂白, 張物, 脱脂綿ほか1品目	23 染色, 漂白			
第8類組物編物業	I 4 組物業	III 12 乙洗濯 I 3 辛織物整理	III 12 乙洗濯 I 3 己織物整理	23 染色, 漂白					
1 莫大小	I 4 甲莫大小	I 4 組物業	I 4 組物業	15 莫大小					
2 糸組物, 紐, 洋燈心, 蠟燭心, 弦, 房類, レース等	I 4 乙糸組物, 紐, 洋燈心, 弦	16 糸組物17紐25洋燈心							
第9類刺繡業	I 6 刺繡業	V 35 乙刺繡 (ほか13品目)	I 6 刺繡業	V 35 乙刺繡 (ほか30品目)	V 35 乙刺繡 (ほか29品目)	V 35 乙刺繡 (ほか29品目)	18 刺繡17手巾	20 刺繡19絹布手巾	22 刺繡
第10類雜業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 繭乾燥	V 37 丁荷造 (ほか25品目)	V 37 丁荷造 (ほか26品目)	V 37 丁荷造 (ほか26品目)	V 35 乙荷造 (ほか30品目)	V 35 乙荷造 (ほか29品目)	V 35 乙荷造 (ほか29品目)	65 生糸荷造	143 蚕種	-
2 生糸荷造	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第II部機械工場	II 機械工場	-	-	-					
第II類機械製造業	II 7 機械製造業	II 5 機械製造業	II 7 機械製造業	II 5 機械製造業	II 5 機械製造業	II 5 機械製造業	32 船舶機械器具	28 船舶機械器具	27 船舶機械器具
1 原動機及其府屬機械類, 電氣機械類, 唧筒其他一般ノ機械類	II 7 汽機, 瓦斯發動機, 石油發動機, 電氣發動機, 汽罐ほか3品目	II 7 汽機, 瓦斯發動機, 石油發動機, 電氣發動機, 汽罐ほか3品目	II 7 汽機, 瓦斯發動機, 石油發動機, 電氣發動機, 汽罐ほか3品目	II 5 汽機, 瓦斯發動機, 石油發動機, 電氣發動機, 汽罐ほか3品目	-				
2 金屬工用	II 7 製造用具, 其他諸機械ほか6品目	II 7 製造用具, 其他諸機械ほか6品目	II 7 製造用具, 其他諸機械ほか6品目	II 5 製造用具, 其他諸機械ほか6品目	-				

3 木工用、染織工用、其他各種製造用又ハ加工用機械類	II 7 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 7 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 5 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 5 製造用具、其他諸機械ほか6品目	—	—	—
4 農業用、採鉱用及精煉用、其他各種機械類	II 7 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 7 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 5 製造用具、其他諸機械ほか6品目	II 5 製造用具、其他諸機械ほか6品目	—	—	—
第12類船舶製造業	II 8 船舶車両業	II 8 船舶車両業	II 8 船舶車両業	32 船舶機械器具	32 船舶機械器具	28 船舶機械器具	27 船舶機械器具
1 船舶	—	—	—	—	—	—	—
2 機關車、電車、其他鉄道用客車、貨車類	II 7 機關車ほか7品目	II 7 機關車ほか7品目	II 5 機關車ほか7品目	II 5 機關車ほか7品目	35 車両	122 車	72 車
3 其他ノ車両類(馬車、人力車、自転車、荷車、其他)	II 7 戊戌鉄道用車両ほか3品目 II 7 戊戌人力車、荷車ほか1品目	II 7 戊戌馬車、人力車、1品目	II 7 戊戌馬車、人力車、1品目	II 7 戊戌馬車、人力車、荷車、自転車ほか1品目	35 車両、164 人力車	122 車	72 車
第13類器具製造業	II 7 器具製造業	II 7 器具製造業	II 7 器具製造業	II 7 器具製造業	II 7 器具製造業	28 船舶機械器具	27 船舶機械器具
1 理化学器、医療器、測量器、製図器、其他學術器、時計、寒暖計、晴雨計、錶盤、压力計、水運計、其他ノ計量器類及測定器類	II 9 丁理化学医療器械、時計ほか9品目	II 9 丁理化学医療器械、時計ほか9品目	II 7 丁理化学医療器械、時計ほか8品目	II 7 理化学医療器械、時計ほか7品目	39 時計 134 秤量、算盤	32 時計 119 算盤	30 時計
2 金庫、度量衡器	II 9 丙金庫、度量衡器	II 9 丙金庫、度量衡器	II 7 丙金庫、度量衡器	II 7 丙金庫、度量衡器	37 金庫、38 度量衡器	30 度量衡器、31 金庫	28 度量衡器、29 金庫
3 楽器、写真器具類、眼鏡、顕微鏡、双眼鏡其他ノ鏡類	II 9 丁鏡、眼鏡、楽器ほか8品目	II 9 丁眼鏡、鏡、楽器ほか8品目	II 7 丁眼鏡、鏡、楽器ほか7品目	II 7 丁眼鏡、鏡、楽器ほか6品目	84 楽器	131 楽器	—
4 電池、電鈴、洋燈、電燈球、其他ノ電燈用器、瓦斯又ハ水道用器、消火器類	II 9 丁洋燈及洋燈口金、瓦斯器具、電燈球、呼鈴ほか6品目	II 9 丁洋燈及洋燈口金、瓦斯器具、電燈球、呼鈴ほか6品目	II 7 丁洋燈及洋燈口金、瓦斯器具、電燈球、呼鈴ほか6品目	II 7 洋燈及口金、電燈球、呼鈴ほか5品目	49 電燈球、135 洋燈	—	—

5 工匠具(鑿, 鋸, 斧, 鉋, 錐, 其他), 農具, 木工具(鋸, 鋸, スコップ, ショベ, 類(刀, 剣, 剪刀, 剃刀, 柄丁, バリカン, 其他)	II 9 乙刀剣, 鑿, 鉄, 包丁, 鋸, 鋸, 斧, 鉋, 手斧, 鋸, 鋸, 其他鍛冶製品, 土木用具ほか11品目	II 7 乙刀剣, 鑿, 鉄, 包丁, 鋸, 鋸, 斧, 鉋, 手斧, 鋸, 鋸, 其他鍛冶製品, 土木用具ほか8品目	II 7 乙刀剣, 鑿, 鉄, 包丁, 鋸, 鋸, 斧, 鉋, 手斧, 鋸, 鋸, 其他鍛冶製品	36銃器	33銃	31銃
第14類金属製造業	II 10 金属器業 II 10 甲鉛管, 鉄鋼ほか4品目 II 9 乙金属線, 板ほか22品目	II 7 鑄金業 II 8 甲鉄鋼ほか4品目 II 7 乙金属線板ほか16品目	II 7 乙刀剣, 鑿, 鉄, 包丁, 鋸, 鋸, 斧, 鉋, 手斧, 鋸, 鋸, 其他鍛冶製品, 土木用具ほか11品目	II 7 甲銃砲及弾丸	II 7 甲銃砲及弾丸	II 7 甲銃砲及弾丸
1 鉄, 鋼, 銅, 真鍮, 鉛, 錫, 其他金属ノ条竿, 線, 板, 筒, 管, 其他加工セザル材料品	II 8 鑄金業 II 8 甲鉄鋼ほか4品目 II 7 乙金属線, 板ほか22品目	II 8 甲鉛管, 鉄鋼ほか4品目 II 7 乙金属線板ほか19品目	II 8 甲鉛管, 鉄鋼ほか4品目 II 7 乙金属線板ほか19品目	41針金	43針金	37針金
2 線索, 金網, ポルト, ナット, リベツト, 釘類, 針, 発条, 鏈鎖類	II 9 乙螺旋, 鉄, 釘, 針ほか18品目 V 37 甲鉄鋼ほか2品目	II 7 乙螺旋, 鉄, 釘, 針ほか16品目 V 35 甲鉄鋼ほか2品目	II 7 乙螺旋, 鉄, 釘, 針ほか16品目 V 35 甲鉄鋼ほか2品目	42金網4釘, 鉄, 錠149縫針	90鉄及釘 93縫針	92鉄及釘 93縫針
3 鋳鉄管, 其他機械用鋳鉄又ハ鋳鋼製品	II 10 甲鋳鉄管ほか5品目	II 8 甲鋳鉄管ほか5品目	II 8 甲鋳鉄管ほか5品目	55銅器	89鍍金	90鍍金
4 鍋, 釜, 鉄瓶, 其他物類	II 10 甲鍋, 釜, 鉄瓶類ほか3品目	II 8 甲鍋, 釜, 鉄瓶類ほか3品目	II 8 甲鍋, 釜, 鉄瓶類ほか3品目	43洋傘骨87傘糖口金 131ランブ口金	44洋傘骨95ランブ口金	38洋傘骨111ランブ口金
5 洋傘骨, 鐘類, バケツ, 金盥, 洋燈口金, 甲腕類	II 9 乙洋傘骨, 鉄葉罐ほか20品目 II 9 丁洋燈口金ほか9品目 II 10 乙青銅器, 銅器	II 7 乙洋傘骨, 鉄葉罐ほか18品目 II 7 丁洋燈及洋燈口金ほか8品目	II 7 乙洋傘骨, 鉄葉罐ほか18品目 II 7 丁洋燈及洋燈口金ほか8品目	55銅器	89鍍金	90鍍金
6 金銀器, 銅器, 青銅器, 錫器	II 10 乙青銅器, 銅器	II 8 乙青銅器, 銅器	II 8 乙青銅器, 銅器	46鍍金	89鍍金	90鍍金
7 真鍮製品, アンチモニー製品, アルミニウム製品	V 37 丁鍍金ほか25品目	V 35 乙鍍金ほか13品目	V 37 乙鍍金ほか26品目	II 8 丙活字	II 8 丙活字	II 8 丙活字
8 活字	II 10 丙活字	II 8 丙活字	II 10 丙活字	II 8 丙活字	II 8 丙活字	II 8 丙活字

9 戸金具、建築用又ハ家具用金物類 10 其他ノ金屬製品	- -	- -	- -	- -	44 金具	- -	- -	- -
第III部化学工場	III 化学工場							
第15類窯業 1 陶磁器及七宝、陶磁器書附 2 硝子製品、磁器	III11 窯業 III11 甲陶磁器、七宝 III11 乙硝子 III11 丙磁器ほか4品目	III 窯業 III 9 甲陶磁器、七宝 III 9 乙硝子、磁器						
3 セメント、石灰、 焦炭	III11 丙セメント、石灰、 焦炭ほか2品目	III 9 丙セメント、石灰、 焦炭ほか4品目						
4 煉瓦、瓦、瓦土、 土管、埴塼、レ トルト等	III11 丙埴塼ほか4品 目 III11 丁煉瓦、瓦、土 管	III 9 丙煉瓦、瓦、埴 塼、土管ほか3品目						
第16類製紙業 1 洋紙、藍紙、板 紙、写真、台紙 等 2 和紙 3 ポルプ、其他製 紙原料	III13 製紙業 III13 甲洋紙ほか1品 目 III13 乙和紙 III13 甲製ポルプほ か1品目	III11 製紙業 III11 甲洋紙ほか1品 目 III11 乙和紙 III11 甲製ポルプほ か1品目						
第17類漆器業	III14 漆器業							
第18類製革及毛皮精 製業 1 製革 2 毛皮精製 3 皮革染色	III15 製革業（毛皮ヲ 含ム） - - -	III13 製革業（毛皮ヲ 含ム） - - -						
第19類発火物製造業 1 燐寸	III16 発火物製造業 III16 乙燐寸	III14 発火物製造業 III14 甲燐寸	III14 発火物製造業 III16 乙燐寸 III16 乙燐寸	III14 発火物製造業 III14 乙燐寸 III14 乙燐寸				

	III16甲火柴 III16丙煙火、導火線 ほか1品目	III14乙煙火、導火線 ほか1品目	III16甲火柴 III16丙煙火、導火線 ほか1品目	III14丙煙火、導火線 ほか1品目 III14甲火柴	III14甲火柴 III14乙煙火、導火線 ほか2品目	152導火綯	115火綯	66火綯116煙火
2 火薬、ダイナマ イト、雷管、導 火綯、煙火	III16甲火柴 III16丙煙火、導火線 ほか1品目	III14乙煙火、導火線 ほか1品目	III16甲火柴 III16丙煙火、導火線 ほか1品目	III14丙煙火、導火線 ほか1品目 III14甲火柴	III14甲火柴 III14乙煙火、導火線 ほか2品目	-	115火綯	66火綯116煙火
第20類製油及製蠟業	-	-	-	-	-	-	-	-
1 鉱物油（揮発油、 燈油、機械油等）	III18石油、揮発油ほ か1品目	III14丙石油、揮発油 ほか1品目	III16丁石油、揮発油 ほか1品目	III14丁石油、揮発油 ほか1品目 III17雑業 機械油ほ か14品目	III14丙石油、揮発油 ほか1品目 III17雑業 機械油ほ か15品目	113石油	133石油	56油
2 芳香油（樟脳及 樟脳油、薄荷及 薄荷油、黒文字 油、テレピン油 等）	III20雑業 樟脳ほか 15品目 III16丁テレピン油ほ か2品目	III17雑業 樟脳ほか 9品目 III14丙テレピン油ほ か2品目	III20雑業 樟脳ほか 15品目 III16丁テレピン油ほ か2品目	III17雑業 樟脳ほか 14品目 III14丁テレピン油ほ か2品目	III17雑業 樟脳ほか 12品目 III14丙テレピン油ほ か2品目	112油類	74油	56油
3 脂肪油（菜種油、 荳油、胡麻油、 亞麻仁油、大豆 油、落花生油、 棉実油、鯨油、 鯊油、木蠟等）	III18製油業 III20雑業 木蠟ほか 15品目	III17雑業 植物油、 魚油、木蠟ほか 7品目	III18製油業 III20雑業 木蠟ほか 15品目	III17雑業 植物油、 魚油、木蠟ほか 12品目	III17雑業 植物油、 魚油、木蠟ほか 10品目	114魚油125木蠟	74油75木蠟	56油80木蠟
4 蠟（鯨蠟、蜜燭、 パラフィン蠟 等）	-	-	-	-	-	-	-	-
第21類製蠟業	III19製蠟業 III19甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	III19製蠟業 III16甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	-	-	-
1 医薬、充塞、殺 菌殺虫薬	III19製蠟業 III19甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	III19製蠟業 III16甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	III16製蠟業 III16甲医薬	89医薬品	67医薬用品	78医薬品
2 工業薬	III19乙工業薬	III16乙酸類及アルカ リ一類、晒粉 III16丙他ノ工業用薬 品(アルコール 等ヲ含ム)ほか1 品目	III19乙工業薬	III16乙酸類及アルカ リ一類、漂白粉 III16丙他ノ工業用薬 品(アルコール 等ヲ含ム)ほか 1品目	III16乙酸類及アルカ リ一類、漂白粉 III16丙他ノ工業用薬 品(アルコール 等ヲ含ム)ほか1 品目	88工業薬品	68工業薬品	79工業薬品
3 医療材料	-	-	-	-	-	-	-	-
第22類製造業	III20雑業 ゴム製品 ほか15品目	III17雑業 ゴムほか 9品目	III20雑業 ゴムほか 15品目	III17雑業 ゴムほか 14品目	III17雑業 ゴムほか 12品目	123ゴム	129ゴム	109ゴム
1 護謨製品、エボ ナイト製品	III20雑業 ゴム製品 ほか15品目	III17雑業 ゴムほか 9品目	III20雑業 ゴムほか 15品目	III17雑業 ゴムほか 14品目	III17雑業 ゴムほか 12品目	123ゴム	129ゴム	109ゴム
第23類化粧品製造 業	-	-	-	-	-	-	-	-

1 香水、香油、化粧水、白粉、紅、齒磨粉、鬘粉、其他化粧品類	III19丙化粧品 III20雑業 蠟燭ほか15品目 III19丙化粧品 III20雑業 蠟燭ほか15品目 III17化粧品ほか5品目	III16丁化粧品ほか5品目 III16丁化粧品ほか5品目 III17化粧品 蠟燭ほか14品目	III16丁化粧品ほか5品目 III16丁化粧品ほか5品目 III17化粧品 蠟燭ほか12品目	115醫附油127化粧品(石鹼、齒磨)	-	77石鹼
第24類石鹼及蠟燭製造業	III20雑業 蠟燭ほか15品目 III19丙化粧品 III20雑業 蠟燭ほか15品目 III17化粧品 蠟燭ほか9品目	III16丁化粧品ほか5品目 III16丙染料ほか1品目 III16丁靛墨、顔料、ペンキ、鉛丹、顔料、膠、靴墨ほか8品目 III17雑業 膠ほか9品目 III37丁ノリほか25品目	III16丁靛墨、顔料、ペンキ、鉛丹ほか2品目 III17雑業 膠、樹脂、漆汁、フルニスほか11品目 III16丙染料ほか1品目	127化粧品(石鹼、齒磨)126蠟燭	70石鹼138蠟燭	81漆82ペンキ124紅散113膠
第25類染料、塗料、顔料、糊料類ノ製造業	III20雑業 漆汁、樹脂、ワニス、ペンキ、鉛丹、顔料、膠、靴墨ほか8品目 III37丁ノリほか25品目	III16丁靛墨、顔料、ペンキ、鉛丹ほか2品目 III17雑業 膠、樹脂、漆汁、フルニスほか11品目 III16丙染料ほか1品目	III16丙染料ほか1品目 III16丁靛墨、顔料、ペンキ、鉛丹ほか2品目 III17雑業 膠、フルニス、樹脂、漆汁ほか9品目	31染料117塗料147辨柄118膠	73塗料(漆、ペンキ) 117靛散71膠	86肥料
第26類人造肥料製造業	III17人造肥料業	III15人造肥料業	III15人造肥料業	116肥料	72肥料	86肥料
第27類雑業 1 セルロイド及其製品、アスファルト、薰香類、電炭、カルシウム、カーバイト 2 インキ 3 写真、其他	III20雑業 III20セルロイド、線香、薰物ほか13品目 III17雑業 III17薰物、線香ほか8品目 III17雑業 III17薰物、線香ほか13品目	III20雑業 III20セルロイド、線香、薰物ほか13品目 III17雑業 III17薰物、線香ほか12品目	III17雑業 III17雑業 セルロイドほか12品目	132セルロイド	97セルロイド	127セルロイド
第IV部飲食物工場	IV飲食物工場 IV21醸造業 IV21甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	IV飲食物工場 IV18醸造業 IV18甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	IV飲食物工場 IV18醸造業 IV18甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	93酒類167清酒類	56酒	53酒類
第28類醸造業 1 清酒、酒造、白酒、味淋、焼酎、銘酒	IV21醸造業 IV21甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	IV18醸造業 IV18甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	IV18醸造業 IV18甲酒、味淋、焼酎、銘酒ほか1品目	93酒類167清酒類	56酒	53酒類

1 湯葉、豆腐、蒟蒻、菜類、鹽麩、麩、燒麩、乾菜、梅干、乾燥野菜、濃粉カラメ、目漬砂糖、各種漬物、香料品、調味料品等	IV29湯葉、凍豆腐、菜類ほか6品目	IV25湯葉、凍豆腐、菜類ほか6品目	IV26湯葉、凍豆腐、菜類ほか6品目	IV26湯葉、凍豆腐、菜類ほか5品目	107 菜類110漬物	134 菜類128漬物
第V部雑工場	V雑工場	V雑工場	V雑工場	V雑工場	-	-
第39類印刷製本業	V30印刷製本業	V30印刷製本業	V27印刷出版業 V35乙製本ほか30品目	V27印刷出版業 V35乙製本ほか29品目	45活版、印刷	39印刷
第40類紙製品業 1 壁紙、織物紋紙、形紙、桐油、合羽、洗紙、其他紙、紙函、表紙、防水紙、撥水紙、紙函、紙蓋、紙製文具、表紙、元結、洋燈笠、桐管筒、紙パイプ、ボール製糸巻、紙袋、紙型、ナフキン等	V31紙製品業 V31壁紙、織物紋紙、形紙、紙函、紙蓋、紙製文具類、マツチ小函ほか3品目	V31紙製品業 V31壁紙、織物紋紙、形紙、紙函、紙蓋、紙製文具類、マツチ小函ほか3品目	V28紙製品業 V28壁紙、織物紋紙、形紙、マツチ小函、紙函、紙蓋、紙製文具類ほか5品目	V28紙製品業 V28壁紙、織物紋紙、形紙、マツチ小函、紙函、紙蓋、紙製文具類ほか5品目	67印刷	42壁紙99紙函100紙蓋103絵及紙98桐油49燻寸小函
第41類木竹製製品業 1 製材、挽物、樽、桶、白、下駄、燻寸軸木、燻寸小函及其木地、洗木、コルク等	V32木竹製品業 V32甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルク	V32木竹製品業 V32甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルク	V29木竹製品業 V29甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルクほか1品目	V29木竹製品業 V29甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルクほか1品目	86和傘139屏風140提灯143団扇及骨	111和傘105扇子106団扇107屏風110提灯
2 屏風、扇子、団扇、提灯、和傘等	V31提灯、屏風、和傘ほか7品目	V31提灯、屏風、和傘ほか7品目	V28提灯、屏風、扇子、団扇、和傘ほか7品目	V28提灯、屏風、扇子、団扇、和傘ほか7品目	111和傘105扇子106団扇107屏風110提灯	125和傘101提灯102屏風104扇子108団扇
第42類木竹製製品業 1 製材、挽物、樽、桶、白、下駄、燻寸軸木、燻寸小函及其木地、洗木、コルク等	V32木竹製品業 V32甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルク	V32木竹製品業 V32甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルク	V29木竹製品業 V29甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルクほか1品目	V29木竹製品業 V29甲水車、木挽挽物、樽、桶、其他酒造用品、下駄、マツチ軸木、及木函木地、洗木、キルクほか1品目	73燻寸軸木74燻寸小函木地124洗木156燻、桶158キルク162製材169水車貸付	48燻寸軸木71燻、桶68材木

2 簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, 戸, 障子, 衣桁, 衝立, 其他ノ家具, 建具類及其他木製品	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 机, 其他指物建具類	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 机, 其他西洋家具及建築	V 32乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 32乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 32乙簞笥, 長持, 椅子, 桌子, 机, マッチ道具箱其他指物建具類	V 29乙簞笥, 長持, 椅子, 机, 其他指物建具類	159指物82木器	125指物85木器	139指物70木箱
3 簞, 蓆, 柵織, 傘骨, 扇骨, 柳行李, 下駄表, 其他竹蓆柳蓆等ノ製品	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類ほか2品目	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類(下駄表含ム)	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類(下駄表含ム)	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類(下駄表含ム)	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類	V 29丙蓆, 蓆, 柵織, 傘骨柳行李其他竹蓆柳細工類	153蓆157柵, 藤細工80下駄, 表154竹細工(竹蓆鞆其他)	135蓆80下駄表124柳行李144竹根鞆149竹細工145柵蓆細工	73蓆64下駄表74竹細工121柳行李
第42類皮革製品業 1 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	V 30革皮製品業 靴, 背囊, 馬具, 帶革, 鞆類	—	—	—
第43類羽毛製品業 1 筆, 刷毛, 刷子, 扇子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	V 31羽毛製品業 筆, 刷毛, 扇子, 楊子等	—	—	94刷毛105筆95楊枝
第44類蘆薈, 麥桿及經木真田業 1 蓆表, 畳, 蓆, 花蓆 2 経木及麥桿真田, 阿旦葉其他帽子原料	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	V 32蘭及麥桿業 花蓆, 団扇, 畳表ほか2品目	—	—	—
第45類玉石, 牙骨, 介甲及角製品業 1 石材, 石細工, 宝玉石細工, 介甲牙骨製品ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	V 33石工業 石細工, 宝玉石細工, 石材, クレ一ほか3品目	—	—	—
第46類雑業 1 製網, 製網	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	V 35雑業 V 35甲製網, 製網ほか1品目	—	—	—

2 被服, 其他裁縫用品	V 37乙裁縫業 V 37丁足袋ほか25品目	V 35乙裁縫, 足袋ほか12品目	V 37乙裁縫, 足袋ほか25品目	V 35乙裁縫, 足袋ほか30品目	V 35乙裁縫, 足袋ほか29品目	26 足袋27裁縫(洋服)	24裁縫26足袋	20足袋21裁縫26枚帳
3 帽子	V 37丙帽子	V 29甲木管ほか4品目	V 37乙帽子ほか26品目	V 35乙帽子ほか31品目	V 35乙帽子縫ほか30品目	21帽子	25帽子	19帽子
4 木管類, 総統, 成, 杆, パッキン, 革製品以外ノ副帯, 絶縁電線, 其他機械用品類	II 9乙木管, 箴, 綜, 縫ほか21品目 V 37丁電線ほか25品目	V 29甲木管ほか10品目	II 9乙木管, 箴, 綜, 縫ほか21品目 V 37乙電線ほか26品目	V 29甲木管ほか10品目	V 29丙縫ほか7品目 V 35乙電線ほか30品目	83紡績用木管121 木綿調帯148底40 電線87套軸釦	86木管135箴	69木管106箴
5 防水布, 油布, ゴム布, 撥草布等	V 37丁防水布ほか25品目	-	-	-	-	120防水布	-	-
6 鼻緒, 靴, 履物, 笠, 襪製品, 爪草, 小間物, 洋傘, 鉤, 袋物, 煙管, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか6品目	V 37丁鼻緒, 履物, 笠, 襪製品, 爪草, 小間物, 洋傘, 鉤, 袋物, 煙管, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか6品目	V 35乙鼻緒, 袋物, 金属箔粉, 玉簾, 小間物, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか12品目	V 37乙鼻緒, 袋物, 金属箔粉, 玉簾, 小間物, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか6品目	V 35乙鼻緒, 袋物, 金属箔粉, 玉簾, 小間物, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか11品目	V 35乙鼻緒, 袋物, 金属箔粉, 玉簾, 小間物, 玩弄物, 洋傘, 鉛筆, 菓精選, 鉛, 繩, 草履, 雪路, 笠, 硝子摺, 煉炭, 爪草, 煙草パイプほか7品目	25綿袋34教育用品45缶類及紡織61煉炭79萬精選85洋傘128爪草129鼻緒130鉤145鉛筆146石筆160建築165燻煙灰148棕梲繩	23綿袋36煉炭81萬精選83洋傘96鉛99石筆102鉛筆116石粉112鼻緒130爪草136金属箔粉139履物141建築146石筆	65萬精選76洋傘96石筆97型筆110鼻緒112鉤107鉛筆123石粉
第47類電氣業	V 38電氣業	V 特別工場 VI36電氣業	V 38電氣業	V 特別工場 VI36電氣業	V 特別工場 VI36電氣業	48電燈	87電燈	88電燈
第48類瓦斯業	III12瓦斯業	III10瓦斯業	III12瓦斯業	III10瓦斯業	III10瓦斯業	47瓦斯	88瓦斯	89瓦斯
第49類金属精煉業	V 39金属精煉業	V 39金属精煉業 VI37金属精煉業 VI38石灰	V 39金属精煉業	V 39金属精煉業	III14内燻煙灰ほか2品目 III17雜業 III20墨ほか15品目	33採鉱冶金	29採鉱精煉	32採鉱, 精煉

別表2 『工場通覧』本表にみる同時生産物生産の事例数
(産業分類の小項目別)

分類 (産業分類)	総数		同時生産	同時生産物生産の事例		C/A	D/B	工場通覧本表「製品種数」欄にみられる同時生産物の品名(資料のまま)
	工場数(A)	職工数(B)	物の分類	工場数(C)	職工数(D)			
1-1-0	3720	191561	1-3-3	1	62	-	-	生皮麻
			1-4-0	12	1502	0.3	0.8	真綿, 練綿
			1-6-1	5	1464	0.1	0.8	羽二重, 絹織物
			1-6-2	1	55	-	-	綿織物
			1-10-0	51	6103	1.4	3.2	揚蘭, 綿, 春蘭, 干蘭
			4-38-0	1	67	-	-	製種
			5-41-0	1	15	-	-	製板
1-2-1	9	8964	1-1-0	1	39	11.1	0.4	生皮苧(キビソ)
1-2-2	111	89781	1-6-2	11	16940	9.9	18.9	綿布, シーチングネル
			4-32-0	1	29	0.9	-	製粉
1-2-3	19	3067	1-6-4	2	1365	10.5	44.5	麻布, 亜麻粗布, 晒麻布
			5-46-1	1	5	5.3	0.2	麻網
1-2-4	4	1297						
1-3-1 注(1)	182	3234	1-3-2	5	44	2.8	1.4	綿燃糸, カタン糸, 紡績燃糸
			1-6-1	1	553	0.6	17.1	絹織物
			1-7-2	2	206	1.1	6.4	整理, 兼理, 織物仕上
			1-8-2	1	36	0.6	1.1	網紐
			1-10-0	2	73	1.1	2.3	揚蘭, 繰返
1-3-2 注(2)	190	3612	4-32-0	1	7	0.6	0.2	精米, 製粉
			1-6-2	1	506	0.5	14.0	綿布
			1-8-2	1	5	0.5	0.1	絹綿組紐
			1-5-0	1	6	0.5	0.2	綿球
			4-32-0	1	8	0.5	0.2	精米, 精麦
1-3-3 注(3)			5-46-1	3	58	1.6	1.6	編網, 綿糸網
1-4-0	12	117	1-1-0	1	7	8.3	6.0	生糸
1-5-0 注(4)	160	2576	1-1-0	1	19	0.6	0.7	生糸
			4-32-0	2	19	1.3	0.7	精米, 精麦
1-6-1 注(5)	4193	59574	1-1-0	27	322	0.6	0.5	生糸
			1-3-1	14	275	0.3	0.5	生糸燃糸
			1-6-2	86	1329	2.1	2.2	木綿織物(綿〜), 絹物, ブラシュ, 綿カラミ, 瓦斯織物(瓦斯〜), 縞, 紬(大島のぞく), 袴地, 軍波布
(1-6-1続き)			1-6-3	72	707	1.7	1.2	「絹綿」, 「絹綿交」, 「絹綿交織」と指示のあるもの。
			1-6-4	1	12	-	-	リネン手布
			1-6-7	52	1183	1.2	2.0	洋傘地, 裏地, 魚緒地, 表具地, 袋地, 裂地, リボン, ネーム, セル, 窓掛地
1-6-2	3568	71759	1-7-2	1	89	-	0.1	絹綿交織練立
			1-1-0	2	1228	0.1	1.7	生糸, 生皮苧
			1-2-2	6	1809	0.2	2.5	綿糸, 袴地極糸
			1-5-0	3	40	0.1	0.1	製綿, 布団, 打綿
			1-6-3	90	1653	2.5	2.3	「絹綿」等の指示のあるもの。
			1-6-4	9	1418	0.3	2.0	蚊帳地, 麻布, 麻織物, 粗布
			1-6-5	12	591	0.3	0.8	毛モスリン, フランネル, 毛織物, 毛布

			1- 6- 7	49	1884	1.4	2.6	襟巻,袋地,首巻,ソック地,綿毛交織,笹縁,肩掛,窓掛縁,臥緒地,洋傘地,裏地,裂地,膝掛,綿床交織,綿毛綿交織,布団地,枕掛テープ
			1- 7- 1	9	114	0.3	0.2	染糸,染物
			1- 8- 1	1	7	-	-	メリヤス足袋
			1- 8- 2	3	77	0.1	0.1	レース,レース製品
			2-11- 1	1	7	-	-	機織機
			3-12- 3	2	122	0.1	0.2	ガーゼ
			4-32- 0	3	52	0.1	0.1	精米,精麦
			5-46- 1	1	9	-	-	綾子網
			5-46- 2	1	33	-	-	前掛,足袋
			5-46- 4	1	96	-	0.1	総統
1- 6- 3	530	7753	1- 6- 7	8	162	1.5	2.1	夜具地,裂地,肩掛,糸緒地,裏地,セル,絹綿毛交織
			1- 8- 2	1	14	0.2	0.2	レース首巻
1- 6- 4	23	1358	1- 2- 3	3	1483	13.0	109.2	麻糸
			1- 6- 7	2	447	8.7	32.9	車子掛,袋物
1- 6- 5	54	13855	1- 6- 7	6	747	11.1	5.4	セル,膝掛,肩掛
1- 6- 6	30	416						
1- 6- 7	38	531	1- 2- 1	1	197	2.6	37.1	絹糸
			1- 2- 2	1	197	2.6	37.1	綿糸
			1- 8- 2	6	248	15.8	46.7	真田紐,レース,編物
1- 6に格付けられながら「製品種類」に1- 6分類を含まない工場								
	(394	4226)	1- 7- 2	1	9	(0.3	0.2)	綿布整理
	(130	2282)	1- 8- 2	11	225	(8.5	9.9)	レース製品
			3-21- 3	1	22			ガーゼ
1- 7- 1	772	9748	1- 3- 1	1	5	0.1	0.1	燃糸
注(6)			1- 6- 2	1	7	0.1	0.1	コール天
			1- 7- 2	17	243	2.2	2.5	晒,洗濯,整理,再整,ネル起毛,糸操
			4-32- 0	1	6	0.1	0.1	精穀
1- 7- 2	394	4226	1-10- 0	1	13	0.3	0.3	生糸荷造
注(7)								
1- 7に格付けられながら「製品種類」に1- 7分類を含まない工場								
	(9	8964)	1- 2- 1	1	6	(11.1	0.1)	絹糸
	(111	89781)	1- 2- 2	1	6	(0.9	-)	綿糸
	(4193	59574)	1- 6- 1	2	12	(-	-)	法衣
	(3568	71759)	1- 6- 2	4	23	(0.1	-)	綿布,京綾,ふろしき
	(38	531)	1- 6- 7	1	13	(2.6	2.4)	リボン,マーク
	(215	3681)	1- 8- 1	2	19	(0.9	0.5)	メリヤス製品
	(295	5145)	1-10- 0	1	125	(0.3	2.4)	生糸荷造(甘楽社)
1- 8- 1	215	3681	1- 6- 2	1	46	0.5	1.2	タオル地
			1- 7- 1	1	42	0.5	1.1	染色
			1- 7- 2	1	8	0.5	0.2	洋晒
			2-11- 0	2	70	0.9	1.9	靴下製造機械
1- 8- 2	130	2282	1- 6- 7	1	80	0.8	3.5	細織物
1- 9- 0	104	1971						
1-10- 0	295	5145	1- 7- 2	2	20	0.7	0.4	生糸揚返,生糸仕上
2-11- 0	681	13688	1- 6- 2	1	128	0.1	0.9	各種白木綿
注(8)			2-12- 1	1	16	0.1	0.1	船舶修繕
			2-12- 2	1	160	1.1	1.2	機関車
			2-12- 3	14	319	2.1	2.3	車軸,自動車踏機,荷車,鉱山用炭車,車輪
			2-13- 1	1	25	0.1	0.2	体操器具,時計
			2-13- 3	1	8	0.1	0.1	写真器
			2-13- 4	10	140	1.5	1.0	電線陶磁器類,電球,水道共用栓,消火器,電気用金物,同器具,同附属品,電灯用器具
			2-14- 1	8	207	1.2	1.5	鉄骨,鉄橋,鉄家屋,煉鉄,鋼鉄,鉄柱
			2-14- 2	1	8	0.1	0.1	精米機械ボルト
			2-14- 3	2	415	0.3	3.0	鋳鉄管類
			2-14- 4	14	172	2.1	1.3	鋳物,機械鋳物類

			2-14-5	5	58	0.7	0.4	農具類
			2-14-7	1	6	0.1	-	真鍮
			2-14-9	8	71	1.2	0.5	建築用金物
			5-46-6	1	15	0.1	0.1	鞆口金
			6-47-0	1	71	0.1	0.5	電力供給分配
2-12-1	112	17672	2-11-0	27	13740	24.1	77.8	機械、汽機、汽鐘(船舶用を含む)、発動機(石油、瓦斯等)
			2-14-1	2	915	1.8	5.2	橋梁、鉄骨其他鉄工品
2-12-2	16	2346	2-11-0	5	404	31.3	17.2	諸機械、汽機
注(9)			2-12-3	1	329	6.3	14.0	荷車
			2-14-1	1	448	6.3	19.1	橋桁
2-12-3	122	1225	2-13-1	1	6	0.8	0.5	医療器械
			2-13-5	1	5	0.8	0.4	農道具
			2-14-7	2	17	1.6	1.4	真鍮金物、電気鍍金
			2-14-9	3	33	2.5	2.7	建築材料、同金物
			2-14-10	1	5	0.8	0.4	金物
			5-41-3	1	5	0.8	0.4	藤籠類
2-13-1	83	2205	2-11-0	1	9	1.2	0.4	鉱山用機械
注(10)			2-12-3	1	46	1.2	2.1	自転車
			2-13-3	1	10	1.2	0.5	蓄音器
			2-13-4	2	36	2.4	1.6	ガス灯、電灯球
			2-14-9	1	5	1.2	0.2	家具
			2-15-2	1	18	1.2	0.8	食器用玻璃器
			5-40-1	1	6	1.2	0.3	木器
			5-42-0	1	6	1.2	0.3	草具
			5-46-6	1	10	1.2	0.5	塗物
2-13-2	110	2178	2-11-0	1	11	0.9	0.5	印刷機械
			2-13-5	1	31	0.9	1.4	農具
			2-13-6	2	22	1.8	1.0	軍刀
2-13-3	18	637						
2-13-4	86	3199	2-11-0	2	46	2.3	1.4	電話器
			2-12-2	1	11	1.2	0.3	電鉄諸機械用金物
			2-14-2	1	14	1.2	0.4	金網
			2-14-3	1	330	1.2	10.3	鑄鉄管
2-13-5	270	2666	2-14-2	1	16	0.4	0.6	ボルト、リベット
			2-14-4	3	54	1.1	2.0	火鉢、鍋、釜
			2-14-9	1	8	0.4	0.3	建築用金物
2-13-6	28	1018	1-6-5	1	10	3.6	1.0	フェルト
2-13に格付けられながら「製品種類」に2-13分類を含まない工場								
	(681)	13688)	2-11-0	2	31	(0.3)	0.2)	鞆筒類
2-14-1	76	2159	2-11-0	4	267	2.1	6.2	電話器、電信用器、電機、機械、蒸気鐘
- 2	111	2138	2-12-2	1	8	0.5	0.2	鉄道用品
注(11)	(187)	(4297)	2-14-3	4	133	2.1	3.1	鋳物、鍋、釜、タンク
			2-14-5	1	42	0.5	1.0	罐
			2-14-6	3	105	1.6	2.4	亜鉛鍍金、鍍金鞆口金
			2-14-9	6	44	3.2	1.0	鉄柵、戸棚、門扉、建築用金物
			3-15-3	1	71	0.5	1.7	コース
			2-13-4	1	12	0.5	0.3	電気用品
			5-46-4	1	415	0.5	9.7	各種電線
			6-49-0	1	60	0.5	1.4	精銅
2-14-3	89	2062	2-11-0	18	826	6.5	19.1	諸機械、汽鐘、汽機、鞆筒
- 4	189	2260	2-12-3	3	355	1.1	8.2	諸車古物直シ、諸車金物、車輪、荷車
注(11)	(278)	(4322)	2-13-1	3	35	1.1	0.8	コンバス、医療器
			2-13-2	1	9	0.4	0.2	金庫
			2-13-5	29	359	10.4	8.3	農具
			2-14-5	2	109	0.7	2.5	やかん、菓子かん、製罐
			2-14-7	1	50	0.4	1.2	真鍮石鹼箱
			2-14-9	8	167	2.9	3.9	家根、鉄柵、家具、建築用金物
			3-15-2	1	20	0.4	0.5	珪藻鍋
			4-32-0	2	35	0.7	0.8	精米、稻扱、粉摺、小麦粉
2-14-5	127	2390	2-13-5	2	21	1.6	0.9	ナイフ、鉄

			2-14-7	2	28	1.6	1.2	真鍮製品
			2-14-9	2	32	1.6	1.3	建築用金物
2-14-6	116	1148						
2-14-7	110	1707						
2-14-8	9	175	2-11-0	1	136	11.1	77.7	印刷機械
			5-39-0	2	148	22.2	84.6	鞞箱、印刷
2-14-9	112	2380	2-11-0	7	96	6.3	4.0	汽罐、諸機械（製造、修繕）
			2-12-2	1	11	0.9	0.5	鉄道用金物
2-14-10	61	568	2-11-0	2	115	3.3	20.2	諸機械
			2-12-2	1	220	1.6	38.7	電車用品
			2-13-4	1	365	1.6	64.3	金属性ランプ
			5-46-4	1	13	1.6	2.3	被覆線
2-14に格付けられながら「製品種類」に2-14分類を含まない工場								
	(130	2282)	1-8-2	2	12	(1.5	0.5)	羽織紐
	(681	13688)	2-11-0	7	57	(1.0	0.4)	諸機械、ろくろ、圧搾器
	(122	1225)	2-12-3	1	7	(0.8	0.6)	車輪
	(83	2205)	2-13-1	1	9	(1.2	0.4)	伝声器、ロート
	(86	3199)	2-13-4	3	19	(3.5	0.6)	電気附属品、電灯附属用具、電池容器
	(270	2666)	2-13-5	2	10	(0.7	0.4)	鍛冶職工用諸道具、鉋厨器
	(19	838)	3-22-0	2	15	(10.5	1.8)	エボナイト
	(54	1528)	5-46-4	5	375	(9.3	24.5)	特許秩父線、被覆線、銅線(木綿巻、絹巻)パラピ線
	(652	8296)	5-46-6	25	721	(3.8	8.7)	金属性小間物
	(44	1196)	6-49-0	1	6	(2.3	0.5)	古金属吹分ケ
3-15-1	676	8897	3-15-4	5	36	0.7	0.4	レンガ、瓦、土管、樋
3-15-2	247	7082	2-12-2	1	37	0.4	0.5	鉄道用器
			2-13-1	4	89	1.6	1.3	理化学器、医科用器
			2-13-4	3	70	1.2	1.0	電気用器、置ランプ、ランプ
			2-13-5	1	109	0.4	1.5	農具
			2-14-4	1	109	0.4	1.5	銅釜、鋳物
3-15-3	181	17129	2-13-5	1	127	0.6	1.8	鉱業用鉄器
			3-15-4	5	36	2.8	0.5	レンガ、瓦
			3-21-2	1	85	0.6	1.2	アンモニヤ
			3-26-0	16	291	8.8	4.1	肥料用石灰、硫酸アンモニヤ、肥料灰
			4-32-0	3	204	1.7	2.9	精米、製粉
3-15-4	798	11258	5-15-0	10	88	1.3	0.8	磚材、石盤
3-15に格付けられながら「製品種類」に3-15分類を含まない工場								
	(83	2205)	2-13-1	4	67	(4.8	3.0)	理化学用、医科用ガラス器
	(86	3199)	2-13-4	3	36	(3.5	1.1)	豆ランプ、ガラスランプ、電球
	(75	2224)	3-26-0	5	78	(6.7	3.5)	肥料石灰
3-16-1	71	5649	3-16-2	8	867	11.3	15.3	和紙
			5-39-0	1	6	1.4	0.1	商標、写絵
3-16-2	529	6517	2-11-0	1	22	0.2	0.3	汽罐、汽機
3-16-3	8	130	1-5-0	1	7	12.5	5.4	綿
			4-32-0	2	35	25.0	26.9	精米、精麦、精穀
3-16に格付けられながら「製品種類」に3-16分類を含まない工場								
	(962	21322)	5-39-0	1	34	(0.1	0.2)	印刷
	(200	2695)	5-40-1	1	12	(0.5	0.4)	和洋紙各色染、張合
3-17-0	129	1045						
3-18-0	51	796	5-42-0	2	268	3.9	33.7	革具、毛皮細工
3-19-1	192	16802	3-19-2	1	16	0.5	0.1	懐中灰
3-19-2	8	309						

3-20- 1	5	190	1- 6- 5	1	27	20.0	14.2	フェルト	
			3-15- 3	1	27	20.0	14.2	タール	
			3-23- 0	1	5	20.0	2.6	香油	
3-20- 2	17	441							
3-20- 3	101	1734	3-23- 0	1	8	1.0	0.5	香油	
			3-25- 0	1	61	1.0	3.5	ペイント	
			3-26- 0	44	490	43.6	28.3	獣糞骨粕, 油粕類, 鯨肥料類	
			4-32- 0	2	11	2.0	0.6	精米, 小麦粉	
3-20- 4	4	22							
3-20に格付けられながら「製品種類」に3-20分類を含まない工場									
(67	1127)	3-29- 0	2	17	(3.0	1.5)	ロウソク (和・洋)	
3-21- 1	89	1833	3-20- 3	1	12	1.1	0.7	豚脂	
3-21- 2	49	1743	3-20- 3	1	6	2.0	0.3	獣脂, 魚油	
			3-26- 0	3	222	6.1	12.7	過燐酸石灰, 各種肥料, 人造肥料	
3-21- 3			1- 6- 2	1	8			佐織綿	
注(12)			1- 6- 4	1	61			蚊帳	
3-22- 0	19	838							
3-23- 0	31	476	3-21- 2	2	11	6.5	2.3	工業品	
3-24- 0	67	1127	3-23- 0	2	79	3.0	7.0	髪付油, 齒磨粉, 化粧水	
3-25- 0	54	715	3-20- 1	1	6	1.9	0.8	機械油	
			3-20- 2	1	9	1.9	1.3	龍腦	
3-26- 0	75	2224	1- 4- 0	1	7	1.3	0.3	絹練綿	
			3-20- 3	19	381	25.3	17.1	綿実油, 大豆油, 胡麻油, 菜種油, 絞油, 獣脂, 鯨油, 生蠟	
			3-21- 2	3	498	4.0	22.4	硫酸	
			4-32- 0	1	90	1.3	4.0	精白米	
			6-49- 0	2	250	2.7	11.2	製鋼	
3-27- 0	84	926	3-21- 2	1	5	1.2	0.5	洗濯ソーダ	
			3-23- 0	1	15	1.2	1.6	歯磨	
4-28- 1	2305	25783	1- 1- 0	1	17	-	0.1	生糸	
			3-20- 3	3	27	0.1	0.1	菜種油, 木ロウ	
			3-26- 0	4	42	0.2	0.2	糖, 豆粕粉末, 油粕	
			4-28- 3	3	67	0.1	0.2	シャンペンサイダー, 酒精	
			4-28- 4	62	988	2.7	3.6	しょうゆ, 味噌, 酢	
			4-32- 0	6	94	0.3	0.3	白米, 精米	
			4-37- 0	1	12	-	-	布海苔	
4-28- 2	7	1477	4-28- 3	1	20	14.3	1.4	ぶどう酒, ブランデー, ウキスキー	
4-28- 3	7	101	3-25- 0	1	28	14.3	27.7	ニス	
			4-28- 4	1	6	14.3	5.9	醤油	
4-28- 4	573	7455	3-20- 3	3	32	0.5	0.4	油, 菜種油, 木ロウ	
			3-20- 4	1	10	0.2	0.1	ロウ	
			3-26- 0	1	5	0.2	0.1	しょうゆ粕	
			4-32- 0	2	38	0.3	0.5	ソバ粉, 米粉	
			4-38- 0	2	37	0.3	0.5	麩, 漬物, 浜納豆	
			5-46- 1	1	13	0.2	0.2	綿糸漁網	
4-29- 0	39	1171							
4-30- 0	92	17427							
4-31- 0	1360	12422							
4-32- 0	456	6139	1- 3- 1	1	5	0.2	0.1	燃糸	
			3-15- 3	1	20	0.2	0.3	コークス	

			3-20-3	1	8	0.2	0.1	菜種油
			3-26-0	10	117	2.2	1.9	糠(米,麦),粉末肥料,豆粕粉末,肥料
			4-28-2	1	35	0.2	0.6	ビール
			4-33-0	1	5	0.2	0.1	製氷
			4-34-0	2	62	0.4	1.0	菓子,鮎
			4-38-0	21	356	4.6	5.8	麺,素麺,うどん,製麺
			5-46-2	1	12	0.2	0.2	足袋
4-32に格付けられながら「製品種類」に4-32分類を含まない工場								
	(371	3443)	4-38-0	1	9	(0.3	0.3)	うどん,そうめん
4-33-0	101	1357						
4-33に格付けられながら「製品種類」に4-33分類を含まない工場								
	(456	6139)	4-32-0	2	17	(0.4	0.3)	菓子原料種粉,米粉
	(4	38)	4-36-0	1	13	(25.0	34.2)	練乳
4-34-0	484	4170	4-32-0	1	7	0.2	0.2	白玉粉
			4-33-0	1	17	0.2	1.4	サイダー水, 熱沸騰水
4-35-0	114	2152	4-37-0	2	45	1.8	2.1	かつをぶし, 蛭, 烏賊
			4-38-0	1	9	0.9	0.4	福神漬, 海苔佃煮
4-36-0	4	38						
4-37-0	289	3855	3-15-3	2	31	0.7	0.8	コークス
			3-21-3	1	61	0.3	1.6	沃度汚穢, 塩化硫黄
			3-26-0	2	17	0.7	0.4	摺蝦肥料
			4-32-0	1	8	0.3	0.2	精米精麦
			4-36-0	1	9	0.3	0.2	かんづめ
			4-38-0	1	9	0.3	0.2	ゆば
4-38-0	371	3443	3-26-0	1	12	0.3	0.3	精米肥料
			4-32-0	2	33	0.5	1.0	純粋麦粉,製粉
4-38に格付けられながら「製品種類」に4-38の分類を含まない工場								
	(2305	27583)	4-28-1	1	6	(-	-)	濁酒
	(573	7455)	4-28-4	11	64	(1.9	0.9)	みそ,麴
	(456	6139)	4-32-0	2	19	(0.4	0.3)	麦乾燥製精,小麦粉
	(101	1357)	4-33-0	1	9	(1.0	0.7)	ラムネ
5-39-0	962	21322	2-11-0	1	1018	0.1	4.8	印刷機械
			2-14-8	7	1144	0.7	5.4	活字,活字鑄造
5-40-1	200	2695	3-17-0	1	24	0.5	0.9	紙製漆器
			5-39-0	1	16	0.5	0.6	印刷物
5-40-2	113	2187	5-39-0	1	12	0.9	0.5	略層
注(13)			5-46-2	1	5	0.9	0.2	布製鯉
5-41-1	1201	14431	4-32-0	5	34	0.4	0.2	精米
			5-44-2	2	31	0.2	0.2	麦稈細工,麦稈函
5-41-2	330	2524	5-41-3	2	32	0.6	1.3	籠類
5-41-3	139	2406						
5-41に格付けられながら「製品種類」に5-41分類を含まない工場								
	(200	2695)	5-40-1	2	10	(1.0	0.4)	織物用紋紙彰
	(652	8296)	5-46-6	2	19	(0.3	0.2)	着板
	(456	6139)	4-32-0	1	9	(0.2	0.1)	精米
5-42-0	112	1729	5-46-4	1	13	0.9	0.8	綿布調帯
			5-46-6	1	6	0.9	0.3	品緒
5-43-0	66	1965	3-25-0	1	5	1.5	0.3	塗料
5-44-1	144	2139						
5-44-2	172	1878	5-41-1	1	5	0.6	0.3	屋根板
5-45-0	132	1266	2-13-5	1	5	0.8	0.4	石工用具

5-46-1	154	3459	1-2-2	1	183	0.6	5.3	綿糸
			1-2-3	1	25	0.6	0.7	麻糸
			1-3-2	1	6	0.6	0.2	絹糸
			2-11-0	2	280	1.3	8.1	製綱機械
			5-46-4	1	39	0.6	1.1	綜統
5-46-2	569	8523	1-6-2	3	32	0.5	0.4	ハンカチーフ, ふろしき, 手拭, 染木綿, 厚司
			4-28-4	1	5	0.2	0.1	酢, 醤油
			5-42-0	1	19	0.2	0.2	靴
			5-46-6	1	12	0.2	0.1	洋傘
5-46-3	98	3048						
5-46-4	54	1528	5-41-1	1	12	1.9	0.8	セメン樽
5-46-5	16	377						
5-46-6	652	8296	1-6-7	2	85	0.3	1.0	モール, 綿麻製蚊帳
			3-15-3	1	8	0.2	0.1	コークス
			3-24-0	1	33	0.2	0.4	せっけん
			4-35-0	1	115	0.2	1.4	かんづめ
			5-40-2	1	17	0.2	0.2	閉扇
			5-43-0	1	23	0.2	0.3	釜
5-46に格付けられながら「製品種類」に5-46分類を含まない工場								
(111	89781)	1-2-2	2	55	(1.8	0.1)	紡績, 綿糸
(19	3067)	1-2-3	2	35	(10.5	1.1)	麻糸
(182	3234)	1-3-1	1	30	(0.5	0.9)	捻糸
(3568	71759)	1-6-2	1	6	(-	-)	キャラコ, ハンカチーフ
(394	4226)	1-7-2	1	5	(0.3	0.1)	糸操
(215	3681)	1-8-1	18	140	(8.4	3.8)	メリヤス裁縫
(129	1045)	3-17-0	1	14	(0.8	1.3)	塗箸
			3-21-3	1	10			麻綿糸ほうたい
(84	926)	3-27-0	1	6	(1.2	0.6)	綿香
(200	2695)	5-40-1	1	5	(0.5	0.2)	紙石盤
(112	1729)	5-42-0	2	11	(1.8	0.6)	スリッパ, 防寒靴
(66	1965)	5-43-0	1	13	(1.5	0.7)	羽毛選択
(132	1266)	5-45-0	4	22	(3.0	1.7)	骨牌, 石盤, 硯
6-47-0	95	2315	1-2-2	1	27	1.1	1.2	綿糸紡績
6-48-0	9	401						
6-49-0	44	1196						

別表2注

- (1)……綾糸，撚糸とあって材質の示されていないものは絹撚糸とした。
- (2)……油糸，洋糸は綿糸とした。
- (3)……麻撚糸は産業分類表にないが，工場通覧本表には事実上存在しているので，項目を立てておいた。
- (4)……夜具を含む。
- (5)…… a) 以下のものは特別に材質の指示がない限り絹織物として処理した：米沢織，襟（衿）地，繻（珠）子，斜（七）子，糸織，綾，紗，紹，節織，太織，御召，ちりめん，紬，繻（珠）珍，八ツ橋，タフタ，帯地，銘仙，塩瀬，壁織，絛，緞子，金蘭，錦，厚板，紋，一采，明石織，秩父緋，秩父縞，黒八丈，風通，大島紬，大島緋，結城，琥珀，スカーフ，玉平織，ハンケチ（但し福井県のみ），ピロード，袴地。
b) 以下のものは綿織物として処理した：緋，縞，金巾，モスリン，雲斎，厚司，瓦斯〜，シーチング，キャリコ，ブラッシュ，中形，風呂敷，学生袴地，小倉，敷布，タオル，手拭，ハンケチ（福井県以外），前掛地，双子，京綾，服地，布団縞，コール天，底布，伏織，納戸，袴地（但し愛知県のみ），久留米緋，寧波布。
c) 以下のものは絹綿交織とした：片綾，半絹，綿綸子。
d) 以下のものは麻織物とした：荒布，粗布，リンネン，蚊帳地。
e) 以下のものは毛織物とした：ネル，ラシャ，ヘル（モヘル，モヘア），メルトン，毛布，ヂス。
f) 以下のものは，材質にかかわらず其他織物とした：洋傘地，裏地，膝掛，肩掛，襟巻，首巻，セル（絹毛交織），リボン，テープ，ネーム，綬，鼻緒地，ヅック地，夜具地，モール（笹縁），表具地類，帯ヅ，裂地，細織物，片麻布（綿麻交織），クレープ，帆，天幕，卓子掛，窓掛，サック。
g) 以下は分類不明：杉織，敷島織，無糸織，タンタンピース，タンタンシス，リップル織。
- (6)……製品種類欄に「○○・△△染」とある場合は，○○染及び△△染として処理した。ナカグロの解釈は以下同様。また，さらさ，形付，中形，下形，織物装飾，糊付，色名＋糸，織物名＋糸（例，紺糸，納戸糸など）は染物として扱った。
- (7)……張，洗張，起毛，生糸揚返を含む。
- (8)……2-11に属する3個の小項目は，兼業多く製品種類欄では分類不能のため，全体で1項目として扱った。
- (9)……鉄道用諸機器（信号機，転轍機等）を含む。
- (10)……製図器械を含む。
- (11)……2-14-1と2-14-2，2-14-3と2-14-4は，製品種類欄では分類不能のため，それぞれ1項目として扱った。
- (12)……産業分類表には医療材料という小項目はないが，工場通覧本表の製品種類欄にはガーゼ，ホータイ等の記入があるため，仮に1項目を立てた。
- (13)……絹製団扇を含む。

松田 芳郎 (まつだ・よしろう)
佐藤 正広 (さとう・まさひろ)
木村 健二 (きむら・けんじ)

明治期製造業における
工場生産の構造

平成2年3月30日

著者 松田 芳郎
佐藤 正広
木村 健二

発行 一橋大学経済研究所
日本経済統計情報センター
〒186 東京都国立市中2の1
電話 (0425) 72-1101

印刷所 コロニー東村山印刷所
〒189 東京都東村山市秋津町2-22-9
電話 (0423) 94-1111

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（下）』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の1）』, 1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第1巻, 1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻, 1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第2巻, 1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の2）』, 1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻, 1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（LTES）データベースの研究』1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の3）』, 1978年7月
12. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（上）』, 1979年3月
13. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（下）』, 1980年2月
14. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（補遺）』, 1980年3月
15. 松田芳郎『明治期府県の総括統計書解題』, 1980年3月
16. 松田芳郎・有田富美子・大井博美『明治中期株式会社の構造』, 1980年11月
17. 溝口敏行『長期経済統計（LTES）データベースの利用マニュアル』, 1981年3月
18. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第3巻, 1981年3月
19. 松田芳郎・大井博美『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期：鉄鋼・金属機械工業26社』, 1981年3月
20. 松田芳郎『明治中後期企業・工場統合データベース編成技法』, 1981年3月
21. 秋山涼子『「勸業年報」による工業生産の推計(1)：明治22～24年（1889～1891）』, 1981年10月
22. 松田芳郎・大井博美・野島教之・杉山文子『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期：鉱業・造船・食品・化学工業等99社』, 1981年12月
23. 『「郡是・市町村是」資料目録』, 1982年3月
24. 大井博美『「勸業年報」等による郡別米麦データファイル, 明治11～45年』, 1982年3月
25. 『明治期における府県総括統計書書誌』, 1982年3月
26. 尾高煌之助・松田芳郎編『日本経済統計データベース編成の課題と方法』, 1983年3月
27. 溝口敏行（監修）・大井博美・杉山文子『「勸業年報」等による郡別米麦データファイル（続）明治11～45年』, 1984年3月
28. 松田芳郎編『日本の社会経済統計データベース需要動向調査結果報告書（概要編）』, 1984年3月
29. 松田芳郎編『日本の社会経済統計データベース需要動向調査結果報告書（詳細編）』, 1985年3月
30. 『日本帝国領有期台湾関係統計資料目録』, 1985年5月
31. 『マイクロ・フィルム目録』第4巻, 1987年1月
32. 周防節雄『可塑的刊行形態の逐次刊行物目録データベース編成技法』, 1987年6月
33. 大久保恒治『現行政府統計調査データベース編成技法——「統計調査総覧」ファイルによる——』, 1989年2月
34. 秋山涼子『LTES データベース解説』, 1989年2月
35. 松田芳郎・周防節雄・大久保恒治編『調査統計報告書統合書誌データベースの編成』1990年3月
36. 松田芳郎・佐藤正広・木村健二『明治期製造業における工場生産の構造』1990年3月